

臨時宅地賃借価格修正法

地ヲ除クノ外稅務署長ハ整理施行者ノ申請ニ依リ工事完了ノトキ從前ノ地域ニ依リ同法第十七條ノ規定ニ準シ其ノ賃借價格ヲ設定シ設定賃借價格ヲ以テ其ノ土地ノ第十三條第二項ノ現賃借價格トス
第十五條(第一項) 整理施行地區内ニ耕地整理年額ヲ有スル土地アル場合ニ於テハ稅務署ハ整理施行者ノ申請ニ依リ工事著手ノトキ土地臺帳法第十七條ノ規定ニ準シ其ノ賃借價格ヲ修正又ハ設定シ修正賃借價格又ハ設定賃借價格ヲ以テ其ノ土地ノ第十三條第二項ノ現賃借價格トス
第十五條ノ三 第十五條第一項ノ土地ニ付テハ其ノ年額カ賃借價格配賦前ニ滿了スル場合ニ於テハ其ノ滿了スル年ノ翌年ニ於テ同項ノ規定ニ依リ修正賃借價格又ハ設定賃借價格を土地價格臺帳ニ登錄ス

○昭和六年法律第二十九號(耕地整理法の一部を改正する法律)

附則

第八條 地租法第九條第一項ノ規定ニ依リ一般ニ賃借價格ヲ改訂スル場合ニ於テハ前條第三項ノ年額ヲ有スル土地ノ賃借價格ハ其ノ改訂ニ依リ定メラルヘキ賃借價格ニ相當スル額ニ附則第六條ノ規定ニ依リ定メタル賃借價格ノ合計額ヲ之ニ對スル地租法第九十二條ノ規定ニ依リ賃借價格ニ相當スル額ノ合計額ヲ以テ除シテ得タル比率ヲ乘シタル額ニ之ヲ改訂ス

第十七條 第十一條ノ規定により一般に賃借價格を定める場合及び第三十條ノ規定により賃借價格を定める場合を除くの外、賃借價格を設定し又は修正する必要があるときは、類地の賃借價格に比準し、その土地の品位及び状況に應じて、これを定める。
第三十條 分筆をしたときは、各筆の品位及び状況に應じ、分筆前の價格を分配して、その賃借價格を定める。
合筆をしたときは、合筆前の各筆の賃借價格を合算したものを以て、その賃借價格とする。

○土地台帳法(昭和二十二年三月三十一日)

○土地台帳法(昭和二十二年三月三十一日) 法律第三十一號

○行政事件訴訟特例法(昭和二十三年七月一日)

第二條 行政廳の違法な処分取消又は変更を求め訴は、その処分に対し法令の規定により訴願、審査の請求、異議の申立その他行政廳に対する不服の申立(以下單に訴願という。)のできる場合には、これに対する裁決、決定その他の処分(以下單に裁決という。)を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、訴願の提起があつた日から三箇月を経過したとき又は訴願の裁決を経ることにより著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、訴願の裁決を経ないで、訴を提起することができる。

◎日本專賣公社法施行法

昭和二十四年五月十四日公布
法律第六十二號
昭和二十四年六月一日施行
(大藏大臣署名)

日本專賣公社法施行法

(設立)

第一條 日本專賣公社(以下「公社」という)は、昭和二十四年六月一日に設立されるものとする。

(職員引継)

第二條 昭和二十四年五月三十一日現在における專賣局の職員(常時勤務しない者又はあらかじめ定められた在任期間若しくは雇入期間が昭和二十四年六月一日以後二月以内である者を除く)は、公社の設立の日において、公社の職員となるものとする。

2 前項の規定により專賣局の職員が公社の職員となる場合においては、その者に対する退官手当及び退職手当は、支給しない。

3 第一項の規定により公社の職員となつた者が政府の職員として勤務した期間は、退職金の計算については、公社の定めるところにより、公社に勤務した期間とみなす。

(権利義務の承継)

第三條 改正前の煙草專賣法(明治三十七年法律第十四號)、改正前の鹽專賣法(明治三十八年法律第十一號)及び改正前の粗製樟腦、樟腦油專賣法(明治三十六年法律第五號)に基く專賣事業に關して

日本專賣公社法施行法

國が有し、又は有すべき權利義務は、別に定めるものを除く外、公社の設立の日において、公社が承継する。

(專賣局特別會計の廃止)

第四條 專賣局特別會計は、昭和二十四年五月三十一日限り、廃止する。

(財産引継)

第五條 昭和二十四年五月三十一日現在における專賣局特別會計に屬する資産及び負債(同會計の負担に屬する一時借入金を含む)は、公社の設立の日において、政府から公社に引き継がれるものとする。

2 昭和二十四年五月三十一日現在における專賣局及び印刷局特別會計法(昭和二十二年法律第三十六號)第六條第一項に規定する繰替金は、日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五號)第三十七條第一項の政府からの一時借入金とみなす。

(資本金)

第六條 公社の資本金は、昭和二十四年五月三十一日現在における專賣局特別會計の貸借対照表の資産の部に掲げる固定資産、作業資産及び流動資産の額の合計額から同日現在における專賣局特別會計の貸借対照表の負債の部に掲げる一般会計へ納付すべき益金、減價償却引当金、借入金及び短期負債の額の合計額を差し引いた額に相當する金額とする。

(予算執行に關する特例)

第七條 公社は、当分の間、國に委託する建設工事について必要が

あるときは、大蔵大臣の認可を受けて、会計に関する事務を担当する政府職員に当該工事に関する公社の予算の支出に関する事務を委任することができる。

(専賣局特別会計の決算)

第八條 専賣局特別会計における昭和二十三年度及び昭和二十四年度の予備費の支出、決算その他会計に関する事務は、公社の設立後においては、従前の例により公社が行う。

(不動産の登記)

第九條 公社が不動産に関する権利につきなすべき登記の手續については、政令で特例を設けることができる。

(訴訟及び訴願の受継)

第十條 第三條に規定する事業に関し國又は行政廳を当事者又は参加人とする訴訟であつて公社の設立の日において現に係属しているものは、その時において、公社又はただこ専賣法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩専賣法(昭和二十四年法律第百十二号)若しくはしよう腦専賣法(昭和二十四年法律第百十三号)に基いて当該訴訟に係る処分を相当する処分を行うべき公社の役員若しくは職員が受け継ぐ。

2 専賣局長官又は地方専賣局長に提起された訴願であつて、公社の設立の日までに裁決されなかつたものは、公社の総裁が裁決する。

(共済組合)

第十一條 アルコールの専賣並びにアルコール専賣法(昭和十二年法

律第三十二号)第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に従事する者で國に使用され國庫から報酬を受けるものは、当分の間、日本専賣公社法第五十一條第二項に規定する公社に設けられる共済組合の組合員とする。

(非課税)

第十二條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号の次に次の一号を加える。

一ノ二 日本専賣公社自己ノ爲ニスル登記又は登録

2 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六の前に次の一号を加える。

六ノ五ノ三 日本専賣公社ノ発スル証書、帳簿

3 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第十二号中「政府ノ専賣品」を「政府ノ専賣品タル酒精」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二ノ二 國ノ専賣品ニシテ日本専賣公社ノ輸入ニ係ルモノ但

シ酒精ヲ除ク

(専賣局及び印刷局特別会計法の改正)

第十三條 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

印刷局特別会計法

本則中「各会計」を「この会計」に改める。

第一條中「専賣局及び」及び「各々」を削る。

第二條中「専賣局特別会計及び」を削る。

第三條中「夫々」を削る。

第四條中「夫々専賣局及び」を削る。

(日本専賣公社法の改正)

第十四條 日本専賣公社法の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項中「(第一項第三号を準用する場合を除く。)」を削る。

第五十二條を次のように改める。

第五十二條 削除

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 改正前の専賣局及び印刷局特別会計法は、第十三條の規定にかかわらず、日本専賣公社法第二十九條第一項の規定においてその例による限りにおいて、なおその効力を有する。

参 照

○日本専賣公社法 (昭和二十三年十二月二十日) 法律第二百五十五号)

(経理原則)

第二十九條(第二項) 公社の会計(價格及び料金に関するものを含む。以下本條中同じ。)に関しては、企業の能率的な運営を図るため公共企業体の会計に関する法律が制定施行されるまでは、公社を國の行政機関とみなし、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは省令に定める場合を除く外、専賣局及び印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)財政法(昭和二十二年法律第三十四号)会計法(昭和二十二年法律第三十五号)國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)その他従前の専賣局の事業の会計に関し適用される法令の規定の例によるものとする。

(借入金)

第三十七條(第一項) 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができる。公社は市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

(共済組合)

第五十一條(第一項) 公社の役員及び職員は、國に使用されるもので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本専賣公社」と「各省

日本專賣公社法施行法

各廳の長」とあるのは「日本專賣公社總裁」と、第六十九條(第一項)第三号を準用する場合を除く。及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本專賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表するもの」とあるのは「日本專賣公社を代表する者」と読み替えるものとする。

○專賣局及び印刷局特別会計法

(昭和二十二年三月三十一日) 法律第三十六号

第一條 專賣局及び印刷局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、各々特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第二條 專賣局特別会計及び印刷局特別会計(以下各会計という。)は、大藏大臣が法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 各会計においては、夫々各会計に所属する資産の金額を

管理する。

第四條 各会計においては、夫々專賣局及び印刷局の事業経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動を、その発生の事実に基づいて、計理する。

第六條(第一項) 各会計において、運轉資金に充てるため必要があるときは、各会計の負担において、一時借入金を行なひ若しくは融通証券を発行し又は國庫余裕金を繰替使用することができ

○國家公務員共済組合法

(昭和二十三年六月三十日) 法律第六十九号

(國庫負担金)

第六十九條(第一項) 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

- 一 保健給付、罹災給付及び休業給付に要する費用の二分の一
- 二 退職給付、療疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の五
- 三 組合の事務に要する費用の全額

(期間計算の特例に伴う追加費用の負担)

第九十二條 前條の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫(第八十六條第一項の規定に該当する者で國庫から報酬を受ける者以外の者については都道府縣又は市町村。)が、これを負担する。

○アルコール專賣法

(昭和十二年三月三十一日) 法律第三十二号

第二條 本法ニ於テアルコールトハアルコール分九十度以上ノアルコールヲ謂フ

アルコール分トハ攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇、七九四九ノ比重ヲ有スルアルコールノ容量ヲ謂フ

○登録税法

(明治二十九年三月二十八日) 法律第二十七号

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録税ヲ課セス(後略)

一 政府自己ノ爲ニスル登記又ハ登録

○印紙税法

(明治三十一年三月十日) 法律第五十四号

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

六ノ六 法令ニ依ル公團ノ業務ニ關スル証書帳簿

○関稅定率法

(明治四十三年四月十五日) 法律第五十四号

第七條 左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス

十二 政府ノ專賣品又ハ酒精ノ製造ニ供スル原料品ニシテ政府ノ輸入ニ係ルモノ

○國民金融公庫法

昭和二十四年五月二日公布 法律第四十九号 昭和二十四年五月二日一部施行 同 年六月一日一部施行

内閣總理・大藏大臣・法務總裁・厚生大臣署名

國民金融公庫法

目次

- 第一章 總則(第一條―第九條)
- 第二章 國民金融審議會(第十條)
- 第三章 役員及び職員(第十一條―第十七條)
- 第四章 業務(第十八條―第二十條)
- 第五章 會計(第二十一條―第二十七條)
- 第六章 監督(第二十八條―第三十條)
- 第七章 罰則(第三十一條―第三十三條)
- 第八章 雜則(第三十四條―第四十九條)

第一章 總則

(目的)

第一條 國民金融公庫は、庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする國民大眾に対して、必要な事業資金の供給を行うことを目的とする。

(法人格)

第二條 國民金融公庫(以下「公庫」という。)は、公法上の法人とする。公庫は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五條又は商會社その他の社團に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に定める商會社ではない。

(事務所)

第三條 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公庫は、大藏大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。但し、その数は、東京都、北海道及び福岡縣においては二、その他の府縣においては一をこえることができない。

(業務の代理)

第四條 公庫は、大藏大臣の認可を受けて、他の金融機關にその業務の一部を代理させることができる。

2 公庫は、前項の規定により金融機關にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機關に対して代理業務に関する規則を示さなければならぬ。

(資本金)

第五條 公庫の資本金は、十三億円とする。但し、國會の議決を経て、これを増加することができる。

2 公庫の資本金は、政府がその全額を出資する。

3 政府の出資に係る資金は、第二十三條の規定による場合、國會の議決を経た金額の範囲内で業務上必要な不動産を取得する場合、庶民金庫から承継した日本銀行からの借入金返済する場合

を述べることができる。

2 審議會は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 經濟安定本部財政金融局及び大藏省銀行局を代表する者各一人

二 商業、工業、農業及び金融界を代表する者四人

三 國民大衆の利益を代表する者で國家又は地方公共團體の公務員以外のもの三人

4 前項に掲げる委員は、通貨發行審議會の推薦に基き、内閣の承認を得て大藏大臣が任命する。

5 委員を任命する場合において、その委員の選定に當つては、各地域における利益が適當に代表されるように相當の考慮を拂わなければならない。

6 委員のうち一人を委員長とする。委員長は、委員の互選により定める。

7 委員の任期は、二年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、第三項第二号の委員の半数及び同項第三号の委員のうち一人については、それぞれ一年とする。

8 委員が心身の故障その他の事由に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、大藏大臣は、通貨發行審議會の議を経て、これを解任することができる。

9 委員が欠員となつたときは、二月以内に補欠の委員を任命しなければならぬ。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

及び國會の議決を経て經費に充てる場合を除く外、第十八條の規定による小口貸付の業務に充てなければならない。

(登記)

第六條 公庫は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(非課税)

第七條 公庫には、所得税及び法人税を課さない。

(名称の使用の制限)

第八條 公庫でない者は、國民金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いることができない。

(法人に関する規定の準用)

第九條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公庫に準用する。

第二章 國民金融審議會

(國民金融審議會)

第十條 國民金融審議會(以下「審議會」という。)は、第十三條第一項の規定による推薦並びに第十八條第一項、第十九條第二項、第二十條、第二十四條及び第二十九條第二項の規定による議決をする外、大藏大臣の諮問に應じ、公庫の運営に関する重要な事項につき意見を述べるために、大藏省に置かれる。審議會は、必要があるとき認めるときは、公庫の運営に関する重要な事項につき意見を

する。

10 委員は、再任されることができる。

11 委員長及び委員は、その勤務に対し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公庫の業務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公庫の業務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

12 審議會は、少くとも年に四回開かなければならぬ。

13 前各項に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十一條 公庫に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事四人及び監事二人を置く。

(役員職務権限)

第十二條 總裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁及び副總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公庫の事務を監査する。

(役員任命)

第十三條 総裁及び監事は、審議会の推薦に基づき、内閣の承認を得て大藏大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が大藏大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十四條 総裁、副総裁、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

2 総裁、副総裁、理事及び監事は、再任されることができる。

3 総裁、副総裁、理事及び監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十五條 公庫と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十六條 総裁、副総裁及び理事は、公庫の職員の中から、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員地位)

第十七條 公庫の役員及び職員(常時公庫に勤務して一定の報酬を

受ける者であつて、役員及び二月以内の期間を定めて雇うられる者以外のものをいう。以下同じ。)は、國家公務員とする。

第四章 業務

(業務の範囲)

第十八條 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、大藏大臣が審議会の議を経て定める計画及び指示に従い、生業資金の小口貸付の業務を行う。

2 前項に規定する「生業資金の小口貸付」とは、独立して事業を遂行する意思を有し、且つ、適切な事業計画を持つ者で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、小口の事業資金を供給することをいい、生活困窮者に対する救済資金の供給を意味するものと解釈してはならない。

(業務方法書)

第十九條 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、大藏大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 大藏大臣は、前項の認可をしようとするときは、審議会の議を経なければならない。

3 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限並びに第四條第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

(事業計画及び資金計画)

第二十條 公庫は、毎事業年度において当該事業年度の予算の添附書類に定める計画に適合するように、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを大藏大臣に提出し、審議会の議を経て行うその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第五章 会計

(予算及び決算)

第二十一條 公庫の予算及び決算に関しては、公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の定めるところによる。

(利益金の処分)

第二十二條 公庫は、毎事業年度の決算上利益金を生じたときは、これを國庫に納付しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十三條 公庫は、その業務上の余裕金をもつて、公債若しくは復興金融債券を保有し、又はこれを大藏省預金部へ預け入れて運用することができる。

(債権の條件変更等)

第二十四條 公庫から資金の貸付を受けた者が災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、公庫は、審議会の議を経て、貸付条件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることができる。

(資金の交付)

第二十五條 公庫は、第四條第一項の規定により業務を代理する金融機関に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(不動産の取得)

第二十六條 公庫は、國會の議決を経た金額をこえて、業務上必要な不動産を取得することができない。但し、第四十四條第一項の規定により庶民金融庫及び恩給金庫から不動産を譲り受けた場合は、この限りでない。

(会計帳簿)

第二十七條 公庫は、大藏大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

第六章 監督

(監督)

第二十八條 公庫は、大藏大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。

2 大藏大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第二十九條 大藏大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。
 - 二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
 - 三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
 - 四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公庫の役員として不適当と認められるとき。
- 2 前項第四号の規定により解任しようとするときは、大蔵大臣は、あらかじめ審議会の議を経なければならない。

(報告及び検査)

第三十條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公庫に対して報告をさせ、又は職員をしてその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第七章 罰則

第三十一條 公庫の役員又は職員が前條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員

を三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
 - 二 第六條第一項の規定に基く政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。
 - 三 第十八條第一項の規定に違反して生業資金の小口貸付の業務以外の業務を行ったとき。
 - 四 第二十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
 - 五 第二十八條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。
- 第三十三條 第八條の規定に違反して國民金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

第八章 雜則

(他の法令の準用)

第三十四條 訴願法(明治二十三年法律第五号)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公庫を國の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(共済組合)

第三十五條 公庫の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において同法中

「各省各廳」とあるのは「國民金融公庫」と、「各省各廳の長」とあるのは「國民金融公庫總裁」と、同法第六十九條(同條第一項第三号を適用する場合を除く。)及び第九十二條中「國庫」とあるのは「國民金融公庫」と、同法第七十三條第二項、第七十五條第二項及び第九十八條中「政府を代表する者」とあるのは「國民金融公庫を代表する者」と読み替へるものとする。

第三十六條 國庫は、公庫に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

(健康保險等との關係)

第三十七條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項及び厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條ノ二の規定の適用については、公庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

(災害補償)

第三十八條 公庫の役員及び職員は、その災害補償については、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)の規定を適用する。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公庫の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償を要する費用は、公庫が負担する。
(失業保險)

第三十九條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第四十條 國庫は、公庫がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。
(経過的规定)

第四十一條 大蔵大臣は、通貨發行審議会の推薦に基き、第十條第三項各号に該当する者並びに庶民金庫及び恩給金庫を代表する者のうちから、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理せしめる。

第四十二條 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、資本金の拂込の請求をしなければならない。

第四十三條 資本金の拂込があつた日において、設立委員は、その事務を公庫の總裁に引き継がなければならない。

2 總裁が前項の事務の引継を受けた日において、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

3 公庫は、設立の登記をすることに因り成立する。

第四十四條 庶民金庫及び恩給金庫は、公庫成立のときは解散するものとし、その権利義務は、公庫が承継する。

2 大蔵大臣は、庶民金庫及び恩給金庫の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に囑託しなければならない。

- 3 登記所は、前項の囑託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならぬ。
- 4 前項の登記については、登録税を課さない。
- 第四十五條 公庫は、前條第一項の規定により、庶民金庫及び恩給金庫から承継した債権債務のうち左に掲げるものに係るものについては、特別勘定を設けてこれを経理し、政令の定めるところにより、公庫の運営の健全性を害しない範囲においてなるべくすみやかに、これを整理しなければならない。
- 一 庶民金庫法(昭和十三年法律第五十八号)第十七條第二号の規定による資金の融通、同條第三号の規定による損失補償及び同條第四号の規定による預金の受入(同條第五号の規定によるこれらの業務に附帯する事業を含む)並びに同法第十七條ノ二の規定による預金の受入及び資金の貸付
- 二 恩給金庫法(昭和十三年法律第五十七号)第十八條各号に掲げる業務
- 三 庶民金庫法第十八條又は恩給金庫法第二十二條の規定により余剰金の運用として保有する有價証券であつて第二十三條に規定するもの以外のもの保有
- 2 前項の規定により特別勘定として経理する債権債務については、その整理を完了するまでは、公庫は、第十八條第一項の規定にかかわらず、その業務を行うことができる。
- 3 公庫は、前條第一項の規定により恩給金庫の権利義務を承継する。

- る場合において、この法律施行地内にある事務所のこの法律施行地外にある事務所に対する貸又は借があるときは、その貸又は借を第一項の特別勘定に属させなければならない。
- 第四十六條 第四十四條第一項の規定による庶民金庫及び恩給金庫から公庫への有價証券の移轉については、有價証券移轉税を課さない。
- 第四十七條 公庫は、金融機関再整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第三十七條の八第一項の規定及び第四十二條の二から第四十二條の五までの規定の適用に関しては、庶民金庫及び恩給金庫の事業の譲受につき、これらの規定に定める譲渡金融機関からその事業の全部の譲渡を受けた金融機関とみなす。
- 第四十八條 この法律に規定するものの外、公庫の設立、公庫による庶民金庫及び恩給金庫の業務の引継並びに庶民金庫及び恩給金庫の解散に関し、必要な事項は、政令で定める。
- 第四十九條 第八條の規定は、この法律施行の際現に國民金融公庫又はこれに類する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第十六項まで(附則第十二項を除く)の規定は、公庫成立の日から施行する。
- 2 恩給金庫法及び庶民金庫法は、廃止する。
- 3 恩給金庫法中恩給債券に関する規定は、前項の規定にかかわらず、

- ず、第四十四條第一項の規定により公庫に承継される恩給債券について、なおその効力を有する。
- 4 恩給金庫法及び庶民金庫法廃止前にした行爲に対する罰則の適用については、これらの法律は、なおその効力を有する。
- 5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 第六條ノ二を次のように改める。
- 第六條ノ二 削除
- 第十九條第二号ノ二を第二号ノ三とし、第二号ノ三を第二号ノ四とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 二ノ二 國民金融公庫自己ノ爲ニスル登記又ハ登録
- 同條第七号中「恩給金庫、」、「庶民金庫、」、「恩給金庫法、」及び「庶民金庫法、」を削り、同條第十八号中「庶民金庫、」を削る。
- 6 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五條第五号ノ三を次のように改める。
- 五ノ三 國民金融公庫ノ発スル証書、帳簿
- 同條第六号ノ二を次のように改める。
- 六ノ二 削除
- 7 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
- 第十一條第一項但書及び第七十五條第四項を削る。
- 8 無盡業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

- 第十條第一項第四号中「若ハ庶民金庫」を削る。
- 9 無盡会社は、無盡業法第十條の改正規定にかかわらず、第四十五條第一項の規定による公庫の特別勘定の整理の完了するまでは、従来の庶民金庫への預け金に相当する営業上の資金を公庫への預け金に運用することができる。
- 10 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
- 六 削除
- 七 削除
- 11 前項の規定施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 12 通貨発行審議会法(昭和二十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
- 第一條第一項中「日本銀行法」の下に「及び國民金融公庫法」を加える。
- 13 取引高税法(昭和二十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。
- 第二條第二項中「恩給金庫、庶民金庫、復興金融公庫」を「復興金庫、國民金融公庫」に改める。
- 14 地方税法(昭和二十三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

國民金融公庫法

第十三條第十二号を次のように改める。
十二 國民金融公庫及び復興金融公庫の事業
公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を次のように改正する。

15 第一條中「庶民金庫」を「國民金融公庫」に改める。
16 公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の規定に基いて成立した庶民金庫の昭和二十四年度の予算のうち、公庫の成立の日の前日までに執行されなかつたものは、公庫の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

参照

○國家公務員共済組合法 (昭和二十三年六月三十日 法律第六十九号)

第六十九條(第一項) 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。
三 組合の事務に要する費用の全額

○民法 (明治二十九年四月二十七日 法律第八十九号)

第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ商會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト爲スコトヲ得
前項ノ社團法人ニハ總テ商會社ニ關スル規定ヲ準用ス
第四十四條 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

(*) 都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニシテ前條ト乃至(ル)ニ掲グルモノノ事業所ニ使用セラルル者 (以下略)

○労働者災害補償保險法 (昭和二十二年四月七日 法律第五十号)

第三條(第三項) 國の直営事業、労働基準法、第八條第一号乃至第十五号及び第十七号に該当しない官公署、同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける船員については、この法律は、これを適用しない。

○失業保險法 (昭和二十二年十二月一日 法律第四十六号)

第七條 國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者が離職した場合に、他の法令、條例、規則等に基いて支給を受けるべき恩給、退隱料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保險給付の内容を超えると認められる場合には、前條の規定にかかわらず、政令の定めるところによつて、これを失業保險の被保險者としなす。
第二十八條(第一項) 國庫は、保險給付に要する費用の三分の一を負担する。

○庶民金庫法 (昭和十三年四月一日 法律第五十八号)

第十七條 庶民金庫ハ左ノ業務ヲ行フ
一 割賦償還又ハ定期償還ノ方法ニ依ル小口貸付

國民金融公庫法

法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行爲ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帶シテ其賠償ノ責ニ任ス
第五十條 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス
第五十四條 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

○健康保險法 (大正十一年四月二十二日 法律第七十二号)

第十二條(第一項) 國ニ使用セラルル被保險者又ハ地方公共團體ノ事務所ニ使用セラルル被保險者ニシテ他ノ法律ニ基ク共済組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテハ本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

○厚生年金保險法 (昭和十六年三月十二日 法律第六十号)

第十六條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ厚生年金保險ノ被保險者トセズ
一 國、地方公共團體又ハ法人ニ使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
(イ) 恩給法ノ適用ヲ受クルモノ
(ロ) 法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員
(ハ) 吏員
(ニ) 都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者

二 金融機關ニ對スル小口貸付資金ノ融通

三 金融機關ノ爲ニスル小口貸付ノ損失補償

四 庶民金庫ト前各號ノ取引ヲ爲ス者ノ預金ノ受入

五 前各號ニ附帶スル事業

第十七條ノ二 庶民金庫ハ前條ノ業務ノ外無盡會社又ハ市街地信用組合ノ預金ノ受入及無盡會社又ハ市街地信用組合ニ對スル貸付ヲ併セ行フコトヲ得

第十八條 庶民金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ヲ取得スルコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

○恩給金庫法 (昭和十三年四月一日 法律第五十七号)

第十八條 恩給金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

一 恩給法ニ依ル恩給ヲ擔保トスル貸付

二 勳章年金(以下年金ト稱ス)ヲ擔保トスル貸付

三 恩給法以外ノ法令(地方公共團體ノ條例ヲ含ム)ニ依ル恩給ヲ擔保トスル貸付

四 恩給及年金ノ代理受領並ニ受領シタル金錢ノ寄託ノ引受

五 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第二十二條 恩給金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ス

國民金融公庫法

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

○登録税法 (明治二十九年三月二十八日法律第二十七號)

第六條ノ二 恩給金庫ガ恩給債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 恩給債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ毎

一件金三百圓ノ登録税ヲ納ムヘシ

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録税ヲ課セス但シ第二號ノ二、

第八號乃至第九號ノ四、第十一號、第十一號ノ三、第十二號及

第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

七 日本銀行、恩給金庫、(中略)庶民金庫、(中略)ニ付キ日本

銀行法、恩給金庫法、(中略)庶民金庫法、(中略)ニ基キテ爲

ス登記

十八 (上略)庶民金庫、(中略)ノ事務所ノ用ニ供スル不動産ニ

○印紙税法 (明治三十二年三月十日法律第五十四號)

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

五ノ三 恩給金庫ノ發スル出資證券又ハ貸付業務ニ關スル證書、帳簿

六ノ二 庶民金庫ノ業務ニ關スル證書、帳簿

○恩給法 (大正十二年四月十四日法律第四十八號)

第十一條(第一項) 恩給ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ特別法ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ニ擔保ニ供スルハ此ノ限リニ在ラス

第七十五條(第四項) 遺族ノ員數ニ依ル加給ヲ爲サル扶助料カ恩給金庫ニ擔保ニ供セラレ居ル場合ニ於テ當該加給ノ原因タル遺族ヲ第一項第一號但書又ハ前項ノ規定ニ依リ他ノ扶助料ニ付テノ加給ノ原因タラシムルコトヲ請求セントスルトキハ恩給金庫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ恩給金庫ニ對シ相當ノ擔保ノ供セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

○無盡業法 (昭和六年四月一日法律第四十二號)

第十條(第一項) 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

四 銀行若ハ庶民金庫ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

○經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律

第一條 營團、金庫又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表甲號ニ掲ケ

(昭和十九年二月十日法律第四號)

ない。(但書略)

十二 恩給金庫、庶民金庫及び復興金融公庫ノ事業

○公團等ノ予算及び決算ノ暫定措置ニ關スル法律

(昭和二十四年四月十九日法律第二十七號)

(通則)

第一條 法令による公團、復興金融公庫、庶民金庫、船舶運営會、持株會社整理委員會、閉鎖機關整理委員會及び証券處理調整協會(以下「公團等」という。)ノ予算及び決算ニ關しては、この法律、この法律に基ク政令若しくは省令又は公團等ニ關する法令に定める場合を除クの外、國ノ予算及び決算ノ作成、提出又は議決ニ關シ適用される法令ノ規定ノ例による。

○金融機關再建整備法 (昭和二十一年十月八日法律第三十九號)

第三十七條(八(第一項)) 前七條ノ規定は、第二十五條第三項若しくは第四項又は第三十六條第二項若しくは第三項ノ規定によりその債権ノ全部又は一部が消滅した讓渡金融機關からその事業ノ全部ノ讓渡又は保險契約ノ全部ノ移轉を受けた金融機關に、これを準用する。

第四十二條(二) 第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項ノ規定により他の金融機關(以下讓受金融機關といふ。)に事業ノ全部若しくは一部を讓渡し、又は保險契約ノ全部若しくは一部を移轉する金融機關(以下讓渡金融機關といふ。)

ルモノノ役員其ノ他ノ職員ハ罰則ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スルモノト看做ス

別表甲號

六 恩給金庫

七 庶民金庫

○通貨発行審議會法 (昭和二十二年十二月十七日法律第九十七號)

第一條(第二項) 通貨発行審議會は、内閣總理大臣ノ所轄に屬シ、日本銀行法ノ規定によりその権限に屬させた事項を掌る。

○取引高税法 (昭和二十三年七月七日法律第九十八號)

(營業及び營業者)

第二條 この法律において營業とは、左に掲げる營業をいう。

二 銀行業(銀行業、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、復興金融公庫その他命令で定める金融機關のなす金融事業をいう。以下同じ。)

○地方税法 (昭和二十三年七月七日法律第九十九號)

(課税除外)

第十三條 左に掲げるものに対しては、地方税(釐産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材取引税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割を除く。)を課することができ

國民金融公庫法

は、第二十六條第二項の規定の適用を受ける譲渡金融機関については、第二十七條第一項の認可を受けた日、その他の譲渡金融機関については、第四十條第一項の認可又は第四十一條第一項の命令のあつた日以後に退職する役員又は従業員（以下退職者といふ。）に對しては、法令の規定、定款の定又は契約の條項にかかはらず、退職金を支給してはならない。

譲渡金融機関は、前項の規定にかかわらず、退職者で新勘定及び旧勘定の区分の消滅の日（第二十六條第二項の規定の適用を受ける譲渡金融機関の場合においては、同項の規定により主務大臣の指定する日）までに譲受金融機関の役員又は従業員とならなかつたものに対して、その翌日以後退職金を支給することができる。

前項の規定によつて支給する退職金には、退職の日以後の利息を附することができる。

第四十二條の三 譲渡金融機関の退職者で第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日以後新勘定及び旧勘定の区分の消滅の日（第二十六條第二項の規定の適用を受ける譲渡金融機関の場合においては、同項の規定により主務大臣の指定する日）までに譲受金融機関の役員又は従業員となつたものの当該譲渡金融機関における役員又は従業員としての在職期間は、退職金の計算については、これを当該譲受金融機関における役員又は従業員としての在職期間とみなす。

は清算若しくは破算の場合を除く外、主務大臣の認可を受けなければ、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において第一項の金融機関の従業員であつた者に對する退職金の支拂以外の目的に、これを使用してはならない。

第四十二條の五 譲渡金融機関が前條第三項の規定により譲受金融機関に譲渡した資産に相當する金額又は譲受金融機関が前條第四項の規定により積み立てた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、特別法人税法による各事業年度の剰餘金又は地方税法により營業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

◎復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律

昭和二十四年五月二十八日公布
法律第百十四号
昭和二十四年五月二十八日施行
(大藏大臣署名)

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律

(復興金融公庫に対する登録國債の交付)

第一條 政府は、復興金融公庫法(昭和二十一年法律第三十四号)第四條第一項の規定による出資を登録國債の交付により行うことができる。但し、その金額は、六百二十四億六千七百万円をこえてはならない。

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律

第四十二條の四 金融機関は、任意積立金の三分の一に相當する金額と厚生年金保険法附則第十條乃至第十二條の規定による旧退職積立金及退職手当法により積み立てた退職手当積立金又は準備積立金の金額との合計金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において当該金融機関の従業員である者に対して当該金融機関又は譲受金融機関が退職金を支給するため留保を必要とする積立金の金額を定めることができる。

前項の規定により定められた積立金の金額は、第十三條第一項第二号の合計額に加算するものとし、第十八條第一号イ、第二十條第一項第二号、第二十四條第一項第二号及び第二十五條第一項第二号の積立金には、これを含めないものとする。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、当該金融機関が譲受金融機関に對し事業の全部若しくは一部の譲渡又は保険契約の全部若しくは一部の移轉をなしたときは、当該金融機関は、主務大臣の認可を受けて、当該積立金の全部又は一部を取り崩してこれに相當する資産を当該譲受金融機関に譲渡しなければならない。

前項の場合において、譲受金融機関は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を積み立てなければならぬ。

金融機関が第一項の規定により留保した積立金又は譲受金融機関が前項の規定により積み立てた積立金は、第三項の場合又

2 前項の規定により出資のため交付する登録國債の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。

一 交付價格 額面百円につき百円

二 償還期限 十年

三 利率 年五分五厘

3 政府は、第一項の出資のため必要な金額を限り、昭和二十四年度において公債を発行することができる。

(復興金融公庫の剰餘金の國庫納付)

第二條 復興金融公庫は、復興金融公庫法第二十七條の規定にかかわらず、毎事業年度の剰餘金を当該剰餘金の生じた年度において國庫に納付しなければならない。但し、昭和二十四年度に限り、納付に関する支出予算額が当該納付額に對し不足するときは、その不足額は、翌年度までに納付するものとする。

2 前項の剰餘金の計算及び納付の手續については、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○復興金融公庫法 (昭和二十一年十月八日法律第三十四号)

第四條(第一項) 政府は、千四百五十億圓を復興金融公庫に出資しなければならない。

第二十七條 復興金融金庫は、剰餘金を處分しようとするときは、復興金融委員會の承認を受けなければならない。

◎興業債券の発行限度の特例に関する法律

昭和二十四年五月十九日公布
法律第七十九号
昭和二十四年五月十九日施行
(大藏大臣署名)

興業債券の発行限度の特例に関する法律

日本興業銀行は、昭和二十五年三月末日まで、日本興業銀行法(明治三十三年法律第七十号)第十二條の規定にかかわらず、拂込資本金額の二十倍に相当する金額を限り債券を発行することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○日本興業銀行法(明治三十三年三月二十三日)

第十二條 日本興業銀行は拂込資本金ノ十倍ヲ限り債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ貸付金現在高、割引手形現在高及其ノ所有ニ係ル國債證券、地方債證券社債券、株券、地金銀現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

◎貸金業等の取締に関する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第一百七十号
昭和二十四年六月三十日施行
(大藏大臣署名)

貸金業等の取締に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、貸金業等の取締を行い、その公正な運営を保障するとともに不正金融を防止し、もつて、金融の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「貸金業」とは、何らの名義をもつてするを問はず、金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行為で業として行うものをいう。但し、左に掲げるものを除く。

- 一 國及び地方公共団体の行うもの
- 二 國民金融公庫、復興金融金庫、金融機關(銀行、信託会社、保險会社、無盡会社、市街地信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び農業協同組合、水産業協同組合その他貯金の受入を行う組合をいう。以下同じ)その他その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの
- 三 物品の賣買、運送若しくは保管又は物品の賣買の媒介を業とする者がその取引に附随して行うもの
- 2 手形の割引、賣渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付は、前項の金銭の貸付とみなす。

3 この法律において「貸金業者」とは、貸金業を行う者で第四條第二項の規定による届出受理書の交付を受けたものをいう。

(貸金業の届出)

第三條 貸金業を行おうとする者は、あらかじめ左に掲げる事項を記載した届出書を大藏大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名、名称又は商号
- 二 住所又は営業所若しくは事務所所在地
- 三 法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、その資本金額若しくは出資金額又は寄附財産の金額並びにその代表者又は管理人の氏名及び住所
- 四 業務の種類

2 前項の届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、定款又は寄附行為、主要な株主又は出資者の氏名若しくは名称又は商号及びその者の有する株式の数又はその者のした出資の金額を記載した書面、代表者又は管理人の履歴書、戸籍謄本及び直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び大藏大臣の定める様式により作成した資産に関する調査書
- 三 大藏大臣の定める事項を記載した業務方法書

(届出の受理)

第四條 大藏大臣は、前條の規定による届出があつた場合において、貸金業等の取締に関する法律

て、その届出をした者が左の各号の一に該当するとき、又は届出書若しくはその添附書類に法令の規定に違反する記載若しくは重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その届出を受理してはならない。この場合において、大藏大臣は、届出を受理しない旨を届出をした者に通知しなければならない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁こ以上の刑又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがないこととなつた日から三年を経過するまでの者
- 三 第十三條第一項若しくは第三項又は第十四條第二項の規定により二回以上業務の停止を命ぜられ、最後に業務の停止を命ぜられた日から二年を経過するまでの者
- 四 營業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
- 五 法人又は法人でない社團若しくは財團でその役員若しくは代表者又は管理人のうち前各号の一に該当する者のあるもの
- 2 大藏大臣は、前條の規定による届出書を受理したときは、その届出をした者に届出受理書を交付しなければならない。

(貸金業の制限)

第五條 貸金業者でなければ貸金業を行つてはならない。

(変更の届出)

第六條 貸金業者は、第三條の規定による届出書又はその添附書類

に記載された事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更の届出が、新たに就任した代表者又は管理人に係るものであるときは、当該代表者又は管理人の履歴書及び戸籍謄本を変更届出書に添附しなければならない。

(預り金の禁止)

第七條 貸金業者は、預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定多数の者からの金銭の受入で預金、貯金、掛金その他、何らの名義をもつてするを問はず、これらと同様の経済的性質を有するものをいう。

(貸付の利率及び媒介の手数料)

第八條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二條から第五條まで及び第六條第二項の規定(金利の最高限度)は、貸金業者の金銭の貸付の利率及び金銭の貸借の媒介の手数料について準用する。

(業務報告書)

第九條 貸金業者は、事業年度(事業年度の定がないときは、毎年四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。)ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後二月以内に、これを大蔵大臣に提出し、且つ、これを営業所又は事務所へ備えて置かなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において期限を定めあらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、その提出を延期することができる。

ればならない。

一 第四條第一項各号の一に該当することとなつた場合において、は、当該貸金業者

二 貸金業者であつた法人又は法人でない社團若しくは財團が解散した場合においては、その代表者又は管理人であつた者

三 貸金業者であつた個人が死亡した場合においては、その相続人

四 貸金業を廃止した場合においては、貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人若しくは法人でない社團若しくは財團の代表者若しくは管理人

3 貸金業者が前項各号の一に該当することとなつたときは、その時から第三條の規定によりした届出は、その効力を失う。

(業務の停止)

第十三條 大蔵大臣は、貸金業者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく大蔵大臣の処分違反したと認めるときは、当該貸金業者に対し十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ貸金業者に対しその旨を通知し、当該貸金業者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、部下の職員をして聴聞させなければならない。

3 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲に

2 前項の業務報告書の様式は、大蔵大臣が定める。

(報告及び帳簿書類の領置)

第十條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、貸金業を行つてゐる者からその業務及び財産の状況に関し報告を徴し、又はその任意に提出した帳簿書類を領置することができる。

(検査)

第十一條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、部下の職員をして貸金業を行つてゐる者の営業所又は事務所へ立ち入り、その帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(貸金業者の届出事項)

第十二條 貸金業者が貸金業を開始したとき、三月以上の期間にわたつて休業しようとするとき、又は三月以上の期間にわたつて休業した後貸金業を再開したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 貸金業者が左の各号の一に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出な

おいて期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(脱法行為の禁止等)

第十四條 何らの名義をもつてするを問はず、又、いかなる方法をもつてするを問はず、第五條及び第七條並びに第八條において準用する臨時金利調整法第五條の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。

2 大蔵大臣は、第五條の規定に違反して貸金業を行つてゐる者を発見したときは、前條第二項及び第三項に規定する手続に準じて、その者に対し、その業務の停止を命ずることができる。

(浮貸し等の禁止)

第十五條 金融機関の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付(第二條第二項に規定する金銭の交付を含む。)、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

2 小切手の呈示の時に自己の処分し得る資金のない者が、小切手を振り出した場合において、金融機関の役員、職員その他の従業者が、その情を知りながら、当該小切手の支拂をし、これを買入れ、又はこれによつて弁済を受けたときは、前項の規定の適用については、金銭の貸付をしたものとみなす。

(非営業無盡の取締)

第十六條 第三條、第四條第二項、第六條、第十條、第十一條、第十二條第二項第二号及び第四号並びに第十三條の規定は、営業として行われぬ無盡(無盡業法(昭和六年法律第四十二号)第一條

貸付業等の取締に関する法律

に規定する無盡をいう。のうち、その規模が大きく公共の利益に影響を及ぼすと認められるもので大蔵大臣の指定するものについて準用する。

(権限の委任)

第十七條 大蔵大臣は、財務部長又は財務部の支部長をしてこの法律に基く大蔵大臣の権限の一部を行わせることができる。

(罰則)

第十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條の規定に違反して貸付業を行つた者

二 第七條第一項の規定に違反して預り金をした者

三 第八條において準用する臨時金利調整法第五條の規定に違反した者

四 第十三條第一項若しくは第三項(第十六條において準用する場合を含む)又は第十四條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者

五 第十四條第一項の規定に違反した者

第十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には、刑法による。

第二十條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に貸付業を行つてゐる者は、この法律施行後三月以内に、第三條の規定により届出書を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

3 前項に規定する者に対しては、第四條に規定する大蔵大臣の処分の日までは、第五條の規定は、適用しない。

4 無盡業法の一部を次のように改正する。
第一條に次の一項を加える。

一定ノ給付金額ヲ定メ一定ノ期間内ニ掛金ヲ拂込マシメ其ノ期間ノ中途又ハ滿了ノトキニ於テ掛金者ニ對シテ金銭ノ給付ヲ爲スモノハ無盡ト看做ス

5 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中

金利調整審議会

日本銀行政策委員会の諮問に應じて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。

を

金利調整審議会

日本銀行政策委員会の諮問に應じて、金利(貸付業者の貸付の利率及び媒介の手数料を含む)の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。

に

貸付業等の取締に関する法律

- 一 第三條(第十六條において準用する場合を含む)の規定による届出書又はその添附書類に虚偽の記載をした者
 - 二 第六條(第十六條において準用する場合を含む)の規定による変更の届出を怠り、又は変更届出書若しくはその添附書類に虚偽の記載をした者
 - 三 第九條第一項の規定による業務報告書の提出を怠り、又は業務報告書に虚偽の記載をした者
 - 四 第十條(第十六條において準用する場合を含む)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 五 第十一條第一項(第十六條において準用する場合を含む)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 六 第十二條第一項又は第二項(第十六條において準用する場合を含む)の規定による届出を怠つた者
- 第二十一條 法人(法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第十八條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。
- 2 前項の規定により法人でない社團又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社團又は財團を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

改める。

参照

○臨時金利調整法(昭和二十二年十二月十三日法律第百八十一号)

第二條 大蔵大臣は、当分の間、経済一般の情況に照し必要があるときと認めるときは、日本銀行総裁をして、金融機関の金利の最高限度を定めさせることができる。但し、金融機関の金利の最高限度が、他の法律に基き定められ得る場合は、この限りでない。

大蔵大臣は、経済一般の情況に照し必要があるとき認めるときは、日本銀行総裁をして、前項の規定により日本銀行総裁が決定した金利の最高限度を変更又は廃止させることができる。変更させたものについても、また同様とする。

前二項の規定により、日本銀行総裁が、金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金利調整委員会(以下委員会という)に諮問しなければならない。

大蔵大臣は、第一項又は第二項の規定により、日本銀行総裁をして金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止させるときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第三條 日本銀行総裁は、前條第一項又は第二項の規定により金融機関の金利の最高限度を定める場合においては、金融機関別に、又、地域別に、これを定めることができる。

協同組合による金融事業に関する法律

第四條 この法律により定められる金融機関の金利の最高限度は、常に、一般金融市場の状況に相應するようなものでなければならぬ。

第五條 この法律により金融機関の金利の最高限度が定められたときは、当該金融機関は、当該金利については、その最高限度を超えて、これを契約し、支拂い、又は受領してはならない。その最高限度以下で、第三者との間において、これを契約し、支拂い、又は受領することは、全く自由である。

第六條(第二項) 委員会は、金融機関の金利に関し、大蔵大臣又は日本銀行総裁に、随時意見を具申することができる。

○無盡業法(昭和六年四月一日法律第四十二號)

第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金錢、有價證券其ノ他ノ財産ノ給付ヲ爲スモノ亦同ジ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

◎協同組合による金融事業に関する法律

昭和二十四年六月一日公布
法律第四百八十三號
昭和二十四年七月一日一部施行
同二十五年三月一日一部施行
同年六月一日一部施行
(大蔵大臣署名)

協同組合による金融事業に関する法律

協同組合による金融事業に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、協同組織による金融業務の健全な経営を確保し、預金者その他の債権者及び出資者の利益を保護することにより一般の信用を維持し、もつて協同組織による金融の発達を図ることを目的とする。

(免許)

第二條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に規定する信用協同組合(同法第七十七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を含む。以下「信用協同組合」という)は、大蔵大臣の免許を受けなければ、事業を行うことができない。

2 前項の免許を受けようとする信用協同組合は、申請書に、定款並びに業務の種類及び方法を記載した書面及び事業計画書を添付し、大蔵大臣に提出しなければならない。

(出資の金額)

第三條 信用協同組合の出資の額は、外部負債の総額の百分の三以上でなければならない。

2 前項の「外部負債の総額」とは、貸借対照表の負債の部の総額及び繰越損の額の合計額から出資金、積立金(配当引当積立金以外の特定の目的のために積み立てられた積立金を除く)及び繰越金の合計額を控除した額をいう。

(余裕金の運用の制限)

第四條 信用協同組合は、左の方法による以外に、その業務上の余

裕金を運用してはならない。

一 銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合連合会、水産業協同組合連合会又は信用協同組合への預金、貯金又は金銭信託

二 大蔵省預金部への預金又は郵便貯金

三 國債、地方債又は大蔵大臣の認可を受けた有價証券の取得(事業年度)

第五條 信用協同組合の事業年度は、四月から翌年三月までとする。

(銀行法及び貯蓄銀行法の準用)

第六條 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第八條(法定準備金)、第十條(業務報告書)、第十二條から第十四條まで(監査書、役員の兼職制限及び合併の認可)及び第十九條から第三十一條まで(預金の拂戻の停止並びに主務大臣及び裁判所の監督権限)並びに貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)第十六條(定款又は業務の変更)の規定は、信用協同組合について準用する。

(罰則)

第七條 第二條第一項の規定に違反した場合には、その違反行為をした信用協同組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者を五千円以下の罰金に処する。

第八條 左の各号に該当する場合には、その違反行為をした信用協同組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者を一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

協同組合による金融事業に関する法律

一 第四條の規定に違反したとき。

二 第六條において準用する銀行法(以下本條及び第九條中「銀行法」という)第十條の規定による業務報告書又は銀行法第十二條の規定による監督書の不実の記載その他の方法により官廳又は公衆を欺もうとしたとき。

三 銀行法第二十一條の規定による検査に際し、帳簿書類の隠蔽、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

第九條 左の各号に該当する場合には、その違反行為をした信用協同組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者を千円以上千円以下の過料に処する。

一 銀行法第八條又は第十三條の規定に違反したとき。

二 銀行法第十二條の規定により信用協同組合に備えて置かなければならない書類の備付を怠り、又は銀行法第十條若しくは第十二條の規定により主務大臣に提出しなければならない書類の提出を怠り、これに記載すべき事項を記載せず、若しくはこれに不実の記載をしたとき。

三 銀行法第十九條の規定による届出若しくは公告をすることを怠り、又は不実の届出若しくは公告をしたとき。

四 銀行法第二十二條、第二十三條、第二十六條又は第二十九條の規定により主務大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

五 第六條において準用する貯蓄銀行法第十六條第一項の規定に違反したとき。

六 第六條において準用する貯蓄銀行法第十六條第二項の規定に

協同組合による金融事業に関する法律

より主務大臣のした命令に違反したとき。

第十條 第八條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第十一條 信用協同組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその信用協同組合の業務に関して第七條又は第八條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その信用協同組合に対して各本條の罰金を科する。

附則

この法律の規定中信用協同組合（中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会を除く。）に関する部分は、同法施行の日から、同法第七十七條第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会に関する部分は、同法施行の日から八月を経過した日から施行する。但し、第三條の規定は、この法律公布の日から一年を経過した日から施行する。

参照

○銀行法（昭和二年三月三十日法律第二十一號）

第八條 銀行ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第十條 銀行ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十二條 銀行ノ監査役ハ銀行ノ業務及財産ノ狀況ニ關スル調査

ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ毎營業年度一回作成シテ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ

第十三條 銀行ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十四條 銀行ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十九條 銀行ガ預金ノ拂戻ヲ停止スルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公告シ事由ヲ具シテ主務大臣ニ届出ヅベシ

第二十條 主務大臣ハ何時ニテモ銀行ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十一條 主務大臣ハ何時ニテモ部下ノ官吏ニ命ジテ銀行ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十二條 主務大臣ハ銀行ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ業務ノ停止又ハ財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 銀行ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命ゼラレタル銀行ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ免業ヲ取消スコトヲ得

第二十五條 銀行業ノ廢止又ハ銀行ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十六條 銀行ガ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ營ム會社トシテ存続スル場合ニ於テハ銀行ニ關スル事務ヲ管理スル主務大臣ハ其ノ會社ガ預金債務ヲ完済スルニ至ル迄財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得合併ニ因リ銀行ニ非ザル會社ガ銀行ノ預金債務ヲ承繼シタル場合亦同ジ

第二十條及第二十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 銀行ガ營業ノ免許ヲ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解散ス

前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁判所之ヲ選任ス其ノ清算人ノ解任亦同ジ

第二十八條 前條ノ場合ヲ除クノ外裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタルトキハ裁判所ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第二十九條 裁判所ハ銀行ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ、財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 銀行ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ裁判所ハ銀行ノ検査監督ニ從事スル官吏ニ對シ意見ヲ求メ又ハ検査若ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

第三十一條 銀行ノ清算、破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ銀行ノ

外國保險事業者に関する法律

検査監督ニ從事スル官吏ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

○貯蓄銀行法（大正十年四月十四日法律第七十四號）

第十六條 貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 定款ヲ變更セムトスルトキ

二 業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ヲ制限シ又ハ其變更ヲ命スルコトヲ得

◎外國保險事業者に関する法律

昭和二十四年六月一日公布
法律第百八十四號
昭和二十四年六月一日施行
（大藏大臣署名）

外國保險事業者に関する法律

目次

- 第一章 總則（第一條・第二條）
 - 第二章 免許及び事業の開始（第三條―第十條）
 - 第三章 業務（第十一條―第十九條）
 - 第四章 免許の取消及び事業の廢止（第二十條―第二十九條）
 - 第五章 登記（第三十條―第三十三條）
 - 第六章 罰則（第三十四條―第三十六條）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、日本保険事業者と衡平の條件の下に、外國保險事業者の日本における保險事業を規正することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「外國保險事業者」とは、日本以外の國の法令に準拠して、主として日本以外の國において保險事業を営む法人又は個人をいい、外國生命保險事業者及び外國損害保險事業者に分ける。

2 この法律において「本國」とは、外國保險事業者が設立又は事業の開始にあつて準拠した法令を制定した國をいう。

3 この法律において「主たる店舗」とは、外國保險事業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は募集をする者の店舗のうち、外國保險事業者がその事業の本拠として定めたものをいう。

4 この法律において「募集」とは、保險募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第七十一号)第二條第三項に規定する募集をいう。

第二章 免許及び事業の開始

(免許)

第三條 外國保險事業者が日本において保險事業を営むには、大藏

大臣の免許を受けなければならない。

2 何人も、日本において免許を受けない外國保險事業者の締結する保險契約について、日本において代理又は媒介の行爲をしてはならない。

(免許の申請及び添附書類)

第四條 外國保險事業者が免許を申請するには、左に掲げる事項を記載した申請書を大藏大臣に提出しなければならない。

一 保險事業者の本國名、氏名又は名称、本店又は主たる事務所所在地及び設立又は事業の開始の年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び住所を附記する。)

二 日本において営もうとする生命保險事業又は損害保險事業の種類

三 日本における代表者の氏名及び住所

四 日本における主たる店舗

2 前項の申請書には、外國保險事業者の法人の設立又は事業の開始が適法に行われた旨及び日本において営もうとする生命保險事業又は損害保險事業者の種類と同種類の保險事業を本國において適法に行つて旨を証する本國の権限のある機關の證明書を添附しなければならない。

3 第一項の申請書には、日本における代表者の代表権を証する書面を添附しなければならない。

4 前二項に規定するものの外、第一項の申請書には、左の書類を添附しなければならない。

(公告)

第六條 大藏大臣は、第三條第一項の免許をしたときは、その旨及び第四條第一項に掲げる事項を、前條の認可をしたときは、その旨を、遅滞なく、告示をもつて公告しなければならない。

(申請書記載事項の変更届出及び公告)

第七條 第五條に該当する場合を除く外、外國保險事業者は、第四條第一項に掲げる事項につき変更があつたときは、遅滞なく、大藏大臣にその旨を届け出で、且つ、公告しなければならない。

2 第四條第二項及び第三項の規定は、前項の届出に準用する。

3 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百四十四條(公告の方法)の規定は、第一項の公告に準用する。

(供託)

第八條 外國保險事業者は、一千万円の金額の金錢を供託しなければならない。

2 大藏大臣は、必要があると認めるときは、外國保險事業者に対しその日本における事業を開始する前に、前項に定める供託金額の外相当と認める金額の金錢の供託を命ずることができる。

3 外國保險事業者は、國債その他大藏大臣の認可した有價証券をもつて、前二項の供託金に代えることができる。

(供託物に対する優先権)

第九條 日本における保險契約者、被保險者、保險金額を受け取るべき者又は外國相互会社(これに類似する外國の法人を含む。以下同じ)の社員は、前條第一項又は第二項、第十九條において準

(保險事業の種類の変更認可)

第五條 外國保險事業者は、日本において営む生命保險事業若しくは損害保險事業について、その種類を変更し、又は日本において新たな種類の生命保險事業若しくは損害保險事業を営もうとするときは、大藏省令の定めるところにより、大藏大臣の認可を受けなければならない。

- 一 定款又はこれに準ずる書類
- 二 日本における事業の方法書
- 三 日本において締結する保險契約の普通保險約款
- 四 生命保險事業者にあつては、日本において締結する保險契約の保險料及び責任準備金の算出の方法を記載した書類
- 五 損害保險事業者にあつては、日本において締結する保險契約の保險料を記載した書類及び未経過保險料準備金の算出の方法を記載した書類
- 六 最終の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 七 その他大藏大臣が必要と認める書類

5 前項第二号から第五号までに掲げる書類の記載事項については、大藏省令で定めることができる。

6 大藏大臣は、第四項第四号及び第五号に掲げる責任準備金及び未経過保險料準備金の算出の方法が外國保險事業者の本國の法令に基いて定めた方法である場合であつても、第三條第一項の免許をすることができる。

外國保險事業者に関する法律

用する保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第九條及び第二十七條において準用する同法第三百二十六條の規定による供託物の上に優先権を有する。

2 外國相互会社の日本における一般の債権者は、日本における社員、被保険者及び保険金額を受け取るべき者に対し、前項に規定する供託物の上に優先権を有する。

(日本における代表者)

第十條 商法(明治三十二年法律第四十八号)第七十八條(代表社員の権限)の規定は、外國保險事業者の日本における代表者に準用する。

2 日本における代表者は、退任の後においても、これに代わるべき代表者の氏名及び住所につき商法第四百七十九條第二項の登記並びに第七條第一項の届出及び公告があるまで、なお代表者の権利義務を有する。

第三章 業務

(事業の報告書)

第十一條 外國保險事業者は、毎年日本における事業の報告書を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書の書式及びその提出の時期は、大藏省令で定める。

(本店の決算書類の提出)

第十二條 外國保險事業者は、事業年度ごとにその本店において作

成した財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書を、当該事業年度終了後相当の期間内に、大藏大臣に提出しなければならない。

(責任準備金等の計算)

第十三條 外國保險事業者の日本における代表者は、第十一條第二項の大藏省令で定める時期において、日本における保険契約についてその種類に従つて責任準備金又は未経過保険料準備金及び支拂準備金を計算して、帳簿に記載しなければならない。

(外國生命保險事業者の財産)

第十四條 外國生命保險事業者は、日本において締結した生命保険契約のうち日本通貨で表示された生命保険契約について、責任準備金及び支拂準備金に相当する金額を日本において日本通貨で表示された財産として所有しなければならない。

(外國損害保險事業者の財産)

第十五條 外國損害保險事業者は、日本において締結した損害保険契約のうち日本通貨で表示された損害保険契約について、收入した保険料から再保険料を控除した残額の未経過部分に相当する金額を日本において日本通貨で表示された財産として所有しなければならない。

2 前項の再保険料は、保険業法又はこの法律に基き免許を受けた保險事業者に対し、日本通貨で支拂われたものに限る。

(外貨建保険契約)

第十六條 外國保險事業者は、保険金額が外國通貨をもつて表示さ

れた保険契約を締結しようとするときは、大藏大臣の認可を受けなければならない。

(定款その他の書類の備付)

第十七條 外國保險事業者の日本における代表者は、定款又はこれに準ずる書類、日本における社員の名簿並びに第十一條第一項及び第十二條に掲げる書類を、日本における主たる店舗に備えて置かなければならない。

2 保険業法第八十三條の規定(決算書類の閲覧等)は、前項の書類に準用する。

(商法の規定の準用)

第十八條 商法第十九條から第二十一條まで(商号の登記及び保護)、第三十條及び第三十一條(商号の廃止)、第五章(商業帳簿)、第六章(商業使用人)(第四十四條(物品販賣店舗の使用人の権限)を除く。)、及び第七章(代理商)(第四十九條(物品販賣及び媒介の代理商の権限)を除く。))の規定は、外國相互会社に準用する。

(保険業法の規定の準用)

第十九條 保険業法第五條第一項本文(兼業の禁止)、第六條から第十條(常務役員)の專業主義、生命保険と損害保険との兼業禁止、報告徴収及び検査、監督命令及び基礎書類の変更)及び第二百二十七條(營業譲渡の禁止)の規定は、外國保險事業者の営む保險事業に準用する。

第四章 免許の取消及び事業の廃止

外國保險事業者に関する法律

(解散及び事業廃止の届出)

第二十條 外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、又は日本における事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大藏大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出のあつた日において、外國保險事業者に対する大藏大臣の免許は、その効力を失う。

3 外國保險事業者は、日本における保險事業の種類を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大藏大臣に届け出なければならない。

(保險契約の包括移轉)

第二十一條 外國保險事業者は、契約をもつて責任準備金又は未経過保険料準備金の算出の基礎が同じである日本における保險契約の全部を包括して、日本において事業を営む他の保險事業者に移轉することができる。

2 保険業法第十條(保險契約の移轉に関する部分に限る。)、第一百一條第二項、第一百十二條第一項から第三項まで及び第一百三條から第十八條までの規定(保險契約の移轉関係)は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第一百十二條第一項中「第九條ノ決議ノ日」とあるのは「移轉契約書作成の日」と、同法第一百三條及び第一百五條第一項中「株主總會又ハ社員總會ノ決議アリタル時」とあるのは「移轉契約書作成の時」と、同法第一百七條第二項中「保險契約移轉ノ決議ノ後」とあるのは「移轉契約書作成の後」と読み替へるものとする。

3 前項に掲げる規定中總會の決議に関する規定は、外國保險事業

者については準用しない。

4 外國保險事業者が日本における保険契約の全部を移轉したときは、その日本における事業を廃止したものとみなす。
(事業停止、代表者解任命令及び免許の取消)

第二十二條 外國保險事業者が法令の規定又は大藏大臣の命令に違反したときは、大藏大臣は、その日本における事業の停止若しくは代表者の解任を命じ、又は免許若しくは第五條の認可を取消することができる。

2 大藏大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 大藏大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに、第一項の規定による処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該外國保險事業者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聴聞においては、当該外國保險事業者又はその代理人が出頭して、自己のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

5 大藏大臣は、外國保險事業者の免許を取り消したときは、その処分が確定した後、遅滞なく、その旨を支店又は従たる事務所の登記所に通知しなければならない。

6 登記所が前項の通知を受けたときは、その支店又は従たる事務所への登記をまつ、消ししなければならない。

(事業廃止及び免許取消の公告)

第二十四條 外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、若しくは保険事業の種類を廃止し、又は免許若しくは第五條の認可を取り消された場合には、大藏大臣は、遅滞なく、その旨を告示をもつて公告しなければならない。
(供託物の返還請求)

第二十五條 外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、又は免許を取り消された場合には、第九條の規定によつて優先権を有する者に弁済をし、又は担保を供しなれば供託物の返還を請求することができる。

(残務の取扱を行う者)

第二十六條 外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、又は免許を取り消された場合において、大藏大臣は、必要と認めるときは、残務の取扱を行う者を選任し、又は解任することができる。

2 第十條第一項及び保險業法第百三十三條(主務大臣の選任する清算人の報酬)の規定は、前項の残務の取扱を行う者に準用する。
(保險業法第百三十六條の準用)

第二十七條 保險業法第百三十六條(清算監督命令)の規定は、事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、又は免許を取り消された外國保險事業者が残務の取扱をする場合に準用する。
(保險業法第百三十四條の準用)

第二十八條 保險業法第百三十四條(解散後の保険金支拂等)の規定

(事業停止、管理及び保険契約の移轉命令)

第二十三條 大藏大臣は、外國保險事業者の業務又は財産の状況により、その日本における事業の継続が困難であり、又は不適当であると認めるときは、その日本における事業の停止、日本における業務及び財産の管理又は日本における保険契約の移轉の命令をすることができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

3 保險業法第百一條から第百三條まで、第百四條第一項及び第三項前段、第百五條(保険契約の移轉に関する部分に限る。)及び第百六條の規定(業務及び財産の管理関係)は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合に、同法第百三條、第百四條第一項及び第三項前段、第百七條、第百八條及び第百二十一條から第百二十五條まで並びに保險業法施行令(昭和十四年勅令第九百四号)第十二條から第十四條までの規定(命令による保険契約の移轉関係)は、前項の保険契約の移轉の命令があつた場合に準用する。この場合において、保險業法第百七條第二項中「保險契約移轉ノ決議ノ後」とあるのは「移轉契約書作成の後」と、同法第百二十一條第三項中「各会社」とあるのは「相手会社である日本の会社」と、同法第百二十二條第三項において準用する同法第百十五條第一項中「株主總會又ハ社員總會ノ決議アリタル時」とあるのは「移轉契約書作成の時」と読み替へるものとする。

4 前項に掲げる規定中總會の決議に関する規定は、外國保險事業者については準用しない。

は、外國保險事業者がその事業を廃止し、解散し、日本における事業を廃止し、又は免許を取り消された場合に準用する。

(商法第百八十四條及び第百八十五條の準用)

第二十九條 商法第百八十四條(支店閉鎖命令)並びに第百八十五條第一項及び第二項(日本にある財産の清算)の規定は、外國保險事業者が日本において従たる事務所その他の事務所を設け、又はもつぱら外國保險事業者のために募集をする者が営業所若しくは事務所を設けた場合に準用する。

第五章 登記

(商法の規定の準用)

第三十條 商法第九條(商業登記簿)、第十一條から第十五條まで(商業登記の公告及び効力)及び第六十一條(登記期間の起算点)の規定は、外國相互会社に準用する。

(登記簿)

第三十一條 各登記所に、外國相互保險会社登記簿を備える。

(登記申請)

第三十二條 外國相互会社が日本に事務所を設けた場合においてその登記を申請するときは、会社の代表者は、申請書にその日本における主たる店舗及び代表者の氏名及び住所を記載し、且つ、左に掲げる書面を添付しなければならない。
一 主たる事務所の存在を認めるに足る書面

事業者で昭和十六年十二月七日に日本において保険事業を営んでいたものが、日本において保険事業を行おうとするときは、第四條第一項から第三項までに掲げる書類を添附して、大藏大臣に届け出なければならぬ。

5 前項の外國保險事業者は、大藏大臣が前項の届出を受理した日において、第三條第一項の規定による免許を受けたものとみなす。

6 保險募集の取締に関する法律の一部を次のように改正する。第二條に次の一項を加える。

6 この法律における保險会社には、外國保險事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)に基いて免許を受けた外國保險事業者(以下外國保險事業者という)を含む。
第二十一條中「生命保險会社」の下に「外國保險事業者を除く。」を加える。

7 保險業法の一部を次のように改正する。
第三條中「基金」の次に「(第六十五條ノ規定ニ依ル積立金ヲ含ム)を加え、「十万円以上を三千万円以上」に改める。
第十二條に次の三項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニヨル処分ヲ爲サントスルトキハ公開ニヨル聽聞ヲ行フベシ
主務大臣前項ノ聽聞ヲ行ハントスルトキハ其ノ期日ノ二週間前マデニ第一項ノ規定ニヨル処分ヲ行ハントスル理由並ビニ聽聞ノ期日及場所ヲ当該保險会社ニ通知シ且聽聞ノ期日及場所ヲ公

参照

○保險募集の取締に関する法律

(昭和二十三年七月十五日)
法律第七十一号

第二條(第三項) この法律において「募集」とは、保險契約の締結

の代理又は媒介をなすことをいう。

第二十一條 第三條から第八條までの規定並びに第十九條及び前條の規定は、生命保險会社への役員又は使用人で当該会社のために募集を行う者について、これを準用する。この場合において、これらの規定中「生命保險募集人」とあるのは「募集を行う役員又は使用人」と、第四條第一項中「生命保險募集人登録簿」とあるのは「役員使用人登録簿」と読み替えるものとする。

○保險業法 (昭和十四年三月二十九日)
法律第四十一号

第三條 保險事業ハ資本又ハ基金ノ總額十萬圓以上ノ株式會社又ハ相互會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第五條(第一項) 保險會社ハ他ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ但シ生命保險事業ヲ營ム會社ハ信託業法ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ支拂フ保險金ニ付信託ノ引受ヲ爲ス業務ヲ營ムコトヲ得
第六條 保險會社ノ常務ニ從事スル取締役若ハ監査役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七條 保險會社ハ生命保險事業ト損害保險事業トヲ併セ營ムコトヲ得ズ但シ生命保險事業ヲ營ム會社ハ生命保險ノ再保險事業ヲ營ムコトヲ得

第八條 主務大臣ハ何時ニテモ保險會社ヲシテ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ保險會社ノ營業所、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他

外國保險事業者に関する法律

示スベシ

聽聞ニオイテハ当該保險会社又ハ其ノ代理人出頭ノ上自己ノ爲積明ヲ爲シ且有利ナル証拠ヲ提出スルコトヲ得
第百條に次の一項を加える。

第十二條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ処分ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百一條第一項中「前條」を「前條第二項」に改める。

第百六十九條を次のように改める。

第百六十九條 削除

8 この法律施行の際、資本又は基金(保險業法第六十五條に規定する積立金を含む)の總額が三千万円未満の保險会社は、なるべく速かに、その額を三千万円以上に増加しなければならない。但し、生命保險会社で責任準備金の總額が三千万円をこえるものについては、この限りでない。

9 前項の規定により資本又は基金の總額を増加するまでは、当該保險会社は、保險業法第三條の規定にかかわらず、保險事業を営むことができる。

参照

○保險募集の取締に関する法律

(昭和二十三年七月十五日)
法律第七十一号

第二條(第三項) この法律において「募集」とは、保險契約の締結

ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムルコトヲ要ス

第九條 主務大臣保險會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ業務執行ノ方法ノ變更又ハ財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第十條(第一項) 保險會社ガ第一條第二項又ハ第五條第二項ニ掲グル書類ニ定メタル事項ノ變更ヲ爲スニハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

同條(第二項) 主務大臣保險會社ノ業務若ハ財産ノ狀況ニ依リ又ハ事情ノ變更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事項ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
同條(第三項) 主務大臣保險契約者、被保險者又ハ保險金額ヲ取ルベキ者ノ利益ヲ保護スル爲テ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ變更認可ノ際現ニ存スル保險契約ニ付テモ亦將來ニ向テ其ノ變更ノ效力ノ及ブモノト爲スコトヲ得

同條(第四項) 前項ノ處分アリタルトキハ保險會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨及變更ノ要旨ヲ公告スルコトヲ要ス
第二十七條(第一項) 保險契約者總會ニ於テハ定款ノ變更其ノ他相互會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス
同條(第二項) 第二十條第一項ノ決議ハ前項ノ決議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得但シ會社ノ債權者ノ利益ヲ害スルコトヲ得ズ

同條(第三項) 前項ノ變更ガ株主ニ損害ヲ及ボスベキトキハ株主總會ノ同意アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二十條第二項ノ

規定ヲ準用ス

同條(第四項) 商法第八十七條第二項ノ規定ハ第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第六十五條 基金ヲ償却スルトキハ其ノ償却スル金額ト同一ノ金額ヲ積立ツルコトヲ要ス

第八十三條 保險契約者、被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ハ会社ノ定時總會終結ノ後其ノ事業時間内何時ニテモ前條ニ掲

タル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ定款若ハ保險約款ニ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第一百一條(第一項) 前條又ハ第三十七條第一項ノ管理ハ主務大臣ノ選任シタル保險管理人ノ之ヲ爲ス

同條(第二項) 保險會社ハ正當ノ事由ナクシテ保險管理人タルコトヲ拒否スルコトヲ得ズ

同條(第三項) 保險管理人ハ管理ヲ受クル會社ニ代リ保險契約其ノ他ノ取引並ニ財産ノ管理及處分ヲ爲ス權限ヲ有ス

同條(第四項) 主務大臣ハ保險管理人又ハ管理ヲ受クル會社ニ對シ管理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

同條(第五項) 主務大臣必要アリト認ムルトキハ保險管理人ヲ解任スルコトヲ得

同條(第六項) 第九十六條第一項第二項及第四項並ニ商法第三十八條第一項及破産法第六十三條乃至第六十六條ノ規定ハ保險管理人ニ之ヲ準用ス但シ破産法中裁判所トアルハ之ヲ主務大臣トス

第一百十條 解散ノ決議、合併及保險契約ノ移轉ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第一百一十條(第二項) 會社ハ前項ノ契約ヲ以テ會社財産ヲ移轉スベキコトヲ定ムルコトヲ得但シ主務大臣が其ノ會社ノ債權者ノ利益ヲ保護スルニ必要ト認ムル財産ヲ留保スルコトヲ要ス

第一百十二條(第一項) 保險契約ヲ移轉セントスル會社ハ第九十條ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ移轉契約ノ要旨及各會社ノ貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

同條(第二項) 前項ノ公告ニハ移轉セラルベキ保險契約者ニシテ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

同條(第三項) 前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタル保險契約者ガ移轉セラルベキ保險契約者總數ノ十分ノ一ヲ超エ又ハ其ノ保險金額ガ移轉セラルベキ保險金額ノ十分ノ一ヲ超ユルトキハ保險契約ノ移轉ヲ爲スコトヲ得ズ第百十四條ノ規定ニ依リ契約條項ノ變更ヲ定ムル場合ニ於テ異議ヲ述ベタル保險契約者ニシテ其ノ變更ヲ受クベキ者ガ變更ヲ受クベキ保險契約者總數ノ十分ノ一ヲ超エ又ハ其ノ保險金額ガ變更ヲ受クベキ保險契約者ノ保險金額ノ十分ノ一ヲ超ユルトキ亦同ジ

第一百十三條 保險契約ヲ移轉セントスル會社ハ株主總會又ハ社員總會ノ決議アリタル時ヨリ保險契約ノ移轉ヲ爲シ又ハ爲サザルニ至ル時迄其ノ移轉セントスル保險契約ト同種ノ保險契約ヲ爲スコトヲ得ズ

第二百二條(第一項) 主務大臣管理ノ命令ヲ爲シタルトキハ直ニ會社ノ本店又ハ主たる事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ其ノ旨ヲ通知シ且會社ノ本店及支店又ハ各事務所ノ所在地ノ登記所ニ其ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

同條(第二項) 登記所ガ前項ノ囑託ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二百三條 管理ノ命令アリタルトキハ管理ヲ受クル會社ノ事業ハ之ヲ停止ス但シ主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ停止セザルモノト爲スコトヲ得

第二百四條(第一項) 主務大臣必要アリト認ムルトキハ管理ヲ受クル會社ノ保險契約ニ付計算ノ基礎ノ變更、保險金額ノ削減及將來ノ保險料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ヲ爲スコトヲ得

同條(第三項) 第一項ノ規定ニ依リ保險金額ノ削減及將來ノ保險料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ノ處分アリタルトキハ會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨及變更ノ要旨ヲ公告スルコトヲ要ス前項ノ規定ニ依リ株主ノ名義書換ノ禁止ノ處分アリタルトキ亦同ジ

第二百五條 保險會社保險管理人タルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ管理ヲ受クル會社ニ對シ合併又ハ保險契約ノ移轉ニ關シ協議ヲ爲スコトヲ得

第二百六條(第一項) 管理ノ必要ナキニ至リタルトキハ主務大臣管理ノ終了ヲ命ズ

同條(第二項) 第二百二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百十四條 保險契約全部ノ移轉ヲ爲ス場合ニ於テハ會社ハ移轉スベキ保險契約ニ付移轉契約ヲ以テ計算ノ基礎ノ變更、保險金額ノ削減及將來ノ保險料ノ減額又ハ契約條項ノ變更ヲ定ムルコトヲ得

第一百十五條(第一項) 前條ノ規定ニ依リ保險金額ノ削減ヲ定ムル場合ニ於テハ保險契約ヲ移轉セントスル會社ハ株主總會又ハ社員總會ノ決議アリタル時ヨリ保險契約ノ移轉ヲ爲シ又ハ爲サザルニ至ル時迄其ノ財産ノ處分ヲ爲シ又ハ債務ヲ負擔スベキ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ會社ノ維持ニ必要ナル費用ヲ支出スル場合又ハ財産ノ保全其ノ他特別ノ必要ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ財産ヲ處分スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

同條(第二項) 保險契約ノ移轉アリタルトキハ保險契約ニ因リテ生ジタル債權ニシテ前項ノ規定ニ依リ支拂ヲ停止セラレタルモノニ付テハ移轉契約ニ定メタル保險金額削減ノ割合ニ依リ其ノ金額ヲ削減シテ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

同條(第三項) 前條ノ規定ニ依リ契約條項ノ變更ヲ定ムル場合ニ於テ其ノ變更ヲ爲サントスル會社亦第一項ニ同ジ但シ保險契約ニ因リテ生ジタル債務ヲ辨濟シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ變更ニ關セザル行爲ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一百十六條 會社ガ保險契約ノ移轉ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス移轉ヲ爲サザルニ至リタルトキ亦同ジ

第一百十七條(第一項) 保險契約ノ移轉ヲ爲シタル會社ガ其ノ保險

契約ニ付有スル權利義務ハ移轉ヲ受ケタル會社之ヲ承繼ス移轉契約ヲ以テ移轉スベキコトヲ定メタル財産ニ付亦同ジ

同條(第二項) 保險契約移轉ノ決議ノ後ニ於テ移轉スベキ保險契約ニ付爲シタル收支其ノ他移轉スベキ保險契約又ハ財産ニ付生ジタル變更ハ移轉ヲ受ケタル會社ニ歸ス

第一百十八條 保險契約ノ移轉アリタル場合ニ於テ移轉ヲ受ケタル會社ガ相互會社ナルトキハ其ノ保險契約者ハ其ノ會社ニ入社ス

第二百一十一條(第一項) 保險會社第百條又ハ第百三十七條第一項ノ規定ニ依ル契約ノ移轉ノ命令ヲ受ケタル場合ニ於テ相手會社ノ指定アルトキハ其ノ會社。指定ナキトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ保險會社ニ對シ契約ノ移轉ニ關シ協議ヲ爲スコトヲ要ス

同條(第二項) 主務大臣前項ノ指定又ハ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ相手會社ニ對シ之ヲ通知ス

同條(第三項) 第一項ノ協議ハ各會社ニ於テ株主總會又ハ社員總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

同條(第四項) 第一項ノ協議調ヒタルトキハ各會社ハ遲滞ナク主務大臣ニ其ノ認可ヲ申請スルコトヲ要ス

同條(第五項) 第百九條ノ規定ハ第三項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二百二十二條(第一項) 主務大臣ノ命令ニ依リ契約ノ移轉ヲ爲ス場合ニ於テハ會社ハ前條第一項ノ協議ヲ以テ移轉スベキ保險契約ニ關スル準備金ノ金額ニ相當スル財産ヲ移轉スベキコトヲ定ムルコトヲ要ス

同條(第二項) 第百一十一條第二項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條(第三項) 第百十四條及第百十五條ノ規定ハ前條第一項ノ協議ニ之ヲ準用ス

第二百二十三條 主務大臣契約ノ移轉ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ移轉スベキ保險契約ニ關スル計理ニ付特別ノ計算ヲ爲スベキコトヲ命ジ其ノ他移轉ヲ受クル會社ノ保險契約者、被保險者又ハ保險金額ヲ受取ルベキ者ノ利益ヲ保護スルニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二百二十四條(第一項) 契約ノ移轉ニ關スル協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ契約ノ移轉ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

同條(第二項) 主務大臣前項ノ決定ヲ爲サントスルトキハ豫メ各會社ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第二百五十五條(第一項) 主務大臣ノ命令ニ依ル契約ノ移轉ハ主務大臣ノ認可又ハ決定ニ依リ其ノ效力ヲ生ズ

同條(第二項) 前項ノ認可又ハ決定アリタルトキハ會社ハ遲滞ナク其ノ旨及契約ノ移轉ニ關スル協議又ハ決定ノ要旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百二十七條 保險會社ハ其ノ營業ノ讓渡ヲ爲スコトヲ得ズ

第二百三十三條 前條ノ規定ニ依リ清算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ會社ヲシテ之ニ報酬ヲ與ヘシムコトヲ得其ノ額ハ主務大臣之ヲ定ム

第三百三十四條(第一項) 保險會社ガ第百八條第一項第二號、第六號又ハ第七號ニ掲グル事由ニ因リテ解散シタルトキハ保險金額ヲ支拂フベキ事由ガ解散ノ日ヨリ三月内ニ生ジタルトキニ限り保險金額ヲ支拂フコトヲ要ス

第九條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ當事者ノ請求ニ依リ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ニ備ヘタル商業登記簿ニ之ヲ登記ス

○商

法

(明治三十二年三月九日) (法律第四十八號)

同條(第二項) 前項ノ期間經過ノ後ハ生命保險ノ目的トスル會社ニ在リテハ被保險者ノ爲ニ積立テタル金額、損害保險ノ目的トスル會社ニ在リテハ未ダ經過セザル期間ニ對スル保險料ヲ拂戻スコトヲ要ス

第三百三十六條 主務大臣ハ保險會社ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ、財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三百六十九條 外國人又ハ外國法人ガ本法施行地内ニ支店、從タル事務所又ハ代理店ヲ設ケテ保險事業ヲ營ム場合ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條(第一項) 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

同條(第二項) 公告ガ登記ト相違スルトキハ公告ナカリシモノト看做ス

第十二條 登記スベキ事項ハ登記及公告ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ登記及公告ノ後ト雖モ第三者ガ正当ノ事由ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキ亦同ジ

第十三條 支店ノ所在地ニ於テ登記スベキ事項ヲ登記セザリシトキハ前條ノ規定ハ其ノ支店ニ於テ爲シタル取引ニ付テノミ之ヲ適用ス

第十四條 故意又ハ過失ニ因リ不實ノ事項ヲ登記シタル者ハ其ノ事項ノ不實ナルコトヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十五條 登記シタル事項ニ變更ヲ生ジ又ハ其ノ事項ガ消滅シタルトキハ當事者ハ遲滞ナク變更又ハ消滅ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 他人ガ登記シタル商號ハ同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲ニ之ガ登記スルコトヲ得ズ

第二十條(第一項) 商號ノ登記ヲ爲シタル者ハ不正ノ競争ノ目的

○保險業法施行令 (昭和十四年十二月二十九日) (勅令第九百四號)

第十二條 大藏大臣保險業法第百二十四條ノ決定ヲ爲サントスルトキハ期間ヲ指定シテ各會社ニ意見書提出ノ機會ヲ與フルコトヲ要ス

第十三條 決定ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第十四條 決定書ノ謄本ハ之ヲ各會社ニ交付スルコトヲ要ス

第十四條 決定ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス

ヲ以テ同一又ハ類似ノ商號ヲ使用スル者ニ對シテ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

表者ヲ定メ且支店設置ノ登記ト同時ニ其ノ氏名及住所ヲ登記スルヲ要ス

同條(第二項) 同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲ニ他人ノ登記シタル商號ヲ使用スル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス

第四百八十四條(第一項) 外國會社ガ日本ニ支店ヲ設ケタル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ支店設置ノ登記ヲ爲シタル後一年内ニ營業ヲ開始セズ若ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ又ハ支拂ヲ停止シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢察官ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ支店ノ閉鎖ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條(第一項) 何人ト雖モ不正ノ目的ヲ以テ他人ノ營業ナリト誤認セシムベキ商號ヲ使用スルコトヲ得ズ

同條(第二項) 外國會社ノ代表者其ノ他支店ニ於テ業務ヲ執行スル者ガ法令又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同ジ

同條(第二項) 前項ノ規定ニ違反シテ商號ヲ使用スル者アルトキハ之ニ因リテ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

同條(第三項) 第五十八條第三項、第五十九條及第六十條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十條 商號ノ登記ヲ爲シタル者が正當ノ事由ナクシテ二年間其ノ商號ヲ使用セザルトキハ商號ヲ廢止シタルモノト看做ス

第四百八十五條(第一項) 前條第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ日本ニ在ル會社財産ノ全部ニ付清算ノ開始ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ清算人ハ裁判所之ヲ選任ス

第三十一條 商號ノ廢止又ハ變更アリタル場合ニ於テ其ノ商號ノ登記ヲ爲シタル者が廢止又ハ變更ノ登記ヲ爲サザルトキハ利害關係人ハ其ノ登記ノ抹消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

同條(第二項) 第四百二十一條乃至第四百二十四條及第四百三十條乃至第四百五十六條ノ規定ハ其ノ性質ノ許サザルモノヲ除クノ外前項ノ清算ニ之ヲ準用ス

第六十一條 本編ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スルモノハ其ノ許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

同條(第三項) 前二項ノ規定ハ外國會社ガ其ノ支店ヲ閉鎖シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十八條(第一項) 會社ヲ代表スベキ社員ハ會社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

○非訟事件手續法(明治三十一年六月二十一日) 法律第十四號

同條(第二項) 民法第四十四條第一項及第五十四條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第四百七十九條(第二項) 前項ノ外國會社ハ其ノ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ且支店設置ノ登記ト同時ニ其ノ氏名及住所ヲ登記スルヲ要ス

第二百二十六條(第三項) 商法第四百八十四條及ヒ其準用規定ニ定メタル事件ハ閉鎖ヲ命セラルヘキ外國會社ノ支店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

同條(第二項) 公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙發行ノ日ノ翌日之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三百三十五條(九(第三項)) 第三百三十四條乃至第三百三十五條ノ五ノ規定ハ外國會社ノ支店ノ閉鎖ヲ命スル場合ニ之ヲ準用ス

第四百四十五條(第一項) 司法事務局ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第三百三十八條(十六) 本章ノ規定ハ其性質ノ許サザルモノヲ除ク外商法第四百八十五條(有限會社法第七十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ清算ニ之ヲ準用ス

同條(第二項) 公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙力休刊又ハ廢刊ヲ爲ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第三百三十九條 商法及ヒ有限會社法ノ規定ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス者ノ營業所所在地ノ司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第四百四十六條 司法事務局ハ其管轄内ニ公告ヲ爲サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記所及ヒ其管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ爲スコトヲ得

第三百三十九條ノ二(本書法律第三百三十七號)

第四百四十七條 登記スヘキ事項ノ登記、其變更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三百四十二條(第一項) 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閱覽ヲ許シ又ハ手數料ヲ納付スルトキハ之ニ其體本若クハ抄本ヲ交付スヘシ

第四百四十八條 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

同條(第二項) 登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ疏明シテ申請ヲ爲シタル者ニハ其關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閱覽ヲ許スヘシ

第四百四十九條(第一項) 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

同條(第三項) 郵便料ヲ納付シテ登記簿ノ體本又ハ抄本ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

同條(第二項) 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人之ニ署名、捺印スヘシ

第四百四十三條 登記所ハ申請ニ因リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

一 申請人ノ氏名、住所、會社カ申請人ナルトキハ其商號及ヒ本店又ハ支店

第四百四十四條(第一項) 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ一回之ヲ爲スコトヲ要ス

本店又ハ支店

外國保險事業者に関する法律

二 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其氏名、住所
 三 登記ノ目的及ヒ事由
 四 年月日
 五 登記所ノ表示
 第五百十條ノ二 官廳ノ許可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ官廳ノ許可書又ハ其認證アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス
 第五百十條ノ四 (本書法律第三百三十七號)
 第五百十條ノ五
 第五百十一條(第一項) 登記所ハ登記ノ申請カ商法、有限會社法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
 同條(第二項) 前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス
 第五百十一條ノ二(第一項) 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法、有限會社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一ヶ月ヲ超ニサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ
 同條(第二項) 登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代ヘ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告スヘシ
 同條(第三項) 登記所ハ右ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告

ヲ掲載セシムルコトヲ得
 第五百十一條ノ三(第一項) 異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ
 同條(第二項) 前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス
 第五百十一條ノ四 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ
 第五百十一條ノ六(第一項) 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク登記ヲ爲シタル者ニ其旨ヲ通知スヘシ但其錯誤又ハ遺漏カ登記所ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス
 同條(第二項) 前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ遲滞ナク法務總裁ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲スヘシ
 第五百十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ法務總裁ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回復ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得
 第五百十五條 法務總裁ハ數個ノ登記所ノ管轄ニ屬スヘキ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得
 第五百十六條 登記簿ノ調製其他登記ニ關スル施行細則ハ法務總裁之ヲ定ム
 第五百十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條、第二十四條及ヒ第五十九條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス

第五百十八條 商號ノ登記ハ同市町村内ニ於テハ同一ノ營業ノ爲メ他人カ登記シタルモノト判然區別シ得ルトキニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
 第七十二條(第一項) 支配人ノ選任ノ登記ハ營業主ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
 同條(第二項) 會社カ申請人ナル場合ニ於テハ前項ノ登記ハ其會社ヲ代表スヘキ社員又ハ取締役ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
 第七十三條(第一項) 支配人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ第四百十九條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 支配人ノ氏名、住所
 二 申請人カ數個ノ商號ヲ以テ數種ノ營業ヲ爲ストキハ支配人カ代理スヘキ營業及ヒ其使用スヘキ商號
 三 支配人ヲ置キタル場所
 四 數人ノ支配人カ共同シテ代理權ヲ行フヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定
 同條(第二項) 會社カ申請人ナル場合ニ於テハ申請書ニ其設立ノ登記ノ年月日ヲ記載シ支配人ノ選任及ヒ前項第四號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
 第七十四條(第一項) 第七十二條ノ規定ハ支配人ノ代理權ノ消滅並ニ前條第一項第四號ニ掲ケタル事項及ヒ其變更、消滅ノ登記ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス
 同條(第二項) 會社カ申請人ナル場合ニ於テハ申請書ニ前項ニ掲

ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
 第七十五條(第一項) 清算人ニ關スル登記ハ清算ヲ爲スヘキ會社ノ登記所ノ管轄トス
 同條(第二項) 前項ノ登記ハ會社ノ登記ニ記載シテ之ヲ爲ス
 第七十六條 清算人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ其選任並ニ商法第七十三條第一項第二號及ヒ第三號ニ掲ケタル事項ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
 第七十七條(第一項) 商法第二百二十三條第一項ニ掲ケタル事項ノ變更ノ登記ハ會社ヲ代表スヘキ現任清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
 同條(第二項) 申請書ニハ變更ノ事由ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
 第七十八條 清算ノ終了ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ清算人カ其計算ノ承認ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
 第二百三條(第一項) 日本ニ於テ登記シタル外國會社ノ支店ノ代表者ニ變更アリタルトキハ現任代表者ハ管轄登記所ニ其届出ヲ爲スヘシ
 同條(第二項) 前條ノ規定ハ前項ノ届出ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス
 第二百四條(第一項) 外國會社ノ支店ノ廢止又ハ其登記事項ノ變更ノ登記ハ支店ノ代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
 同條(第二項) 日本ニ於テ登記シタル外國會社ノ支店ノ代表者カ外國ニ於テ生シタル登記事項ノ變更ニ付キ其登記ヲ申請スル場

外國保險事業者に関する法律

合ニ於テハ會社ノ本國ノ管轄官廳又ハ日本ニ在ル領事ノ認證アル書面ニ依リテ變更ノ事實ヲ證明スルコトヲ要ス
第二百五條 外國會社ノ支店カ裁判ニ因リテ閉鎖セラレタルトキハ登記所ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ其登記ヲ爲スベシ

二 全部改正法

◎國營競馬特別會計法

昭和二十四年四月三十日公布
法律第四十二號
昭和二十四年四月三十日施行

(大藏・農林)
大臣署名

國營競馬特別會計法

國會は、國營競馬特別會計法(昭和二十三年法律第五十九號)の全部を改正するこの法律を制定する。

(設置)

第一條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八號。以下「法」という。)による國營競馬に関する歳入歳出を一般會計と区分して経理するため、特別會計を設置する。

(管理)

第二條 この會計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(勘定)

に係る繰入については、年度末において一括行うものとする。

3 前項の場合において繰入に関する投票券勘定の歳出予算額が当該繰入額に対して不足するときは、その不足額は、翌年度において繰り入れるものとする。

(業務勘定の歳入及び歳出)

第六條 業務勘定においては、投票券勘定からの繰入金、法第四條第一項の規定による入場料、法第十七條の規定による登録料及び免許手数料、競馬用施設の貸付料、競馬に関する刊行物の発賣による収入金、競馬用の医療施設から生ずる収入金、法第十八條第一項の規定による特別登録料、積立金から生ずる収入金、第十一條第四項の規定による積立金からの繰入金並びに預金利子その他附属雑収入をもつてその歳入とし、一般會計への繰入金、事務取扱費、競馬開催諸費、競馬用施設の拡張、改良、維持及び補修費、競馬を行うに必要な物件の借入料、法第四條第二項の規定による入場税等交付金、競馬用の医療施設費、競馬用馬匹の購入及び飼育費、競馬に関する調査、研究及び普及費、第十四條第二項の規定による一時借入金の利子並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2 地方競馬の監督に要する経費は、この會計の所屬とし、業務勘定の歳出とする。

(一般會計への繰入金)

第七條 前條第一項に規定する一般會計への繰入金の額は、毎會計年度における業務勘定の同項に規定する歳入のうち、特別登録料

第三條 この會計は、投票券勘定と業務勘定とに区分する。

(投票券勘定の歳入及び歳出)

第四條 投票券勘定においては、法第五條の規定による勝馬投票券の発賣による収入金、勝馬投票券の発賣に伴う過誤受入金(以下「過誤受入金」という。)及び預金利子その他の附属雑収入をもつてその歳入とし、法第八條及び第九條の規定による拂戻金(以下「投票券拂戻金」という。)、法第十二條第二項及び第四項の規定による返還金(以下「返還金」という。)、勝馬投票券の発賣による収入金の収納又は投票券拂戻金若しくは返還金の支拂に伴う事故により不足した現金の補てん金(以下「補てん金」という。)、過誤受入金の拂戻金、第十四條第二項の規定による一時借入金の利子並びに業務勘定への繰入金をもつてその歳出とする。
(業務勘定への繰入金)

第五條 前條に規定する業務勘定への繰入金の額は、毎會計年度における投票券勘定の歳入の収納済額から当該勘定の投票券拂戻金、返還金、補てん金、過誤受入金の拂戻金及び一時借入金の利子の支出済額並びにこれらの経費の支出未済額を控除した金額に相当する金額と、この勘定の支出未済額であつて毎會計年度において時効完成又は除斥期間の経過により支出義務の消滅したものに相当する金額との合計金額とする。

2 前項の繰入金の繰入は、当該年度において、各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内に、すみやかに行わなければならない。但し、前項に規定する支出義務の消滅した支出未済額

及び積立金からの繰入金以外の歳入の収納済額から当該勘定の同條第一項及び第二項に規定する歳出のうち、事務取扱費、競馬開催諸費(法第十八條第二項の賞金を除く。)、施設の拡張、改良、維持及び補修費、物件の借入料、入場税等交付金、医療施設費、馬匹の購入及び飼育費、調査、研究及び普及費、一時借入金の利子、地方競馬の監督に要する経費並びに附属諸費の歳出の支出済額及びそれらの歳出の支出未済額を控除した金額とする。

2 第五條第三項の規定は、第六條第一項の一般會計への繰入金の繰入について準用する。この場合において「投票券勘定」とあるのは「業務勘定」と読み替えるものとする。

(歳入歳出予算の区分)

第八條 この會計の歳入歳出予算は、投票券及び業務の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書
- 二 前前年度末における積立金の明細表
- 三 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込並びに当該年度以降の支出予定額

(支拂元受高の繰替使用)

第十條 農林大臣は、投票券勘定に属する投票券拂戻金、返還金及び過誤受入金の拂戻金の現金支拂をさせる場合において必要があると認めるときは、当該勘定の支拂元受高(歳入の收納済額、一時借入金の受入額及び國庫余剰金の繰替額の現在額をいう。)のうちから必要な資金を当該官吏に交付して、繰り替え使用させることができる。

第十一條 投票券勘定において、毎会計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十二條 業務勘定において、毎会計年度における歳入の收納済額から歳入の支出済額及び当該年度における特別登録料の使用残額(当該年度において使用したものがないときは、その金額)の合計額を控除して剰余があるときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十三條 前項の場合において、同項に規定する特別登録料の使用残額に相当する金額は、積立金として積み立てるものとする。

第十四條 前項の規定による積立金は、予算の定めるところにより法第十八條第二項の規定による賞金に使用するものとする。

度内において借り入れた日から六十日以内に、業務勘定にあつては当該年度内に、國庫余剰金の繰替金は、投票券勘定にあつては繰り替え使用した日から二十日以内に、業務勘定にあつては投票券勘定から繰入金の繰入のあつた後直ちに、償還しなければならない。

(一時借入金の借入及び償還の事務)

第十五條 前條第二項の規定による一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣が行う。

(積立金の運用)

第十六條 この会計の積立金は、大藏省預金部に預け入れて運用することができる。

(収入金及び拂戻金の整理に関する事務等の委託)

第十七條 政府は、勝馬投票券の発賣による収入金及び拂戻金の整理に関する事務の一部並びに当該収入金の拂込及び第十條第一項の規定による資金の現金輸送をその指定する銀行(日本銀行を除く。)に委託して取り扱わせることができる。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度から適用する。
2 従來の國營競馬の事業に属する権利義務は、この会計の投票券

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出決定計算書
二 当該年度の積立金の明細表

(準用規定)

第十三條 薪炭需給調節特別會計法(昭和二十二年法律第四百七十七号)第八條の規定は、この会計の一時借入金の利子の繰入について、同法第十條及び第十五條の規定は、この会計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この会計の支拂義務の生じた歳出金の繰越について、準用する。この場合において、同法第八條中「この会計の負担」とあるのは「この会計の投票券勘定又は業務勘定の負担」と、同法第十七條中「当該年度内に」とあるのは「当該年度の出納の完結までに」と読み替えるものとする。

(余剰金の預入並びに一時借入金及び繰替金)

第十四條 各勘定において支拂上現金に余裕があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

- 2 各勘定において支拂上現金に不足があるときは、当該勘定の負担で一時借入金をし、又は國庫余剰金を繰り替え使用することができる。
3 前項の規定による一時借入金は、投票券勘定にあつては当該年

勘定の所属とする。

- 3 現に國營競馬の事業の用に供している財産で一般会計所属のもの、無償でこの会計の所属に移すことができる。
4 國營競馬特別會計の昭和二十三年度の歳出予算で繰越を要するものは、この会計の投票券勘定に繰り越して使用することができる。
5 昭和二十三年度の一般会計への繰入金については、なお、従前の例による。
6 昭和二十三年度の決算に関しては、なお、従前の例による。

参照

○競馬法(昭和二十三年七月十三日法律第五百十八号)

(入場料)

第十四條 政府は、競馬を開催するときは、入場者から、三十円以上百円以下の範囲内で、地方税法(昭和二十三年法律第一百十号)の規定による入場税及び入場税附加税を含めた入場料を徴収する。但し、農林大臣は、一回につき二十人以内の限度において無料入場を許可することができる。

2 政府は、前項の規定により徴収した入場税及び入場税附加税は、これを当該地方公共団体に交付しなければならない。

(勝馬投票券)

第十五條 政府は、入場者に対し、券面金額十円又は二十円の勝馬

國營競馬特別會計法

投票券を券面金額で発売することができる。

2 政府は、前項の勝馬投票券十枚分又は百枚分を一枚をもって代表する勝馬投票券を発売することができる。

(拂戻金)

第八條 政府は、勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の賣得金(勝馬投票券の発売金額から第十二條の規定により返還すべき金額を控除したもの。以下同じ。)の額を各勝馬投票法に区分した金額について、附録第二に定める第一号算式によつて算出した金額から附録第二に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した金額を拂戻金として交付する。

2 前項の規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を拂戻金の額とする。

第九條 勝馬投票の的中者がない場合における賣得金は、その金額からその金額の百分の二十五及び附録第二に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、出走した馬であつて勝馬以外のものに対し投票した者に対し、各勝馬投票券に按分した金額を拂戻金として交付する。

(投票の無効)

第十二條 勝馬投票券を発売した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走における投票は、これを無効とする。
一 出走すべき馬が一頭のみとなつたこと。

○薪炭需給調節特別會計法 (昭和二十二年十二月四日法律第四百十七号)

第八條 この會計の負担に属する証券(第四條第二項及び第五條第二項の規定により発行する証券を除く。)及び借入金償還金、証券、借入金及び一時借入金の利子並びに証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎會計年度、これを國債整理基金特別會計に繰り入れなければならない。

第十條 農林大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担爲要求書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十五條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し一般會計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出予定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに債務に関する計算書を添附しなければならない。

第十七條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度間に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大藏大臣の承認を経ることを要しない。

農林大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

たばこ專賣法

二 競走が成立しなかつたこと。

三 競走に勝馬がなかつたこと。

2 前項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に対し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

3 前項の請求権は、当該勝馬投票券発売の日から一年内に、これを行使しなければならない。

4 発売した勝馬投票券に表示された馬(連勝式勝馬投票法のうち同一の連勝式番号をつけられた馬を一組とした場合にあつては表示された馬のうちいずれか一頭を除いた残の馬)が出走しなかつたときは、その馬(連勝式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組)に対する投票についてもまた前三項と同様である。

(登録料及び免許手数料)

第十七條 政府は、前四條の規定による登録及び免許について、五千円以下の登録料及び五百円以下の免許手数料を徴収することができる。

(特別登録料)

第十八條 政府は、省令で定める國營競馬の競走に馬を出走せしめようとする者から、一万円以下の特別登録料を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収した特別登録料は、これを前項の競走の賞金の一部に充てなければならない。

◎たばこ專賣法

昭和二十四年五月二十八日公布
法律第四百一十一号 (大藏大臣)
昭和二十四年六月一日施行 (署名)

たばこ專賣法

煙草專賣法(明治三十七年法律第十四号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一條—第三條)
第二章 耕作(第四條—第二十六條)
第三章 製造(第二十七條)
第四章 輸入(第二十八條)
第五章 販賣(第二十九條—第四十五條)
第六章 輸出(第四十六條—第五十條)
第七章 製造たばこ用巻紙(第五十一條—第六十一條)
第八章 雜則(第六十二條—第七十條)
第九章 罰則(第七十一條—第七十九條)
附則

第一章 総則

(定義)

第一條 この法律において「たばこ」とは、たばこ属の植物をいう。

2 この法律において「葉たばこ」とは、たばこの葉をいう。

3 この法律において「製造たばこ」とは、葉たばこを主原料とし、

喫煙用、かみ用又はかぎ用に供しうる状態に製造したものをいう。

4 この法律において「製造たばこ用巻紙」とは、製造たばこのさや紙用に製造された紙をいう。

(専賣権)

第二條 たばこ種子の輸入、葉たばこの一手買取、輸入及び賣渡、製造たばこの製造、輸入及び販賣並びに製造たばこ用巻紙の一手買取、輸入及び販賣の権能は、國に專屬する。

(専賣権の実施)

第三條 前條の規定により國に專屬する権能及びこれに伴う必要な事項は、この法律及び日本専賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の定めるところにより、日本専賣公社（以下「公社」という。）に行わせる。

第二章 耕作

(耕作の許可)

第四條 たばこは、公社又は第八條第二項若しくは第二十六條第一項の許可を受けた者でなければ耕作し、又は試作してはならない。

(收納)

第五條 公社は、第十八條第三項の規定により廃棄するものを除き、公社の許可を受けてたばこの耕作をする者（以下「耕作者」という。）の收穫したすべての葉たばこを收納する。

は、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いてたばこの耕作の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者の耕作の成績が不良であつた場合。

四 たばこ耕作上又は取締上不適當と認める場所に耕作しようとする場合。

五 申請面積の著しく少い場合。

六 たばこ耕作上必要な經營的及び技術的能力を有しないと認められる場合。

2 法人が申請者である場合においては、前項第一号及び第二号の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き続きたばこを耕作しようとする相続人は、遲滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

2 前項の外、耕作者のたばこの耕作を引き継ごうとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 前條第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項の規定

る。

(耕作区域)

第六條 公社は、たばこの耕作区域を定めて公告する。

(耕作計画)

第七條 公社は、毎年耕作するたばこの種類及び耕作面積を定めて、あらかじめ公告する。

(許可の申請)

第八條 たばこを耕作しようとする者は、毎年耕作地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び藏置場の位置を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 耕作者が前項に規定する事項を変更し、又はその耕作を廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

3 前項の耕作廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、葉たばこの生産確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

(許可の制限)

第九條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、たばこの耕作を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰（第七十九條において準用する國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。）され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、前項の許可について準用する。

は、前項の許可について準用する。

(たばこ種子)

第十一條 公社又は耕作者でなければ、たばこ種子を所有してはならない。

2 公社は、必要があると認めるときは、耕作者に対してたばこ種子を交付することができる。

(たばこ苗)

第十二條 公社又は耕作者でなければ、たばこ苗を育成してはならない。

2 たばこ苗を育成しようとする者は、毎年苗床の位置及び坪数を定めて、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

3 第八條第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事項を変更し、又はたばこ苗の育成を廃止しようとする場合に準用する。

4 たばこ苗を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。

(耕作及び收穫義務)

第十三條 耕作者は、公社の定める方法により耕作し收穫しなければならない。

(査定)

第十四條 公社は、收穫前に、葉たばこの收穫量目又は葉数を査定する。但し、査定の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 公社は、前項の規定により査定をしようとする場合には、耕作

者に対してあらかじめその旨を通知し、又は公告しなければならない。前項但書の規定により査定を省略しようとする場合も、同様とする。

3 耕作者は、第一項の査定の場合に、立ち合わなければならない。若し、正当の事由がなく立ち合わないときは、その査定に対して、第十五條の再査定の申立をすることができない。

(再査定)

第十五條 耕作者は、前條の量目又は葉数の査定に不服があるときは、公社に対して再査定の申立をすることができる。

2 前項の再査定の申立は、正当の事由に因り査定に立ち合わなかつた場合を除いては、査定の際にしなければならぬ。

3 第一項の再査定の申立があつたときは、公社は、二人以上の査定人を選定し、再査定を行わせて、その量目又は葉数を決定する。この場合において、査定人は、少くともその半数を公社の職員でない者から選定しなければならない。

4 再査定の申立人の主張する葉たばこの量目又は葉数と前項の規定による決定額との差が前條の規定による査定額と前項の規定による決定額との差より大であるときは、再査定に要した費用は、その申立人の負担とする。

(査定前の葉たばこ採取又は幹根拔除)

第十六條 耕作者は、第十四條第一項の規定による査定を受けた後又は同條第二項の規定による査定の省略の通知を受け、又は公告のあつた後でなければ公社の許可を受けないで葉たばこを採取

い。

4 第十五條第三項の規定は、第二項の規定による再鑑定の申立に準用する。

5 再鑑定による葉たばこの等級が第一項の鑑定による等級より上位の等級とならないときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで収納代金を支拂わないことができる。

(納付数量の不足)

第二十條 耕作者が納付した葉たばこの量目又は葉数が正当の事由がなく公社の査定し、又は決定した量目又は葉数に達しないときは、公社は、その不足額に対して、第二十一條第二項の規定に準じて算定した額の十倍以下に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けないで耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの價格に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の葉たばこの價格は、その年における近傍の類似耕作地における類似葉たばこの収納代金を標準として算定する。

第二十二條 耕作者がその耕作面積を減少し、又は耕作を廃止した場合において、その耕作を引き継ぐ者がいないときは、公社は、現

し、又はたばこの幹根を抜き取つてはならない。前條の規定により再査定の申立をした者について、その決定前においても、同様とする。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着いている葉たばこを廃棄しなければならない。

2 耕作者は、たばこ種子の採取又は二番葉の收穫をしようとする場合においては、公社の許可を受けなければならない。

3 前項の場合において、採取又は收穫を終つたときは、第一項の処置をしなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法により乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

3 耕作者は、その收穫した葉たばこで公社へ納付するに適しないものを、公社の承認を受けて廃棄しなければならない。

(鑑定及び再鑑定)

第十九條 公社は、耕作者の納付した葉たばこの等級を鑑定し、その等級に相当する収納代金を支拂う。

2 耕作者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、収納代金の請求前にしなければならない。存するたばこ又はたばこ苗を廃棄させることができる。

(葉たばこの運送)

第二十三條 耕作者の葉たばこは、その耕作地、乾燥場、藏置場又は公社の定める納付場所へ運送する外、他へ運送してはならない。

い。

2 公社は、必要と認めるときは、耕作者に対して、葉たばこの運送の通路及び時間を指示することができる。

(災害補償)

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、震害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、その耕作者による損害の二分の一に相当する金額の範囲内で大藏省令で定める額の補償金を交付することができる。

(耕作者の団体)

第二十五條 耕作者が左に掲げる事業を行うことを目的とする団体又はその連合体を組織したときは、その規約を添附して遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

- 一 たばこの耕作並びに葉たばこの乾燥及び調理の方法の改良
- 二 たばこの耕作の経営及び技術の向上に関する指導及び宣傳
- 三 肥料その他葉たばこの生産上必要な資材の共同購入
- 四 災害に因り耕作者の受けた損害に対する共済
- 五 葉たばこの生産上必要な試験その他の共同事業
- 六 たばこ種子の配布のあつ、旋

七 葉たばこに関する公社の査定及び收納に伴う事務に対する助力

八 公社の耕作者に対して発する指示等の傳達

九 この法律の違反の自発的予防

2 前項に掲げる事業を行うことを目的とする団体又はその連合体

は、左に掲げる要件を備えなければならない。

一 耕作者(法人である場合を除く。)の相互扶助を目的とするこ

と。

二 団体が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 各団体が平等の議決権を有すること。

3 公社は、第一項に規定する団体又はその連合体に対し、第一項

第五号から第九号に掲げる事業に関し必要な指示をすることがで

きる。

4 公社は、前項の規定による指示を受けた団体又はその連合体に

対し、当該年度の予算の範囲内で、その指示された事業に要した

費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(試作)

第二十六條 たばこを試作しようとする者は、その試作ごとに試作

地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び蔵置場の位置

を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第五條、第八條第二項及び第三項、第九條(第一項第五号を除

く。)、第十條から第十二條まで、第十八條、第十九條第一項、

第二十二條並びに第二十三條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 製造

(製造)

第二十七條 製造たばこは、公社でなければ、製造してはならな

い。

第四章 輸入

(輸入)

第二十八條 たばこ種子、葉たばこ又は製造たばこは、公社又は公

社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、健康

上又は習慣上欠くことのできない製造たばこについては、その自

用者は、公社の許可を受けて、その輸入をすることができる。

第五章 販賣

(小賣人)

第二十九條 公社は、その指定した製造たばこの小賣人(以下「小賣

人」という。)に製造たばこを販賣させることができる。

2 公社又は小賣人でなければ、製造たばこを販賣してはならな

い。

(指定の申請)

第三十條 小賣人となろうとする者は、営業所の位置を定め、公社

に申請して、営業所ごとにその指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない

の他著しく不相当と認められる場合。

五 営業所で事業として製造たばこの品質保持上不適当な物品を

取り扱っている場合。

六 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基

礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。こ

の場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び

第二号」とあるのは、それぞれ第三十一條第一項第一号、第二号

及び第六号」と読み替えるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

第三十二條 小賣人の指定は、営業所ごとに三年以内の期間を定め

て行う。

2 公社は、小賣人の指定をした場合には、これに対し指定書を交

付する。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において引き続き指定す

ることを適当と認めるときは、第三十條の申請をまたないで、そ

の指定をすることができる。

(小賣人の相続)

第三十三條 小賣人が死亡した場合において、引き続きその営業

所で小賣人となろうとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届

け出なければならない。

(定価)

第三十四條 公社は、大藏大臣の認可を受け、製造たばこの小賣定

一

一 営業所の設備の構造及びその附近の略図

二 製造たばこの取扱の予定高及びこれに充てることができる資

金の総額

三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

3 小賣人が営業所の位置を変更しようとするときは、公社に申請

して、その許可を受けなければならない。

4 小賣人が営業所以外の場所に出張して製造たばこを販賣しよう

とするときは、その販賣をする場所及び期間を定め、公社に申請

して、その許可を受けなければならない。

(指定の制限)

第三十一條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、小

賣人の指定をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年

を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者について

は、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日か

ら二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて小賣人の指定を取り消され、その

取消の日から二年を経ない者である場合。

三 営業所の位置又は設備が製造たばこの小賣業を営むのに不適

当と認められる場合。

四 製造たばこの取扱の予定高が公社の定める標準に達せず、そ

價を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 小賣人は、第一項の小賣定價によらなければ、製造たばこを販賣してはならない。

(揭示義務)

第三十五條 小賣人は、その營業所に、製造たばこの小賣定價表を掲げなければならない。

(帳簿、報告及び届出)

第三十六條 小賣人は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 小賣人は、公社の指示するところにより、業務に関する報告を公社に提出しなければならない。

3 小賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第三十條第二項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(買受販賣制限)

第三十七條 小賣人は、販賣のために公社以外の者から製造たばこを譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 廃業その他の事由により、營業を継続することのできなくなつた小賣人から譲り受けるとき。
- 二 競落により取得するとき。

(引換)

第四十一條 公社は、製造たばこが左の各号の一に該当するときは、小賣人の請求により、これを引き換えなければならない。

- 一 品質が悪変したとき。
- 二 包装が破損し、又は汚染したとき。
- 三 前各号の外、公社が販賣に適しないと認めたととき。
- 2 前項の規定による引換の原因が公社の責に帰すべき場合又は不可抗力による場合を除き、小賣人は、製造たばこの減價に相当する金額を納付しなければならない。

(營業の廃止)

第四十二條 小賣人は、その營業所における營業を廃止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。

(指定の取消及び販賣の差止)

第四十三條 公社は、小賣人が左の各号の一に該当するときは、小賣人の指定を取り消すことができる。

- 一 この法律の規定に違反したとき。
- 二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。
- 三 第三十一條第一項第五号に該当するに至つたとき。
- 四 第三十一條第一項第六号に該当するに至つたとき。
- 五 正当の事由がなくて、引き続き一月以上營業せず、又は製造たばこの買受高が引き続き三月以上公社の定める標準に達しないとき。
- 六 第三十六條の帳簿又は報告に虚偽の記載があつたとき。

2 小賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

(販賣禁止)

第三十八條 小賣人は、製造たばこの包装若しくはその内容を改変し、又は包装の破損し、若しくは汚染した製造たばこを販賣してはならない。

(指示)

第三十九條 公社は、小賣人に対し、小賣人の營業所の設備、營業所に備えて置くべき製造たばこの品種別数量、製造たばこの保存及び販賣の方法その他販賣に関する事項について指示することができる。

2 公社は、小賣人の組織する団体又はその連合体に対し、製造たばこ小賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

(差益及び差損)

第四十條 公社は、製造たばこの小賣定價を改定した場合において、現に小賣人の所有する製造たばこから生ずる差益又は差損の全部又は一部を小賣人に納付させ、又は小賣人に対し拂戻すことができる。

2 小賣人は、小賣定價の改定があつた場合においては、遅滞なくその改定があつたときにおいて所有する製造たばこの品種別數量を公社に届け出なければならない。

2 公社は、小賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代え、一月以内の期間を定めて、製造たばこの販賣を差止めることができる。

3 第九條第二項又は第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ「第四十三條第一項第一号、第二号及び第四号」と、「申請者」とあるのは「小賣人」と読み替へるものとする。

第四十四條 公社は、前條の規定により小賣人の指定の取消又は販賣の差止をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、小賣人又はその代理人の出頭を求め、積明のための証拠を提出する機会を與えるため、公社の指定する職員をして聽聞をさせなければならない。

(買戻)

第四十五條 小賣人は、廃業その他の事由により營業を継続することができない事情が生じたときは、その事實の発生後三十日以内に、現存する製造たばこの買戻を公社に請求することができる。公社は、前項の規定により買戻を請求した製造たばこが公社の責に帰すべき事由又は不可抗力によらないで第四十一條第一項第一号又は第二号に該当するものであるときは、拂戻すべき金額から減價に相当する金額を控除する。

(輸出)

第四十六條 公社は、葉たばこ若しくは製造たばこを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

2 公社は、葉たばこ又は製造たばこの輸出のための賣渡價格を定める。

3 第三十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。
(帳簿及び証明書類)

第四十七條 前條の規定により、輸出のため、葉たばこ又は製造たばこを買受けた者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 前條の規定により、輸出のため、葉たばこ又は製造たばこを買受けた者は、公社の指示した期間内に、輸出免狀及び外國仕向港に陸揚をしたことを証する書類を公社に提出しなければならない。

3 正当の事由がなくて、前項の免狀及び書類を提出しない場合においては、その葉たばこ又は製造たばこは、正当の事由がなくて不足したものとみなして第五十條の規定を適用する。

(輸出前の制限)

第四十八條 輸出のため公社から買受けた葉たばこ又は製造たばこは、輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。但し、公社の許可を受けて輸出のため他に譲り渡す場合は、この限りでない。この場合においては、輸出のため公社から葉たばこ又は製造たばこを買受けたものとみなす。

2 輸出のため公社から買受けた葉たばこ又は製造たばこで使用

に適しなくなつたものは、公社の許可を受けなければ廃棄してはならない。

(輸出の取止)

第四十九條 輸出のため葉たばこ又は製造たばこを買受けた者が輸出を取り止めたときは、買受けた者の申請に基づき、公社は、その使用に適するものを買戻し、その他のものを廃棄させなければならない。

2 輸出のため公社から買受けた葉たばこ又は製造たばこをその買受の日から一年を過ぎても輸出しないときは、公社は、その使用に適するものを買戻し、その他のものを廃棄させることができる。

3 第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による買戻に準用する。

(不足額に対する追徴)

第五十條 この章の規定により、輸出し、買戻され、及び廃棄した葉たばこ並びに現存する葉たばこの総量目が、輸出のため公社から買受けた葉たばこの総量目に比し、正当の事由がなくて不足したときは、公社は、買受けた者に対して、その不足量目の葉たばこの賣渡價格に相当する額の四倍以下に相当する金額を納付させることができる。公社から輸出のため買受けた製造たばこの総量目についても、同様とする。

第七章 製造たばこ用巻紙

(製造の許可)

第五十一條 製造たばこ用巻紙(以下「巻紙」という。)は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ製造してはならない。

2 巻紙を製造しようとする者は、製造場及び藏置場の位置を定め、公社に申請して、製造場ごとにその許可を受けなければならない。

3 前項の許可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 製造場及び藏置場の設備の構造並びに一箇年の製造能力
- 二 巻紙の製造に充てることができる資金の総額
- 三 法人である場合には、その資本金額及び役員の名
- 四 巻紙を製造する者が第二項に規定する事項を変更しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

(製造許可の制限)

第五十二條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、巻紙の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて巻紙製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 製造場又は藏置場の設備が巻紙を製造するのに不適當と認め

られる場合。

四 巻紙の製造予定高が公社の定める標準に達しない場合。

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十二條第一項第一号、第二号及び第五号」と読み替へるものとする。

(製造)

第五十三條 公社は、その許可を受けて巻紙を製造する者(以下「巻紙製造者」という。)に対し、製造場ごとに毎年その製造予定高を定めて通知しなければならない。

2 巻紙製造者は、公社の定める方法により、巻紙の製造をしなければならない。

(収納)

第五十四條 公社は、巻紙製造者の製造したすべての巻紙を収納する。但し、第五十五條第三項の規定により処理するものについては、この限りでない。

2 公社は、巻紙の品質、規格及び収納價格を定める。

(納付)

第五十五條 巻紙製造者は、その製造した巻紙を、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

3 卷紙製造者は、その製造した卷紙で公社へ納付するに適しないものを、公社の指示するところにより、処理しなければならない。

(検査)

第五十六條 公社は、卷紙製造者の納付した卷紙の品質及び規格を検査し、その品質及び規格に相当する収納代金を支拂う。

(帳簿及び届出)

第五十七條 卷紙製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 卷紙製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第五十一條第三項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(製造の休止及び廃止)

第五十八條 卷紙製造者は、卷紙の製造を休止し、又は廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の製造の休止又は廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、卷紙の生産確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

3 卷紙製造者は、卷紙の製造を休止し、若しくは廃止したとき、又は製造の許可を取り消されたときは、公社の承認を受けなければ、現存する卷紙の原料、原質又はその半製品を処分してはならない。

(許可の取消)

第五十九條 公社は、卷紙製造者が左の各号の一に該当するときは

は、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 正当の事由がなくて、卷紙の製造について公社の定められた方法によらないとき。

三 第五十二條第一項第五号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなくて、引き続き六月以上卷紙の製造を休止したとき又は製造高が公社の定める予定高に比し著しく不足するとき。

五 第五十七條の帳簿又は届出に虚偽の記載があつたとき。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「前條第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十九條第一項第一号から第三号まで」と、「申請者」とあるのは「卷紙製造者」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により許可を取り消した場合においては、公社は、必要と認めるときは、卷紙製造者であつた者に一定の期間内製造その他の行爲を継続させることができる。この場合においては、その継続の期間内は、卷紙製造者とみなす。

4 第四十四條の規定は、第一項の規定による許可の取消に準用する。

(販賣)

第六十條 卷紙は、公社又は小賣人でなければ販賣してはならない。

い。

2 第三十四條から第四十一條までの規定は、卷紙の販賣に準用する。

(輸出入)

第六十一條 公社は、卷紙を輸出し、又は輸出のため、これを賣り渡すことができる。

2 第四十六條第二項から第五十條までの規定は、前項の場合に準用す。

3 卷紙は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

第八章 雜則

(特別賣渡)

第六十二條 公社は、農薬の製造の用に供する目的その他の目的に充てるため、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを賣り渡すことができる。

2 前項の規定により買い受けた者は、その買い受けた葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを買受の際公社の定めた目的以外の目的に充ててはならない。

3 第一項の規定により、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを買受けた者は、公社の定めるところにより、帳簿を作製し、農薬の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならない。

(賣渡代金の延納許可)

第六十三條 公社は、葉たばこ、製造たばこ、葉たばこ若しくは製造たばこのくず又は卷紙を賣り渡す場合において、特に必要があると認めるときは、その代金の延納を許可することができる。

2 前項の規定により代金の延納を許可する場合には、公社は、大藏大臣の承認を受けなければならない。

(見本及び標本)

第六十四條 公社は、見本又は標本に供する場合においては、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は卷紙を交付し、又はその輸入を許可することができる。

2 前項の規定により、交付又は輸入の許可を受けたたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は卷紙は、見本又は標本に供する場合の外、公社の許可を受けなければ処分してはならない。

(器具機械の製作等の制限)

第六十五條 製造たばこの製造用器具機械は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ、製作し、販賣し、輸出し、又は輸入してはならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、製造用器具機械を藏置する場所を公社に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

(所有等の制限)

第六十六條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、公社の賣り渡さ

ない製造たばこ若しくは巻紙又は製造たばこの製造用器具機械を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により、これを所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没收する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を廃棄させ、又は自ら廃棄しその他必要な処分をすることができる。

(代用品の製造及び販賣禁止)

第六十七條 何人も、営業の目的をもつて、製造たばこに代用する物品を製造し、又は販賣してはならない。

(法律違反者に対する許可取消)

第六十八條 耕作者、公社の許可を受けてたばこの試作をする者(以下「試作者」という。)(又は製造たばこの製造用器具機械の製作者、販賣者、輸出者若しくは輸入者がこの法律の規定に違反したときは、公社は、その耕作、試作、製作、販賣、輸出又は輸入の許可を取り消すことができる。

2 第四十四條の規定は、前項の規定による許可の取消に準用する。

(立入検査)

第六十九條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、製造たばこ、巻紙、製造たばこの製造用器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條、第十二條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)、第三十七條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條の規定に違反した者
- 二 許可を受けた耕作地若しくは試作地の位置以外の場所で、又は許可を受けた面積をこえてたばこを耕作し、又は試作した耕作者又は試作者
- 三 公社に納付しなければならない葉たばこ又は巻紙を消費し、又は隠した者
- 四 第二十七條又は第五十一條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を製造し、又はこれらの製造の準備をした者
- 五 第二十九條第二項又は第六十條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者
- 六 第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して譲り渡された葉たばこ又は製造たばこ(第六十一條第二項において準用する場合は、巻紙)を譲り受けた者
- 七 第六十二條第二項の規定に違反して譲り渡された葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを譲り受けた者

一 たばこの苗床、耕作地若しくは試作地、葉たばこの乾燥場若しくは蔵置場又は耕作者若しくは試作者の住所、事務所若しくは営業所

二 たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこの製造用器具機械の輸入者、小賣人、輸出のため葉たばこ、製造たばこ若しくは巻紙を買受けた者、巻紙製造者、第六十二條の規定により葉たばこ、製造たばこ若しくはこれらのくずを買受けた者又は製造たばこの製造用器具機械の製造者、販賣者若しくは輸出者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫(製造たばこの製造用器具機械の蔵置場を含む。)

2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(強制徴収)

第七十條 第十五條第四項、第十九條第五項、第二十條、第二十一條第一項、第四十條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)(及び第五十條(第六十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定により、公社に納付すべき金額は、國稅滯納処分例により徴収することができる。但し、先取特権の順位は、國稅に次ぐものとする。

第九章 罰則

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三

第七十二條

公社の委託又は許可を受けないうで、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の輸入をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の金額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該金額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。

3 第一項の金額は、そのたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第七十三條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條、第三十四條第三項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第三十八條(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十八條第二項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第五十五條第三項又は第五十八條第三項の規定に違反した者
- 二 許可を受けない種類のたばこを耕作し又は試作した耕作者又は試作者
- 三 第十條第二項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反してたばこの耕作又は試作を引き継いだ者
- 四 許可を受けないたばこ苗を育成し、又は許可を受けた苗床

- の位置以外の場所で、若しくは許可を受けた坪数をこえてたばこ苗を育成した耕作者又は試作者
- 五 許可を受けた乾燥場又は蔵置場以外の場所で葉たばこを乾燥し、又は蔵置した耕作者又は試作者
- 六 第十七條第二項の規定に違反して、たばこ種子を採取し、又は二番葉を收穫した者
- 七 第二十三條(第二十六條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)第二項の規定に違反し、又は第二十三條第二項の規定による公社の指示に違反して葉たばこを運送した者
- 八 第三十條第三項又は第四項の規定に違反して、営業所の位置を変更し、又は製造たばこの出張販賣をした者
- 九 正当の事由がなくて第三十九條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による公社の指示に違反した者
- 十 第五十一條第四項の規定に違反して、同條第二項に規定する事項を変更した者
- 十一 第五十八條第一項の規定に違反して、巻紙の製造を休止し、又は陸止した者
- 第七十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)、第三十三條、第三十五條、第六十條第二項において準用

- する場合を含む。)又は第三十七條第二項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 正当の事由がなくて公社の定めた納付期日に葉たばこ又は巻紙を納付しなかつた耕作者、試作者又は巻紙製造者
- 三 第三十六條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)、第四十七條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。)、第五十七條第一項又は第六十二條第三項の規定による帳簿を作製せず、又は所定の事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 四 第三十六條第二項(第六十條第二項において準用する場合を含む。)(又は第四十條第二項(第六十條第二項において準用する場合を含む。))の規定による報告若しくは届出をせず、又は虚偽の報告若しくは届出をした者
- 五 第四十二條の規定に違反して、営業を陸止した者
- 六 第六十四條第二項の規定に違反して、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙を消費し、又は廃棄した者
- 七 第六十九條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第七十五條 第七十一條、第七十二條第一項若しくは第二項又は第七十三條第四号から第七号までの犯罪に係るたばこ、たばこ種子、たばこ苗、葉たばこ、製造たばこ、葉たばこ若しくは製造たばこのくず、巻紙、製造たばこの代用品、その原料又は製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこの代用品の製造用器具機械は、没収する。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他にその物件の所有者があつて没収することのできないときは、その價額を追徴する。

第七十六條 第七十一條又は第七十二條第一項若しくは第二項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができらる。

第七十七條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第七十一條から第七十四條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対し各本條の罰金を科する。

第七十八條 第七十一條から第七十四條まで(第七十四條第三号及び第七十号を除く。)の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第七十九條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯則事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則取締法に規定する財務局長又は稅務署長の職務は、公社の總裁の推薦に基き、その管轄区域を定めて大藏大臣が指定する公社の役員又は職員が行ふ。

3 第一項の場合において、國稅犯則取締法に規定する收稅官吏の職務は、前項の規定により大藏大臣が指定する公社の役員又は職員が管轄区域に應じ公社の總裁の推薦に基き大藏大臣が指定する公社の職員並びに左に掲げる司法警察職員及び國家公務員(以下「司法警察職員等」という。)が行ふ。この場合において、財務局長の職務を行う公社の役員又は職員が管轄区域に應じて指定された公社の職員は、財務局長の職務は、財務署長の職務を行う公社の役員又は職員が管轄区域に應じて指定された公社の職員並びに司法警察職員等は、稅務署の收稅官吏とする。

- 一 警察官及び警察吏員
- 二 海上保安官
- 三 司法警察職員として職務を行う日本國有鐵道の役員及び職員
- 四 森林官吏
- 五 稅關官吏
- 六 收稅官吏
- 4 公社の總裁は、候補者を定めて前二項の規定による推薦をしなればならない。
- 5 第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務を行う場合においては、大藏大臣がこれを監督する。
- 6 大藏大臣は、必要があると認めるときは、第二項又は第三項の規定による指定を解除することができる。
- 7 大藏大臣は、第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅

- 犯則取締法に規定する財務局長、税務署長又は收税官吏の職務を行う場合において同法若しくは同法に基く命令若しくは第五項の規定による大藏大臣の監督上の命令に違反したとき又はその職務を怠つたときは、役員については、自ら解任し、職員については、公社の總裁に懲戒すべきことを命ずることができる。日本専賣公社法第二十四條及び第四十五條の規定は、この場合に準用する。
- 8 第一項において準用する國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告により納付された金銭その他の物品は、國庫に帰属する。
 - 9 第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する財務局長、税務署長又は收税官吏の職務を行う場合における國家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)の規定の適用については、当該職務の遂行を國の公権力の行使とし、当該役員又は職員を國の公務員とする。
 - 10 第一項において準用する國稅犯則取締法による公社の役員及び職員職務の遂行に要する経費は、公社の負担とする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 改正前の煙草専賣法(以下「旧法」という。)又はこれに基く命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分は、それらの処分のあつた日において、この法律に基いて公社がしたものとみなす。

- 3 旧法又はこれに基く命令による申請、異議若しくは再鑑定の上立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。
- 4 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、葉たばこ、巻紙その他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。
- 5 この法律施行前に旧法第三十七條ノ三第一項の規定に基いて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。
- 6 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。
- 7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 旧法の違反事件については、第七十九條の例による。
- 9 旧法第六十七條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。
- 10 この法律施行の際における第七十九條第二項又は第三項の規定による公社の役員又は職員の指定は、公社の總裁の推薦によらな

11 前項の規定による指定は、この法律施行の日から一月を経過した日又は公社の總裁の推薦に基いて第七十九條第二項若しくは第三項の規定による指定のあつた日において効力を失う。

12 この法律施行前に政府の賣り渡した葉たばこ、製造たばこ及び巻紙は、この法律により公社の賣り渡したものとみなす。

13 第三十四條第二項(第四十六條第三項及び第六十條第二項において準用する場合を含む。)の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)が効力を有する間は、同法を含むものとする。

14 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号ニの次に次のように加える。
ホ たばこ専賣法(昭和二十四年法律第百十一号)第二十五條第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びその連合体

第七條第三号を次のように改める。
三 削除

15 日本専賣公社法の一部を次のように改正する。
第一條中「煙草専賣法(明治三十七年法律第十四号)、塩専賣法(明治三十八年法律第十一号)及び粗製樟腦、樟腦油専賣法(明治三十六年法律第五号)」を「たばこ専賣法(昭和二十四年法律第百十一号)、塩専賣法(昭和二十四年法律第百十二号)及びしよ、腦専賣法(昭和二十四年法律第百十三号)」に改める。

第二十七條第一号から第七号までを次のように改める。

- 一 葉たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油を買い入れること。
- 二 製造たばこ、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油を製造すること。
- 三 製造たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油を販賣すること。
- 四 葉たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油の生産者の指導及び助成に関すること。
- 五 製造たばこ、製造たばこ用巻紙及び塩の販賣者の指導及び助成に関すること。
- 六 葉たばこ、製造たばこ、製造たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、腦原油の輸出及び輸入を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事務の外たばこ専賣法、塩専賣法及びしよ、腦専賣法に定められた事項の実施に関すること。

参照

○財政法(昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号)
第三條 租税を除く外、國が國權に基いて收納する課徴金及び法律

たばこ專賣法

上又は事実上國の独占に属する事業における專賣價格若しくは事業料金については、すべて法律又は國會の議決に基いて定めなければならない。

○刑 法 (明治四十四年四月二十四日) (法律第四十五號)

- 第三十八條(第三項) 法律ヲ知ラサルヲ以テ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得
- 第三十九條(第二項) 心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス
- 第四十條 瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス
- 第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス
- 第四十八條(第二項) 二個以上ノ罰金ハ各罰ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス
- 第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス
- 第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

○國稅犯則取締法 (明治三十三年三月十七日) (法律第六十七號)

- 第十四條(第一項) 財務局長又ハ稅務署長ハ間接國稅ニ關スル犯罪事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收品ニ該當スル物品、徵收金ニ相當スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スル

(禁止行爲)

第五條 事業者團體は、左の各号の一に該當する行爲をしてはならない。

- 一 原材料若しくは注文の割当その他の方法による生産若しくは配分の統制をし、又はその統制に着手すること及び原料、商品若しくは施設の割当に関する原案若しくは計画を政府のために作成し、又はこれを政府に提出すること。
- 二 私的独占禁止法第四條第一項各号の一に該當する事項を内容とする協定若しくは契約又は同法第六條第一項各号の一に該當する事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又はこれに参加すること。
- 三 構成事業者と他の構成事業者、構成事業者に物資、資金その他の経済上の利益を供給する者、構成事業者の顧客若しくは構成事業者の競争者との間の取引を不当に拘束し、若しくは拘束する虞があり、若しくはこれらの者の間の対價を統制し、若しくは統制する虞がある契約その他の合意をし、又はこれに参加すること。
- 四 將來の対價、將來の取賣條件若しくは顧客の分類に関する情報の流布その他いかなる方法をもつてするかを問わず、対價を統制し、又は決定し、その他対價に影響を與えるための行爲をすること。
- 五 一定の事業分野における現在若しくは將來の事業者の数を制限し、又はその制限に着手すること。

たばこ專賣法

コトヲ得

○煙草專賣法 (明治三十七年四月一日) (法律第十四號)

- 第三十七條 煙草耕作者、試作者又ハ煙草製造用若ハ煙草用卷紙ノ製造專用ノ器具機械ノ製作者、販賣者、藏置者、輸出者若ハ輸入者本法又ハ本法ニ基キテ發スル省令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作、試作、製作、販賣、藏置、輸出又ハ輸入ノ許可ヲ取消スコトヲ得

- 第三十七條ノ二 煙草用卷紙製造者正當ノ事由ナクシテ二年以上引續キ其ノ製造ヲ爲ササルトキ又ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル省令ニ違反シタルトキハ政府ハ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得前項ニ依リ許可ヲ取消シタル場合ニ於テハ省令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内製造其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ仍本法ヲ適用ス

- 第三十七條ノ三(第一項) 政府前二條ニ依リ許可ヲ取消サムトスルトキハ豫メ本人ニ其ノ旨及本人ニ於テ之ニ不服アルトキハ辨明書ヲ提出スヘキ旨通知スルヲ要ス

- 第六十七條 間接國稅犯則者處分法ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル省令ノ違反事件ニ之ヲ準用ス但シ同法ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

○事業者團體法 (昭和二十三年七月二十九日) (法律第四百九十九號)

- 六 特定の事業者を公認し若しくは推薦する表若しくは特定の事業者を排斥するための表の配付、特定の事業者の事業内容、經理若しくは信用の状態を誤り傳える情報の流布その他の方法により、特定の事業者に利益又は不利益を與えること。
- 七 構成事業者に対し、その販賣、價格、取引條件、注文、在庫、生産、工場設備能力、經理、事業活動若しくは事業上の便益に関する報告の提出を強要し、又は構成事業者の承諾なくその事業内容について助言し、監査し、若しくは調査すること。
- 八 構成事業者の機能若しくは活動を制限し、又はその制限に着手すること。
- 九 營業用の施設を所有し、若しくは經營し、又は株式(社員の特分を含む。以下同じ。)若しくは社債を所有すること。
- 十 自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し、又は經營すること。但し、公正取引委員會の認可を受けてこれを所有し、又は經營する場合は、この限りではない。
- 十一 特許権を所有し、若しくは支配し、又は特許発明の実施の許諾若しくは共同利用のために斡旋その他の便宜を供すること。
- 十二 構成事業者その他の者のために融資をすること。
- 十三 購買、販賣、生産、製造、加工、包装、荷扱、保管、輸送、配分その他の營業に従事すること。
- 十四 構成事業者その他の者のために、取引の代理人となり、

又は取引上の契約をすること。

十五 構成事業者その他の者のために集金を行うこと。

十六 構成事業者その他の者の間の紛争を仲裁し、若しくは解決し、又はその仲裁若しくは解決に着手すること。但し、第四條第八号に掲げる場合を除く。

十七 不當に立法又は政府の政策に影響を與えること。

十八 注文者その他の者の依頼を受けることその他の方法により、公私の注文の入札に参加し、これを規制し、又はこれに影響を與えること。

十九 前各号に掲げるものの外、前條各号に掲げる許容活動の範囲を超える行為

2 事業者団体はいかなる名義をもつてするかを問わず、前項の禁止又は制限を免れる行為をしてはならない。

3 公正取引委員会は、第一項第十号但書の規定による認可の申請があつた場合において、当該団体が左の各号に掲げる要件を備えているときは、これを認可しなければならない。

一 構成事業者の属する事業分野における総ての事業者の当該団体への加入が、不当な条件により制限されず、且つ、その資力に応じて可能であるような公正無差別な条件で開放されていること。

二 当該団体の構成事業者が比較的少数の有力な事業者に限られておらず、又は議決権の行使、事業活動、当該施設的所有若しくは経営から生ずる諸利益が比較的少数の有力

な事業者により支配されていないこと。

三 当該団体の構成事業者が当該施設の所有又は経営から生ずる諸利益を当該団体に対する出資又は寄附金の多寡、事業規模の大小等にかかわらず利用することができること。

4 第一項第十号に規定する事項(但書を除く。)に關し持株会社整理委員会は、相当の理由があると認めるときは、過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)の規定に基く決定指令又はその変更をもつて、期間を限り、前項各号に規定する條件についてその例外の定をなすことができる。第一項第十号に規定する事項をその内容に含む過度経済力集中排除法の規定に基く決定指令又はその変更は同号但書に規定する認可となるものとする。

5 公正取引委員会は、第一項第十号但書の規定による認可の申請及び届出に關し必要な規則を定めることができる。
(適用除外行為)

第七條 第五條の規定は、事業者団体が法令の規定で左に掲げるもの又はその法令の規定に基く命令の規定によつて行ふ正当な行為には、これを適用しない。

三 煙草専賣法(明治三十七年法律第十四号)第二十條ノ二

○日本専賣公社法(昭和二十三年十二月十二日法律第二百五十五号)

(目的)

第一條 日本専賣公社は、煙草専賣法(明治三十七年法律第十四

よう、腦油を販賣すること。

四 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよら、腦及びしよら、腦油の生産者の指導及び助成に關すること。

五 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよら、腦及びしよら、腦油の販賣者の指導及び助成に關すること。

六 葉たばこ、たばこ、たばこ用巻紙、塩、粗製しよら、腦及びしよら、腦油の輸出及び輸入を行うこと。

七 前各号に掲げる事務の外煙草専賣法、塩専賣法及び粗製煙草、樟腦油専賣法に定められた事項の実施に關すること。

八 前各号の業務に附帶する業務
(役員解任)

第四十五條 大藏大臣は、公社の役員が左の各号の一に該當するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、煙草専賣法、塩専賣法及び粗製煙草、樟腦油専賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。

号)、塩専賣法(明治三十八年法律第十一号)及び粗製煙草、樟腦油専賣法(明治三十六年法律第五号)に基き現に國の専賣事業の健全にして能率的な実施に當ることを目的とする。

(懲戒)

第二十四條 公社の職員が、左の各号の一に該當する場合においては、總裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中その俸給の三分の一を受けける。

4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。
(業務の範囲)

第二十七條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよら、腦及びしよら、腦油を買い入れること。

二 たばこ及び塩を製造すること。

三 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよら、腦及びしよら、腦油を製造すること。

たばこ専賣法

塩専賣法

2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大蔵大臣は、予め審議会にはからなければならぬ。

◎塩専賣法

昭和二十四年五月二十八日公布
法律第百一十二号
昭和二十四年六月一日施行
〔大蔵大臣署名〕

塩専賣法

塩専賣法(明治三十八年法律第十一号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一條—第三條)
- 第二章 製造(第四條—第二十一條)
- 第三章 輸入(第二十二條)
- 第四章 販賣(第二十三條—第四十條)
- 第五章 輸出(第四十一條)
- 第六章 雜則(第四十二條—第四十六條)
- 第七章 罰則(第四十七條—第五十五條)

第一章 総則

(定義)

第一條 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。但し、チリ硝石、カイニット、シルグイニットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「にがり」とは、塩を製造する際、かん水から塩を析出した母液又は残液をいう。

3 この法律において「かん水」とは、海水又はかん泉に操作を加えた液体で、その含有固形物中に塩化ナトリウムを百分の五十以上含有し、攝氏十五度における比重がボーム比重計指度五度以上であるものをいう。

4 この法律において塩の「再製」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。

5 この法律において塩の「加工」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるためこれを焼き、洗い、くだし、圧さくする等溶解以外の方法により塩の形状を変え、又はその不純物を除去若しくは変質させることをいう。

(専賣權)

第二條 塩及びにがりの一手買取、輸入、再製、加工及び販賣の權は、國に専屬する。

(専賣權の実施)

第三條 前條の規定により國に専屬する權能及びこれに伴う必要な事項は、この法律及び日本専賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本専賣公社(以下「公社」といふ。)に行わせる。

第二章 製造

(製造の許可)

第四條 塩、にがり又はかん水は、公社又は第六條第一項の許可を受けた者でなければ製造(再製を除く。以下同じ。)してはならぬ。

(收納)

第五條 公社は、その許可を受けて塩又はにがりを製造する者の製造したすべての塩又はにがりを收納する。但し、許可を受けて塩を製造する者及びその従業者が使用する塩で大蔵省令の定めるものについては、この限りでない。

2 前項の收納の價格は、公社が定めて、あらかじめ公告する。

(許可の申請)

第六條 塩、にがり又はかん水を製造しようとする者は、製品の種類、製造の方法、製造場及び貯藏所の規模及び位置並びに一箇年の製造能力を定め、公社に申請して、製造場ごとにその許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 製造場及び貯藏所の設備の構造
 - 二 製造着手の予定日及び年間における操業の時期
 - 三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類
 - 四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名
- 3 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

塩専賣法

(許可の制限)

第七條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、塩、にがり又はかん水の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰(第五十五條において準用する國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。)され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者が塩の販賣の業務を営んでいる場合。

四 製造場の位置若しくは設備又は製造方法が製造上又は取締上不適當と認められる場合。

五 一箇年の製造能力が公社の定める標準に達しない場合。

六 塩の需給調整上製造數量を制限する必要がある場合。

2 法人が申請者である場合においては、前項第一号から第三号までの規定については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年の適用者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号から第三号までの規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(製造の引継)

第八條 公社の許可を受けて塩、にがり又はかん水を製造する者(以下「製造者」という。)が死亡した場合において、引き続いて塩、にがり又はかん水の製造をしようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 前項の外、製造者の塩、にがり又はかん水の製造を引き継ごうとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 前條第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(製造の制限)

第九條 公社は、塩、にがり又はかん水の需給調整上必要があるときは、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造数量を制限することができる。

(指示)

第十條 公社は、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造方法、貯藏場所又は貯藏方法についてあらかじめ公社の定めたる標準に従うように指示することができる。

(届出)

第十一條 製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第六條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 製造者は、災害その他の事故に因り、塩、にがり若しくはかん水又は製造場若しくは貯藏所に損害を受けたときは、遅滞なく損

害の原因及び程度を公社に届け出なければならない。

(廃止及び休止)

第十二條 製造者は、その製造場における製造を廃止しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

2 前項の製造の廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その年における塩の製造数量の確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

3 製造者は、製造を休止し、又は休止後改めて製造に着手しようとする製造場があるときは、事由を具して公社に届け出なければならない。

(帳簿及び報告)

第十三條 製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならぬ。

2 製造者は、公社の指示するところにより、業務に関する報告を公社に提出しなければならない。

(納付)

第十四條 製造者は、第五條第一項但書に該当する場合を除き、その製造した塩及びにがりを、すべて公社に納付しなければならない。

2 公社は、製造者に対し、前項の納付の期日、場所及び運搬通路並びに塩の包装方法を指示することができる。

3 公社は、製造者の納付する塩又はにがりの品質が著しく粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができる。

(災害補償)

第十六條 製造者が津波の害、風水害、震害その他の災害に因り、塩、にがり又はかん水について滅失、損傷その他の事由に因る損害を受けたときは、公社は、その製造者による損害の三分の二に相当する金額の範囲内で大藏省令で定める額の補償金を交付することができる。

(製造者の団体)

第十七條 公社は、製造者又は製塩施設の所有者の組織する団体又はその連合体に対し、公社の事務の一部を委託し、又は製塩事業の健全な発達を図るため必要な指示をすることができる。

2 公社は、前項の規定により委託又は指示を受けた団体又はその連合体に対し、当該年度の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(許可の取消)

第十八條 公社は、製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第七條第一項第三号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく一年以上製造をしないとき。

2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「製造者」と読み替えるものとする。

4 公社は、製造者に対し、第一項の規定により納付しなければならない塩又はにがりを公社の指定した者に引き渡すように指示することができる。この場合においては、公社が引渡を指示したときに、同項の規定による納付があつたものとみなす。

(鑑定及び再鑑定)

第十五條 公社は、製造者の納付(前條第四項の規定により納付があつたものとみなされる場合を含む。)した塩又はにがりの品質又は等級を鑑定し、その品質又は等級に相当する収納金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、収納代金の請求前に行なければならない。

4 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行わせて、その品質又は等級を決定する。この場合において、鑑定人は、少くともその半数を公社の職員でないものから選定しなければならない。

5 再鑑定による塩又はにがりの品質又は等級が第一項の鑑定による品質又は等級より上位の品質又は等級とならないときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで収納代金を支拂わないことができる。

第十九條

公社は、前條の規定により製造者の許可の取消をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、製造者又はその代理人の出頭を求め、積明のための証拠を提出する機会を興えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

(廃業後の処置)

第二十條

製造者がその許可を取り消され、又はその製造を廃止した場合において塩、にがり又はかん水が現存するときは、その現存する物については、その者をなお製造者とみなす。

(再製及び加工)

第二十一條

公社又は公社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない。

2 藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)の規定に基いて第一條

第一項の規定に該当する医薬品を製造する者は、前項の規定にかかわらず、公社の許可を受けて、公社の賣り渡した塩を医薬品とする目的をもつて再製又は加工することができる。

第三章 輸入

(輸入)

第二十二條

塩及びにがりは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、旅行者が自己の用に供するため携帯する塩又はにがりであつて大藏省令の定めるものについては、この限りでない。

第四章 販賣

(販賣)

第二十三條

公社は、その指定した塩の元賣人又は小賣人(以下「販賣人」という。)をして塩を販賣させることができる。

2 公社又は販賣人でなければ、塩を販賣してはならない。但し、藥事法第二條第四項第一号に該当する物又はこれをもつて製造若しくは調剤した物については、この限りでない。

3 塩元賣人は、公社から塩を買い受け、塩小賣人に販賣するものとする。但し、大藏省令の定める数量をこえるときは、直接消費者に販賣することができる。

4 塩小賣人は、塩元賣人から塩を買い受け、消費者に販賣するものとする。

5 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、にがりを販賣してはならない。

(指定の申請)

第二十四條

販賣人となるうとする者は、元賣人又は小賣人の別並びに營業所及び貯藏所の位置を定め、公社に申請して、その指定を受けなければならない。

2 前項の指定申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貯藏所の設備の構造
- 二 販賣品種

三 一箇年の販賣予定数量

四 販賣に充てることができる資金の総額

五 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

六 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

3 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。營業所又は貯藏所を設置又は廃止しようとするときも、同様とする。

(指定の制限)

第二十五條

公社は、左の各号の一に該当する場合には、販賣人の指定をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて販賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者が製造者又は塩の再製、加工若しくは輸入の委託を受けた者である場合その他事業として取締上不適當な物品を取り扱っている場合。

四 申請者が元賣人と小賣人とを兼ねようとする場合。

五 營業所又は貯藏所の設備が塩の販賣業を営むのに不適當と認められる場合。

六 塩の販賣予定数量が公社の定めを標準に達せず、その他著し

く不適當と認められる場合。

七 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その經營の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号から第三号まで」と及び「第一項第一号から第三号まで」とあるのはそれぞれ「第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号」と読み替えるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

第二十六條

販賣人の指定は、三年以内の期間を定めて行う。

2 公社は、販賣人の指定をした場合には、これに対し指定書を交付する。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することを適當と認めるときは、第二十四條の申請をまたないで、その指定をすることができる。

(販賣の引継)

第二十七條

販賣人が死亡した場合において、引き続いて塩の販賣をしようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 前項の外、塩の販賣を引き継ごうとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(公社の賣渡價格)

第二十八條 公社は、大藏大臣の認可を受けて、塩及びひがりの公社の賣渡價格を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

(特別價格)

第二十九條 公社は、か性ソーダ、ソーダ灰その他政令で指定する化学製品の製造の用に供する者に塩を賣り渡す場合においては、前條の規定にかかわらず、大藏大臣の認可を受けて同條第一項の賣渡價格より低い價格(以下「特別價格」という。)でこれを賣り渡すことができる。

2 公社は、前項の規定により特別價格で塩を買い受けた者に対し、帳簿の作製、報告の提出その他必要な指示をすることができる。第四項の規定による許可を受け譲り渡した塩を前項の用に供するため譲り受けた者についても、同様とする。

3 公社は、第一項に該当する者に特別價格で塩を賣り渡す場合においては、大藏省令の定めるところにより、その特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額の全部又は一部に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項の用に供するため特別價格で買い受けた塩について、その目的を変更しようとするとき又はこれを他に譲り渡そうとするときは、公社の許可を受けなければならない。この場合においては、公社は、他の第一項に該当する者に譲り渡す場合を除き、特

別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に相当する金額を徴収する。

5 特別價格以外の價格で買い受けた塩が第一項の用に供されたときは、公社は、その用に供した者に対し、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額の五分の四に相当する金額の交付金を交付することができる。

6 公社は、第一号又は第二号に該当する場合には、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に賣渡數量(第二号の場合には、不足した數量)を乗じて得た金額の二倍、第三号に該当する場合同じにおいては、虚偽の書類又は陳述に基き受けた交付金額の二倍に相当する金額の範囲内で追徴金を徴収する。

一 特別價格で買い受けた塩について、公社の許可を受けないでその目的を変更した場合又は他に譲り渡した場合。

二 特別價格で買い受けた塩について、その目的に充てた數量が賣渡數量に対し正当の事由がなくて不足した場合。

三 虚偽の書類又は陳述により第五項の交付金を受けた場合。

(保管料)

第三十條 公社は、公社から塩又はひがりを買い受けた者が公社の定める引取期限までにこれを引き取らないときは、相当の保管料を徴収することができる。但し、自己の責に帰することができない事由に因り引取をすることのできない日数に対しては、この限りでない。

(代金の延納)

第三十一條 公社は、公社から塩又はひがりを買い受ける者に対

し、その代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、その代金の延納を許可することができる。

2 公社は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、担保提供額が買受代金の三分の一を下らない範囲内において、担保の提供を免除することができる。

3 第一項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わないときは、公社は、大藏省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めるとき又は延納の継続を著しく不適当と認めるときは、延納の許可を取り消すことができる。

(販賣手数料)

第三十二條 公社は、元賣人及び小賣人に対し、それぞれ塩の販賣に当り第二十八條第一項の賣渡價格に加算すべき販賣手数料を定めて指示することができる。

第三十三條 公社は、大藏省令の定めるところにより、元賣人以外のもの(第二十九條第一項に該当する者を除く。)に塩を賣り渡す場合においては、第二十八條の規定にかかわらず、同條第一項の賣渡價格に元賣人又は小賣人の販賣手数料を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

(買受販賣制限)

第三十四條 元賣人は、公社以外の者から、小賣人は、公社及び元賣人以外の者から、販賣のために塩を譲り受けてはならない。但

し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 廃業その他の事由により營業を継続することのできなくなった元賣人又は小賣人から、それぞれ元賣人又は小賣人が譲り受けるとき。

二 競争により取得するとき。

2 販賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

(混和禁止)

第三十五條 販賣人は、その販賣する塩に他物を混和してはならない。

2 販賣人は、他物の混和した塩を販賣してはならない。但し、自己の責に帰することができない事由に因り他物が混和した塩について公社の許可を受けた場合は、この限りでない。

(指示)

第三十六條 公社は、販賣人に対し、營業所及び貯藏所の設備、引取方法、備えて置くべき塩の種類及び數量、塩の販賣及び保存の方法並びに塩を販賣する場合における販賣先、用途、數量及び時期について、指示することができる。

2 公社は、販賣人の組織する団体又はその連合体に対し、塩の販賣の健全な發達を図るために必要な事項を指示することができる。

3 第十三條の規定は、販賣人、その組織する団体又はその連合体に準用する。

(差益及び差損)

第三十七條 公社は、第二十八條第一項の賣渡價格を改定した場合において、現に販賣人の所有する塩から生ずる差益又は差損の全部又は一部を販賣人に納付させ、又は販賣人に対し拂戻すことができる。

2 販賣人は、賣渡價格の改定があつた場合においては、遅滞なくその改定があつたときにおいて所有する塩の品種別數量を公社に届け出なければならぬ。

(届出)

第三十八條 販賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第二十四條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

2 販賣人は、その營業を廃止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならぬ。

(指定の取消及び販賣の差止)

第三十九條 公社は、販賣人が左の各号の一に該当するときは、販賣人の指定を取り消すことができる。

- 一 この法律の規定に違反したとき。
- 二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。
- 三 第二十五條第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。
- 四 正当の事由がなくて、引き続き三月以上營業をしないとき。
- 五 この法律に基く届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

にがりに関する報告を提出させることができる。

第六章 雜則

(所有等の制限)

第四十二條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の賣り渡した塩又はにがりでなければ、所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没收する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を、公社の定めるところにより納付させることができる。この場合においては、他物を混和した塩又はにがりを除く外、第十五條第一項の規定を準用する。

(かん水の譲渡)

第四十三條 かん水は、塩又はにがりの製造者以外に譲り渡してはならない。但し、公社の許可を受けた場合においては、この限りでない。

2 かん水を塩及びにがりの製造用以外の用途に使用する場合は、公社の許可を受けなければならない。

3 公社は、塩の需給調整上特に必要があるときは、製造者に対し、かん水の譲渡先、用途並びに譲渡の數量、時期及び場所を指示することができる。

4 公社は、かん水の譲渡價格を制限することができる。

塩専賣法

き。

六 元賣人が正当の事由がなくて支拂期日を過ぎてなお塩の買受代金を完納しないとき。

2 公社は、販賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代え、一月以内の期間を定めて、塩の販賣を差し止めることができる。

3 第七條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「販賣人」と読み替えるものとする。

4 第十九條の規定は、第一項の指定の取消及び第二項の販賣の差止に準用する。

(廃業後の処分)

第四十條 販賣人がその指定を取り消され、又はその營業を差止した際所有する塩は、公社の指示を受けなければ処分してはならない。

第五章 輸出

(輸出)

第四十一條 公社は、塩若しくはにがりを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

2 輸出のため公社から買ひ受けた塩又はにがりは、公社の許可がなければ輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。

3 公社は、必要があると認めるときは、第一項の規定により輸出のため塩又はにがりを賣り渡した者から、その賣り渡した塩又は

(にがりの使用に関する報告)

第四十四條 公社は、必要があると認めるときは、大藏省令の定める數量をこえて、公社からにがりを買ひ受けた者からその買ひ受けたにがりの使用に関する報告させることができる。

(立入検査)

第四十五條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、塩、にがり、かん水、器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

一 塩、にがり又はかん水の製造場又は貯藏所

二 製造者、塩の再製若しくは加工の委託若しくは許可を受けた者、塩若しくはにがりの輸入の委託を受けた者、販賣人、特別價格で塩を買ひ受けた者若しくはその塩を所有し、若しくは使用する者、第二十九條第五項の規定による交付金を受け、若しくは受けようとする者、輸出のため公社から塩を買ひ受けた者又は公社からにがりを買ひ受けた者の事務所、營業所、工場、事業場又は倉庫

2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(強制徴収)

第四十六條 第十五條第五項、第二十九條第四項及び第六項並びに第三十七條第一項の規定により、公社に納付すべき金額は、國稅滯納処分例により徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

塩専賣法

第七章 罰則

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、塩、にがり若しくはかん水を製造し、又はこれらの製造の準備をした者
- 二 第二十三條第二項又は第五項の規定に違反して、塩若しくはにがりを販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者
- 三 第三十四條第一項、第三十五條、第四十一條第二項又は第四十二條第一項の規定に違反した者

第四十八條 第二十二條の規定に違反して、塩又はにがりの輸入をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入した塩又はにがりの價額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。

- 2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。
- 3 第一項の價額は、その塩又はにがりの生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 公社の許可を受けた位置以外の場所に、塩、にがり又はかん水の製造場又は貯藏所を設けた製造者

た者

四 第十三條第二項（第三十六條第三項において販賣人に準用する場合を含む。）第三十七條第二項又は第四十一條第三項の規定による報告若しくは届出をせず、又は虚偽の報告若しくは届出をした者

五 第十四條第二項の規定による運搬通路又は包装方法の指示に違反した者

六 第二十四條第三項の規定に違反して、営業所若しくは貯藏所の位置を変更し、又は営業所若しくは貯藏所を設置若しくは廃止した者

七 第三十八條第二項の規定に違反して営業を廃止した者

八 第四十五條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十一條 第四十七條、第四十八條第一項若しくは第二項又は第四十九條第六号の犯罪に係る塩、塩に他物を混和した物、にがり又はかん水は没收する。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他にその物件の所有者があつて没收することのできないときは、その價額を追徴する。

第五十二條 第四十七條又は第四十八條第一項若しくは第二項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができ

第五十三條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第四十七條から第五

塩専賣法

二 第六條第三項の規定に違反して、製品の種類、製造方法、製造場若しくは貯藏所の規模又は製造能力を変更した者

- 三 第八條第二項又は第二十七條第二項の規定に違反して、塩、にがり若しくはかん水の製造又は塩の販賣を引き継いだ者
- 四 第十二條第一項の規定に違反して製造を廃止した者
- 五 正当の理由がなくて、公社の指示した納付期日にその指示した納付の場所に塩又はにがりを納付しなかつた製造者
- 六 第十四條第四項の規定による公社の指示に違反した者
- 七 第二十一條第一項又は第四十三條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

八 第二十八條第一項の賣渡價格に公社の指示した販賣手数料を加算した額によらないで塩を賣り渡した販賣人

九 第四十三條第四項の規定により制限された價格をこえてかん水を譲り渡したかん水の製造者

第五十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第八條第一項、第二十七條第一項、第三十四條第二項又は第四十條の規定に違反した者
- 二 正当の事由がなくて、第十條、第三十六條第一項又は第四十三條第三項の規定による公社の指示に違反した者
- 三 第十三條第一項（第三十六條第三項において販賣人に準用する場合を含む。）又は第二十九條第二項の規定による帳簿を作製せず、若しくは所定の事項を記載せず、又は虚偽の記載をし

十條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

第五十四條 第四十七條から第五十條まで（第五十條第三号及び第八号を除く。）の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第五十五條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯則事件とする。

- 2 前項の場合において、國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務は、たばこ專賣法（昭和二十四年法律第百十一号）第七十九條第二項又は第三項に規定する公社の役員又は職員並びに司法警察職員及び國家公務員が行う。
- 3 たばこ專賣法第七十九條第五項及び第七項から第十項までの規定は、第一項の場合に準用する。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 改正前の塩専賣法（以下「旧法」という。）又はこれに基く命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分（塩業組合又は塩業組合連合会に係るものを除く。）は、それらの処分のあつた日において、この法律に基いて公社がした

- 3 旧法又はこれに基く命令による申請、再鑑定申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。
- 4 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、塩、にがりその他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。
- 5 この法律施行前に、旧法第十三條第二項の規定に基いて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。
- 6 この法律施行前に、旧法第十九條の規定に基いて特に定められた價格で塩を賣り渡した場合又は交付金の下付を受けることができる場合であつて、第二十九條の規定により特別價格で塩を賣り渡すことができない場合又は交付金の交付を受けることのできない場合については、旧法第十九條及び同條に基く命令の規定は、なお効力を有する。
- 7 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。
- 8 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 9 旧法の違反事件については、第五十五條の例による。
- 10 旧法第三十八條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。
- 11 この法律施行前に、政府の賣り渡した塩及びにがりは、この法律により、公社の賣り渡したものとみなす。
- 12 第二十八條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に關する法律(昭和二十三年法律第二十七號)が効力を有する間は、同法を含むものとする。
- 13 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二號)に基いて塩の割当又は配給が行われている間は、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第三項、第三十八條第一項(第二十四條第二項に關する部分に限る。)及び第三十九條の規定は、適用しない。
- 14 臨時物資需給調整法に基く命令により塩元賣業若しくは塩小賣業の登録を受けた者又はその取消を受けた者は、それぞれこの法律に基いて元賣人若しくは小賣人の指定を受けた者又はその取消を受けた者とみなす。
- 15 旧法中塩業組合及び塩業組合連合會に關する規定並びに旧法第十七條ノ十二に基く命令(塩業組合中央會に關する部分及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四號)第二十四條各号に掲げる要件に於いて、觸る部分を除く。)は、中小企業等協同組合に關する法律が制定施行されるまで、

- 16 前項の規定により効力を有する旧法の規定に基く塩業組合及び塩業組合連合會は、その規定が効力を有する間は、事業者團體法(昭和二十三年法律第九十一號)第六條第一項第一号の團體とする。
- 17 左の勅令は、廢止する。
特別用塩規則(大正五年勅令第九十七號)
塩業組合令(昭和十八年勅令第四百二號)
塩専賣法臨時特例(昭和二十年勅令第七百二十九號)
- 18 廢止前の塩専賣法臨時特例第二條の規定に基いて、塩、にがり、又はかん水の製造の届出をし、この法律施行の際現にこれらを製造する者で、この法律施行後引き続きこれらを製造しようとするものは、この法律施行の日から一月以内に、第六條第一項の規定により公社に対し許可の申請をしなければならぬ。この場合において、第七條第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。
- 19 公社は、前項の規定による申請に基き、第七條第一項第四号又は第五号の規定に該當する者に対し、製造の許可をする場合においては、当該許可に一年の範囲内で期限を附することができる。
- 20 第十八項の規定により申請をすることができる者は、同項の期間内(同項の規定による申請をした場合は当該申請に基き公社の許可又は不許可の処分があるまで)は、この法律の規定にかかわらず、塩、にがり又はかん水の製造をすることができる。
- 21 前項の規定により塩、にがり又はかん水を製造することができ

- る者がその製造をすることができる期間内に製造した塩、にがり又はかん水については、なお従前の例による。但し、この場合において、政府とあるのは公社とする。
- 22 事業者團體法の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号ロを次のように改める。
ロ 削除
- 23 公社は、大藏大臣の定める期日までは、第三十二條の規定にかかわらず、元賣人及び小賣人の販賣價格を制限することができる。
- 24 前項の規定により制限された價格をこえて塩を販賣した元賣人又は小賣人は、十万円以下の罰金に処する。
- 25 第五十三條及び第五十四條の規定は、前項の場合に準用する。
- 26 公社は、第二十三項の期日までは、元賣人以外のもの(第二十九條第一項に該當する者を除く。)に塩を賣り渡す場合においては、第三十三條の規定にかかわらず、第二十八條第一項の賣渡價格に公社の定める金額を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

参 照

○藥事法 (昭和二十三年七月二十九日法律第九十七號)
第二條(第四項) この法律で「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

塩專賣法

一 公定書に收められたもの

○刑法 (明治四十四年四月二十四日法律第四十五號)

第三十八條(第三項)

第三十九條(第二項)

第四十條

第四十一條

第四十八條(第二項)

第六十三條

第六十六條

(本書法律第百一十一號参照に掲載)

○たばこ專賣法 (昭和二十四年五月二十八日法律第百一十一號)

第七十九條(第二項、第三項)

同條(第五項、第七項—第十項)

(本書法律第百一十一號)

○鹽專賣法 (明治三十八年一月一日法律第十一號)

第十三條(第一項)

規定ニ違反シタルトキハ政府ハ製造ノ許可ヲ取消スコトヲ得

同條(第二項) 政府前項ニ依リ許可ヲ取消サムトスルトキハ豫メ

本人ニ其ノ旨及本人ニ於テ之ニ不服アルトキハ辯明書ヲ提出ス

ヘキ旨通知スルヲ要ス

第十七條ノ十二 本法ニ規定スルモノノ外鹽業組合ノ設立、登記、管理、解散、清算其ノ他鹽業組合ニ關シ必要ナル事項ハ政

且つ、法律の規定に基いて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行爲には、これを適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に対價を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
- 二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

○事業者団体法 (昭和二十三年七月二十九日法律第百九十一號)

(適用除外団体)

第六條 この法律の規定は、左に掲げる団体に對しては、これを適用しない。但し、第三條の規定は、この限りではない。

- 一 私的独占禁止法第二十四條各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の団体
- イ 産業組合法(明治三十三年法律第三十四號)
- ロ 塩專賣法(明治三十八年法律第十一號)
- ハ 貸家組合法(昭和十六年法律第四十七號)
- ニ 市街地信用組合法(昭和十八年法律第四十五號)

しよう、腦專賣法

令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 政府ハ定價ヲ以テ鹽及苦汁ノ賣渡ヲ爲スヘシ

前項ノ定價ハ賠償金ヲ交付シテ收納シタル鹽ニ付テハ賣渡當時

ノ品質ニ相當スル賠償金ニ一石ニ付金二圓五十錢又ハ百斤ニ付

金一圓四十八錢ノ割合ノ金額ヲ加算シタルモノヲ超エテ之ヲ定

ムルコトヲ得ス

第十九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ政府ハ省令ノ定ムル所ニ依リ

特ニ定メタル價格ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

一 外國ニ輸出スル爲賣渡ヲ請求スル者アリタルトキ

二 省令ヲ以テ指定スル用途ニ使用スル爲賣渡ヲ請求スル者アリタルトキ

三 前各號ノ外特ニ省令ヲ以テ定メタル場合ニ該當スルトキ

前條又ハ前項第三號ニ依リ賣渡シタル鹽ニシテ外國ニ輸出シ又

ハ省令ノ定ムル用途ニ使用セラレタルトキハ省令ノ定ムル所ニ

依リ交付金ヲ下付ス

第三十八條 間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二

號ノ規定ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

間接國稅犯則者處分法中收稅官吏及稅務署長ニ屬スル職務ヲ行

フヘキ官吏ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律 (昭和二十四年四月十四日法律第五十四號)

第二十四條 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、

ホ 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七號)

ハ 林業會法(昭和二十一年法律第三十五號)

ト 商工協同組合法(昭和二十一年法律第五十二號)

○鹽專賣法臨時特例 (昭和二十年十二月二十九日勅令第七百二十九號)

第二條 自給用ニ供スル爲塩、苦汁又ハ鹹水ノ製造ヲ爲サントス

ル場合ニ於テハ塩專賣法第四條及第九條ノ規定ニ依ル政府ノ許

可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所

ニ依リ政府ニ届出ツルコトヲ要ス

しよう、腦專賣法

(昭和二十四年五月二十八日公布法律第百一十三號) (大藏大臣署名) (昭和二十四年六月一日施行)

しよう、腦專賣法

粗製樟腦、樟腦油專賣法(明治三十六年法律第五号)の全部を改正

する。

- 第一章 總則(第一條—第三條)
- 第二章 製造(第四條—第十三條)
- 第三章 輸入(第十四條)
- 第四章 販賣(第十五條—第十七條)
- 第五章 雜則(第十八條—第二十條)

第六章 罰則(第二十一條―第二十八條) 附則

第一章 総則

(定義)

第一條 この法律において「しょう脳」とは、二・オギヅカンファン(2-Oxo-Camphane)の含有量が百分の五十以上の固形物をいう。

2 この法律において「粗製しょう脳」とは、くす属に属する植物又はテレビン油に蒸りゆうその他の操作を加えて製造したしょう脳をいう。

3 この法律において「再製しょう脳」とは、しょう脳原油から製造したしょう脳をいう。

4 この法律において「精製しょう脳」とは、再製しょう脳又は粗製しょう脳に昇華その他の操作を加えて精製したしょう脳をいう。

5 この法律において「しょう脳油」とは、しょう脳原油及びこれに蒸りゆうその他の操作を加えて分別した油状物をいう。

6 この法律において「しょう脳原油」とは、左に掲げる油状物であつて、二・オギヅカンファンの含有量が百分の五以上の物をいふ。

- 一 くす属に属する植物に蒸りゆうその他の操作を加えて採取した油状物
- 二 前号に掲げる物を百分の五十以上含有する油状物

第二章 製造

(製造)

第四條 公社又は公社から第七條第一項又は第二項の割当を受けた者は、粗製しょう脳又はしょう脳原油を製造することができる。

2 粗製しょう脳又はしょう脳原油は、前項に規定する者でなければ製造してはならない。

(收納)

第五條 公社は、第七條第一項又は第二項の割当を受けて粗製しょう脳又はしょう脳原油を製造する者(以下「製造者」という。)の製造したすべての粗製しょう脳又はしょう脳原油を收納する。

2 前項の收納の価格は、公社が定めて、あらかじめ公告する。

(製造予定数量)

第六條 公社は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年度内の粗製しょう脳及びしょう脳原油の製造予定数量を定める。

(製造数量の割当)

第七條 粗製しょう脳又はしょう脳原油を製造しようとする者は、製造場ごとに公社の定める手続により、毎年公社に申請して粗製しょう脳又はしょう脳原油の翌年度の製造予定数量の割当を受けなければならない。

2 公社は、前條の製造予定数量の確保上必要があるときは、その年度内において、申請に基づき前項の割当数量を増加し、又は新たな割当をすることができる。

3 製造者は、前二項の規定により割当を受けた数量をこえて粗製しょう脳又はしょう脳原油を製造してはならない。

4 粗製しょう脳又はしょう脳原油を製造しようとする者は、自ら製造場を管理する場合を除き、製造場ごとに管理人を定めて、第一項又は第二項の申請の際公社に届け出なければならない。製造者が新たに管理人を置き、又は管理人を変更しようとする場合は、その都度公社に届け出なければならない。

5 第一項又は第二項の割当は、申請数量の範囲内において製造能力等を基準として決定する。この場合においては、改正前の粗製樟脳、樟脳專賣法(以下「旧法」という。)に基づき粗製しょう脳及びしょう脳原油の製造の許可をした事実を根拠としたものであり、又は当該事実によつて影響を受けたものであつてはならない。

7 この法律において「しょう脳精油」とは、しょう脳原油に蒸りゆうその他の操作を加えて分別した油状物をいう。

(專賣權)

第二條 粗製しょう脳及びしょう脳原油の一手買取、輸入及び一手販賣の権能は、國に專屬する。

(專賣權の実施)

第三條 前條の規定により國に專屬する権能及びこれに伴う必要な事項は、この法律及び日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本專賣公社(以下「公社」という。)に行わせる。

(割当の制限及び取消)

第八條 公社は、申請者又は製造場管理人が左の各号の一に該当する場合においては、前條第一項又は第二項の割当をしないことができる。

一 この法律に基いて処罰(第二十八條において準用する國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。)され、その処罰の日から二年を経ない場合。

二 木材の製造、加工、販賣等の業務に従事し、くすのきを粗製しょう脳又はしょう脳原油の製造以外の用途に供する虞がある場合。

三 しょう脳若しくはしょう脳油の販賣若しくは輸出の業務又はしょう脳若しくはしょう脳油を原料としてプラスチック、医薬品、香料等の製造の業務を営んでいる場合。

2 公社は、製造者が前項各号の一に該当するに至つた場合においては、前條第一項又は第二項の割当を取り消すことができる。

3 公社は、製造場管理人が第一項各号の一に該当するに至つた場合においては、製造者に対し、当該管理人の変更を命ずることができる。この場合において、当該命令に従わなかつたときは、前項の規定を準用する。

4 法人が申請者又は製造者である場合においては、第一項及び第二項の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者又は製

造者とみなす。

- 5 未成年者又は禁治産者が申請者、製造者又は製造場管理人である場合においては、第一項から第三項までの規定の適用については、その法定代理人もまた申請者、製造者又は製造場管理人とみなす。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。
 - 6 公社は、第二項(第三項後段において準用する場合を含む。)の規定により割当の取消をし、又は第三項前段の規定により製造場管理人の変更を命じようとするときは、当該取消又は変更を要するかどうかを決定するため、利害關係人に対し聽聞会を開かなければならない。
 - 7 前項の聽聞会は、製造者又はその代理人に対し文書により前項に規定する処分をしようとする旨を通知した日から十五日を経過した後に開かなければならない。
 - 8 製造者、製造場管理人、これらの代理人その他利害關係人及び必要な証人は、第六項の聽聞会に出席し、意見又は事實を述べることが出来る。
- (製造の引継及び廃止)
- 第九條 製造者が死亡した場合において、引き続き粗製しょう、脳又はしょう、脳原油を製造しようとする相続人は、死亡の日から二月以内にその旨を公社に届け出なければならぬ。
- 2 製造者は、その製造場における製造を廃止しようとするときは、公社に届け出なければならぬ。

(指示)

第十條 公社は、製造者に対し原料の採取及び使用の方法、製造の方法並びに貯藏の場所及び方法について、あらかじめ公社の定めたる標準に従うように指示することができる。

(納付)

第十一條 製造者は、その製造した粗製しょう、脳又はしょう、脳原油を、公社の定める方法により調理した後、すべて公社に納付しなければならぬ。

2 前項の納付の期限、期日及び場所は、公社が定める。

3 製造者は、納付する粗製しょう、脳又はしょう、脳原油に他物を混和してはならない。

4 公社は、製造者の納付する粗製しょう、脳又はしょう、脳原油の品質が粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するように指示することができる。

(鑑定及び再鑑定)

第十二條 公社は、製造者の納付した粗製しょう、脳又はしょう、脳原油の品質を鑑定し、その品質に相当する収納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることが出来る。

3 前項の再鑑定の申立は、収納代金の請求前にしなければならぬ。

4 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行わせて、その品質を決定する。この場合において鑑定人は、少くともその半数を公社の職員でない者から選定しな

第四章 販賣

(賣渡價格)

第十五條 公社は、大藏大臣の認可を受け、粗製しょう、脳及びしょう、脳原油の公社の賣渡價格を定める。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

(保管料)

第十六條 公社から粗製しょう、脳又はしょう、脳原油を買受けた者が公社と協議して定めた引取期限までにこれを引き取らないときは、公社は、その者から相當の保管料を徴収することができる。但し、自己の責に帰することができない事由に因り引取をするこ

(代金の延納)

第十七條 公社は、公社から粗製しょう、脳又はしょう、脳原油を買受ける者に対し、その代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確實な担保を徴し、その代金の延納を許可することができる。

2 公社は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、担保提供額が買受代金の三分の一を下らない範囲内において、担保の提供を免除することができる。

3 第一項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わな

ければならない。

5 再鑑定による粗製しょう、脳又はしょう、脳原油の品質が第一項の鑑定による品質より上位の品質とならないときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで収納代金を支拂わな

(廃業後の処置)

第十三條 製造者がその製造を廃止し、又は第八條第二項(同條第三項後段において準用する場合を含む。)の規定により割当を取り消された場合において、粗製しょう、脳又はしょう、脳原油が現存するときは、その現存する物については、その者をなお製造者とみなす。

第三章 輸入

(輸入)

第十四條 粗製しょう、脳又はしょう、脳原油は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

2 粗製しょう、脳又はしょう、脳原油以外のしょう、脳又はしょう、脳油は、公社の許可を受けなければ輸入してはならない。

3 前二項の規定は、旅行者が自己の用に供するため携帯するしょう、脳又はしょう、脳油であつて大藏省令で定める物については、適用しない。

收することができる。

4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めるとき又は延納の継続を著しく不適当と認めるときは、延納の許可を取り消すことができる。

第五章 雜則

(所有等の制限)

第十八條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の賣り渡した粗製しよら、腦若しくはしよら、腦原油、公社の賣り渡したこれらの物から製造した精製しよら、腦、再製しよら、腦若しくはしよら、腦精油又はこれらの物を加工した物以外のしよら、腦又はしよら、腦油を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けなければならない。但し、正当の事由により、所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没收する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を、公社の定めるところにより納付させることができる。この場合においては、他物を混和したしよら、腦又はしよら、腦油を除く外、第十二條第一項の規定を準用する。

(立入検査)

第十九條 公社は、その職員をして、製造者又は公社からしよら、腦若しくはしよら、腦油の輸入の委託若しくは許可を受けた者の製造場、事務所、営業所、事業場又は倉庫に立ち入り、しよら、腦、しよら、腦油、器具、機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

する。

一 第七條第三項又は第十一條第三項の規定に違反した者
二 正当の事由がなくて公社の定めた納付期限までにその定めたる納付の場所に粗製しよら、腦又はしよら、腦原油を納付しなかつた製造者

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七條第四項又は第九條第一項若しくは第二項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十條の規定による公社の指示に違反した者
三 第十九條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 第二十一條、第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十三條第一号の犯罪に係るしよら、腦又はしよら、腦油（これらに他物を混和した物を含む。）は、没收する。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき又は他にその物件の所有者があつて没收することのできないときは、その價額を追徴する。

第二十六條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第二十一條から第二十四條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

第二十七條 第二十一條から第二十四條まで（第二十四條第三号を除く。）の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）しよら、腦專賣法

る。

2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(強制徴収)

第二十條 第十二條第五項の規定により公社に納付すべき金額は、國稅滞納処分例により徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第六章 罰則

(罰則)

第二十一條 第四條第二項又は第十八條第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十四條第一項又は第二項の規定に違反し、しよら、腦又はしよら、腦油を輸入した者は、三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したしよら、腦又はしよら、腦油の價額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。

3 第一項の價額は、そのしよら、腦又はしよら、腦油の生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。
第二十三條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処

第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。

第二十八條 國稅犯則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯則事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務は、たばこ專賣法（昭和二十四年法律第百一十一号）第七十九條第二項又は第三項に規定する公社の役員又は職員並びに司法警察職員及び國家公務員が行う。

3 たばこ專賣法第七十九條第五項及び第七項から第十項までの規定は、第一項の場合に準用する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 旧法第二條に基く指定、旧法第三條に基いて公示された補償金若しくは旧法第十三條に基く定價又は旧法に基く省令による代金延納の許可は、それぞれこの法律に基いて公社が定めた期限、場所若しくは價格又は公社がした延納の許可とみなす。

3 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分因り、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、しよら、腦、しよら、腦油その他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつ

- た、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。
- 4 旧法に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。
 - 5 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 6 旧法の違反事件については、第二十八條の例による。
 - 7 旧法第二十三條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。
 - 8 旧法第六條第一項又は旧法第七條第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現に粗製しょう、脳又はしょう、脳原油を製造する者であつてこの法律施行後その製造を継続しようとするものは、その製造場ごとに、昭和二十四年四月一日以後製造した数量を含み同日から翌年三月三十一日までの分につき製造予定数量の割当を受けるため、この法律施行後一月以内に公社に申請しなければならぬ。
 - 9 第七條第四項前段及び第五項並びに第八條第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の割当に準用する。
 - 10 第八項の規定により割当を受けた者は、第七條第一項の規定による割当を受けた者とみなす。
 - 11 旧法第六條第一項又は旧法第七條第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現に粗製しょう、脳又はしょう、脳原油を製造

- する者は、第四條の規定にかかわらず、この法律施行後一月を経過した日（第八項の規定により申請した者については、同項の規定による割当のあつた日又は第九項において準用する第八條第一項の規定により割当をしない旨の通知のあつた日）までは、粗製しょう、脳又はしょう、脳原油を製造することができる。
- 12 前項の規定の適用を受ける者が前項の期間内に製造した粗製しょう、脳又はしょう、脳原油は、この法律の規定に基いて製造者が製造したものとみなす。
 - 13 この法律施行の際公社の所有する粗製しょう、脳以外のしょう、脳は、この法律の適用については、粗製しょう、脳とみなす。
 - 14 この法律施行前に政府の賣り渡したしょう、脳及びしょう、脳油並びにこの法律施行の際公社の所有し、この法律施行後賣り渡したしょう、脳精油は、第十八條の規定の適用については、公社の賣り渡した粗製しょう、脳又はしょう、脳原油とみなす。
 - 15 第十五條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

参照

○財政法（昭和二十二年三月三十一日）
法律第三十四号）
第三條（本書法律第百一十一号参照に掲載）

○刑法（明治四十四年四月二十四日）
法律第四十五号）

- 第三十八條（第三項）
 - 第三十九條（第二項）
 - 第四十條
 - 第四十一條
 - 第四十八條（第二項）
 - 第六十三條
 - 第六十六條
- （本書法律第百一十一号参照に掲載）

○たばこ專賣法（昭和二十四年五月二十八日）
法律第百一十一号）

- 第七十九條（第二項、第三項）
 - 同條（第五項、第七項、第十項）
- （本書法律第百一十一号）

○粗製樟腦、樟腦油專賣法（明治三十六年六月十七日）
法律第五五号）

- 第二條 粗製樟腦、樟腦油ヲ製造スル者ハ總テ其ノ粗製樟腦、樟腦油ヲ政府ニ納付スヘシ納付ノ期限及場所ハ政府之ヲ指定ス
- 第三條 政府ハ收納シタル粗製樟腦、樟腦油ニ對シ補償金ヲ交付ス補償金ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スヘシ
- 第六條（第一項） 粗製樟腦、樟腦油ヲ製造セムトスル者又ハ粗製樟腦ヲ精製セムトスル者ハ製造場、罐數、一箇年ノ生産見込量目及製造著手ノ時期ヲ定メ政府ノ許可ヲ受クヘシ
- 第七條（第二項） 相續ニ因ルノ外製造ヲ繼承セムトスルトキハ政

財政法の一部を改正する法律

三 一部改正法

◎財政法の一部を改正する法律

昭和二十四年四月一日公布
法律第二十三号
昭和二十四年四月一日施行
（大藏大臣署名）

財政法の一部を改正する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 歳入歳出予算は、その収入又は支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分しなければならぬ。

第二十四條中「計上しなければならない。」を「計上することができる。」に改める。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條 各省各廳の長は、歳出予算の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大藏大臣の承認を経て移用することができる。

各省各廳の長は、各目又は大藏大臣の指定する節の経費の金額については、大藏大臣の承認を経なければ、目的間又は節の間において、彼此流用することができない。

各省各廳の長は、前項の規定により大藏大臣の指定する節以外の節の経費の金額については、各省各廳の長限り、当該節相互の間において、彼此流用することができる。

大藏大臣は、第一項但書又は第二項の規定に基く移用又は流用について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知するとともに、第一項但書の規定に基く移用については、その旨を日本銀行に通知しなければならない。

第一項但書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用した経費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

前五項に定めるものの外、歳出予算の経費の金額の移用及び流用に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十四條 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、國の支出の原因となる契約その他の行爲(以下支出負担行爲という。)に因る所要額及び支出の所要額について、支出負担行爲担当事務職員及び支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行爲又は支拂の計画に関する書類を作製して、これを大藏大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大藏大臣は、國庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、適時に、支出負担行爲又は支拂の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならない。

大藏大臣は、第一項の支出負担行爲又は支拂の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び会計検査院に通知するとともに、支拂計画はこれを日本銀行に通知しなければならない。

第三十五條 第五項を次のように改める。
第一項の規定は、第十五條第二項の規定による國庫債務負担行爲に、第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各廳の長が第十五條第二項の規定により國庫債務負担行爲をなす場合に、これを準用する。

附則第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二 内閣は、当分の間、第三十一條第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目又は節に区分し難い項があるときは、同條第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目又は節の区分をしないで配賦することができる。

ならない。

第三十三條 各省各廳の長は、歳出予算の定める各々の金額若しくは各部局等の金額を彼此流用することができない。但し、予算の執行上必要がある場合においては、各省各廳内の部局等の間で、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限り、流用することができる。

各省各廳の長は、目又は節の経費については、政令の定めるところにより、流用することができる。

第一項但書及び前項の規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない。

第一項但書及び第二項の規定による流用については、大藏大臣が会計検査院に通知しなければならない。

第一項但書及び第二項の規定により流用した経費の金額については、歳入歳出の決算において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

第三十四條 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、大藏大臣の定める期間に従い支出事務職員及び契約事務職員ごとに、支出の所要額及び國の支出の原因となる契約その他の行爲(以下契約等という。)の所要額を定め、支拂又は契約等の計画に関する書類を作製して、これを大藏大臣に送付し、その承認を経なければならない。

大藏大臣は、國庫金、歳入及び金融の現況並びに経費の支出状況等を勘案して、前項の期間ごとに、支拂又は契約等の計画

1. この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、第二十三條及び附則第一條の二の改正規定は、昭和二十四年度の予算から適用する。
2. 昭和二十三年度分の歳出予算の経費の金額の流用並びに同年度分の契約等の計画及び支拂計画に関しては、なお、従前の例による。

参 照

○財政法 (昭和二十一年三月三十一日法律第三十四号)

第二十三條 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別し、更に、各部中においてこれを款項に区分し、又、その収入又は支出に係る部の部局等の組織の別を明らかにしなければならない。

第二十四條 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出豫算に計上しなければならない。

財政法の一部を改正する法律

の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経なければならぬ。

大蔵大臣は、前項の方針に基いて第一項の支拂又は契約等の計画について承認をしたときは、各省各廳の長及び会計検査院に通知するとともに支拂計画はこれを日本銀行に通知しなければならない。

第三十五條(第一項) 予備費は、大蔵大臣が、これを管理する。同條(第二項) 各省各廳の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

同條(第三項) 大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。

同條(第四項) 予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

同條(第五項) 第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各廳の長が第十五條第二項の規定により國庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。

◎会計法の一部を改正する法律

昭和二十四年四月一日公布
法律第二十四号
昭和二十四年四月一日施行
(大蔵大臣署名)

会計法の一部を改正する法律

会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

會計法目次中「第三章 支出及び債務の負担」を「第三章 支出負担行為及び支出」に、「第二節 債務の負担」を「第二節 支出負担行為」に改める。

「第三章 支出及び債務の負担」を「第三章 支出負担行為及び支出」に改める。

第十條中「債務の負担」を「支出負担行為(財政法第三十四條第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。)」に改める。

「第二節 債務の負担」を「第二節 支出負担行為」に改める。

第十一條中「契約等(財政法第三十四條第一項に規定する契約等をいう。以下同じ。)」を「支出負担行為」に改める。

第十二條及び第十三條中「契約等」を「支出負担行為」に改める。

第十三條の次に次の四條を加える。

第十三條之二 各省各廳の長又は前條の規定により支出負担行為についてその委任を受けた官吏(以下支出負担行為担当官という。)は、政令の定めるところにより、各省各廳の長の指定する官吏

(以下支出負担行為認証官という。)の認証を受けた後でなければ、支出負担行為をしてはならない。

支出負担行為担当官は、前項の規定により認証を受けようとするときは、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付してその認証を受けるものとする。

第十三條之三 各省各廳の長は、前條第一項の規定により支出負担行為認証官を指定しようとするときは、これを大蔵大臣に協議しなければならない。

第十三條之四 大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため必要があるときは、各省各廳の長に対し、支出負担行為の認証に関し、必要な意見を表示することができる。

第十三條之五 支出負担行為の認証の職務は、支出負担行為の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第十四條に次の一項を加える。
各省各廳の長は、前項の金額の範囲内であつても、支出負担行為の認証を受け、且つ、支出負担行為に関する帳簿に登記されたものでなければ支出することはできない。

第二十四條に次の一項を加える。
各省各廳の長は、前項の規定により、その所掌に属する歳出金の支出に関する事務を他の官吏に委任しようとするときは、これを大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 各省各廳の長又は前條第一項の規定により支出についてその委任を受けた官吏(以下支出官という。)は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の指定する官吏(以下小切手等認証官という。)の認証を受けた後でなければ、小切手又は國庫金振替書を、債権者、出納官吏又は日本銀行に交付してはならない。

支出官は、前項の規定により認証を受けようとするときは、小切手又は國庫金振替書を小切手等認証官に送付してその認証を受けるものとする。

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條之二 小切手又は國庫金振替書の認証の職務は、歳出の支出の職務と相兼ねることができない。

第四十七條中「第十三條の規定により契約等を行うことを委任された官吏、支出官」を「支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、支出官、小切手等認証官」に改める。

第四十八條中「契約等」を「支出負担行為、第十三條の二の規定による認証」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、昭和二十三年度分に関する契約等及び支出に関しては、なお、従前の例による。

2 會計法第一條に規定する會計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務を完結すべき期限は、当分の間、翌年度八月三十一日までに繰り延べることができる。

會計法の一部を改正する法律

会計法の一部を改正する法律

3 大蔵大臣は、会計法第二十五條の規定にかかわらず、昭和二十四年度中において小切手又は國庫金振替書の認証を大蔵省令で定める日限り停止することができる。

参照

○会計法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十五号）

會計法目次

第三章 支出及び債務の負担

第一節 総則

第二節 債務の負担

第三章 支出及び債務の負担

第十條 各省各廳の長は、その所掌に係る債務の負担及び支出に關する事務を管理する。

第二節 債務の負担

第十一條 契約等（財政法第三十四條第一項に規定する契約等をいう。以下同じ。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。

第十二條 各省各廳の長は、財政法第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて契約等をなすには、同法第三十四條の規定により承認された契約等の計画に定める金額を超えては取扱に關する規定を準用する。

前項の規定により、歳入、歳出、歳入歳出外現金、契約等、第二十五條の規定による認証及び物品に關する事務を取り扱う特別調達廳の役員又は都道府縣若しくは特別市の吏員については、この法律及びその他の会計に關する法令中、当該事務の取扱に關する規定を準用する。

◎政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十四年四月三十日公布
法律第三十九号
昭和二十四年四月三十日施行
（内閣総理以下各主任大臣署名）

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。

四 予算決算及び會計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第七章

第一節から第三節までの規定に従い一般競争入札又は指名競争入札に付し、國が結んだ契約により提供される物又は役務

第九條第二項中「第一号及び第二号」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律

ならない。

第十三條 各省各廳の長は、他の官吏に委任して、契約等をさせることができる。

第十四條 各省各廳の長は、その所掌に属する歳出予算に基いて、支出しようとするときは、財政法第三十四條の規定により承認された支拂計画に定める金額を超えてはならない。

第二十四條 各省各廳の長は、他の官吏に委任してその所掌に属する歳出金を支出するため小切手を振り出さしめ又は國庫金振替書を発せしめることができる。

第二十五條 各省各廳の長又はその委任を受けた官吏（以下支出官という。）は、政令の定めるところにより、小切手又は國庫金振替書につき大蔵大臣又はその指定する官吏の認証を受けなければならない。

第四十七條 大蔵省、歳入徴收官、各省各廳の長、第十三條の規定により契約等を行うことを委任された官吏、支出官、出納官吏及び出納員並びに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを大蔵省又は会計検査院に送付しなければならない。

（第二項略）

第四十八條 國は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出、歳入歳出外現金、契約等、第二十五條の規定による認証及び物品に關する事務を、特別調達廳の役員又は都道府縣若しくは特別市の吏員をして取り扱わしめることができる。

2 この法律施行前に成立した契約については、なお従前の例による。

参照

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年十二月十二日法律第七十一号）

（支拂請求内訳書）

第一條 國、連合國軍又は特別調達廳のためになされた工事完成、物の生産その他の役務の給付に關し、國に対して、自己又は他人が提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者は、命令の定める書式により、支拂請求内訳書を作成し、これにすべての材料及び労務並びに労務以外の役務で第三者の提供したもの（以下諸役務という。）につき、材料については、その品目、規格、品質、数量及び價額、労務については、その労務者の職種別の員数及び賃金額、諸役務については、その種類及び價額の内訳を明記しなければならない。但し、左の各号の一に該当する物又は役務については、その價額自体を記載すれば足り、当該物の生産又は労務の提供に關し使用された材料、労務及び諸役務に分けて内訳を記載することを必要としない。

一 物價統制令に規定する統制額（以下統制額という。）のある物又は役務

金資金特別会計法の一部を改正する法律

- 二 統制額のない物、但し、その價額の合計額が國を当事者とすする請負契約又は購入契約の各契約金額の二百分の一に相当する金額を超えない範囲内におけるものに限る。
 - 三 統制額のない物、但し、その購入金額の合計額が、第四條において準用される公團の購入金額を含み、國の一般会計歳出予算額の千分の三に相当する金額を超えない範囲内において大藏大臣の特に指定する購入契約により購入するものに限る。
- 第九條(第二項) 第一條但書第一号及び第二号の規定は、前項の規定による内訳書について、これを準用する。

◎金資金特別会計法の一部を改正する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律第九号
昭和二十四年三月三十一日施行
(大藏大臣署名)

- 金資金特別会計法の一部を改正する法律
- 金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
- 第二條第一項中「六億円」を「三十二億三千三百万円」に改める。
- 第九條を次のように改める。
- 第九條 本会計ニ於テ支拂義務ノ発生シタル歳出金ニシテ当該年度内ニ支出済ト爲ラザリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

参照

○金資金特別会計法 (昭和十二年八月十一日) 法律第六十一号

- 第二條(第一項) 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ六億円ヲ限リ一般会計ヨリ繰入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得
- 第九條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出残額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

○財政法 (昭和二十二年三月三十一日) 法律第三十四号

- 第三十一條(第一項)
 - 第四十二條
 - 第四十三條
- (本書法律第八号参照に掲載)

◎財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律

昭和二十四年四月二十三日公布
法律第三十号
昭和二十四年四月二十三日施行
(大藏大臣署名)

- 財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律
- 財産税等収入金特別会計法(昭和二十二年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
- 附則第五項の次に次の一項を加える。
- 当分の間、毎会計年度において、第四條第一項の規定により発行した公債又は借り入れた借入金金の償還に充てる金額は、第四條第三項及び附則第五項の規定にかかわらず、当該年度において、処分代金(証券の償還金等を含む)の収入のあつた物納財産の収納價額、延納許可額のうち納付のあつた額及び拂戻しのあつた旧勘定預金等の収納價額の合計額に七割五分の割合を乗じて算出した額を下らない金額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○財産税等収入金特別会計法

(昭和二十一年十一月十三日) 法律第五十三号

財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律

第四條 この会計に属する経費を支弁するため必要があるときは、政府は、この会計の負担において公債を発行し又は借入金をなすことができる。但し、公債又は借入金金の額は、この会計に属する資産(現金及び譲受財産を除き財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む)の現在額に七割五分の割合を乗じて算出した額を超えてはならない。

譲受財産の対価として國債を交付するため必要があるときは、政府は、前項の規定による外、この会計の負担において公債を発行することができる。

物納財産の処分による収入金(証券の償還金等を含む)、延納許可額について納付のあつた収入金及び旧勘定預金等の拂戻金は、先づ、当該収入の収納の時に存する第一項の公債又は借入金金の償還に充て、譲受財産の処分による収入金(証券の償還金等を含む)はこれを先づ、前項の公債の償還に充てるものとする。

附則

(第三項) 昭和二十一年度分の一般会計への繰入金を支弁するため、第四條第一項本文の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その限度額は、同項但書の規定にかかわらず、この会計に属する資産(現金及び譲受財産を除き財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む)、財産税法及び戦時補償特別措置法に基く國債(政府特殊借入金を含む)以外のものによる物納(以下物納といふ)の申請額、旧勘定預金等による

船員保険特別会計法の一部を改正する法律

る納付の申請額並びに財産税法及び戦時補償特別措置法に基く延納（以下延納といふ。）の申請額の、大蔵大臣の指定する日における現在額の合計額に七割五分の割合を乗じて算出した額によることができる。

（第五項） 第三項に規定する物納若しくは延納の申請額又は旧勘定預金等による納付の申請額について、同項の規定により大蔵大臣の指定する日以後物納若しくは延納の申請又は旧勘定預金等による納付の申請については、その取消又は不許可の処分により金銭で納付があつた場合においては、その納付のあつた金額に七割五分の割合を乗じて算出した金額は、これを第四條第一項本文の規定による公債又は借入金金の償還に充てるものとする。

◎船員保険特別会計法の一部を改正する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律第二十一年第三十一号
昭和二十四年三月三十一日一部施行
同年四月一日一部施行
（大蔵・厚生大臣署名）

船員保険特別会計法の一部を改正する法律

船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積

に相当する金額は、翌年度において同條の規定による國庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌翌年度までに一般会計に返還し、当該不足額は、翌翌年度までに一般会計から補てんするものとする。

第十六條中「普通保険勘定及び失業保険勘定の各」を「この会計の」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

附則

- 1 この法律中第十五條の二の改正規定に関する部分は、公布の日から、その他の部分は、昭和二十四年四月一日から施行する。
- 2 昭和二十三年度の決算に関しては、なお、従前の例による。
- 3 この法律施行の際、従前の普通保険勘定及び失業保険勘定に属する積立金は、政令の定めるところにより、この会計の積立金となるものとする。

参照

○船員保険特別会計法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十六号）

第三條 この会計は、これを普通保険勘定及び失業保険勘定に区分する。

第四條 普通保険勘定においては、船員保険事業のうち失業保険事業以外の保険事業経営上の保険料、一般会計からの受入金、

船員保険特別会計法の一部を改正する法律

立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付費、借入金金の償還金及び利子、一時借入金金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉施設費、営繕費その他の諸費をもつてその歳出とする。

第四條及び第五條を次のように改める。

第四條及び第五條 削除

第六條中「普通保険勘定又は失業保険勘定」及び「当該勘定」を「この会計」に改め、「又は保険金」を削る。

第八條中「これを普通保険及び失業保険の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて、」を削る。

第十條中「各勘定」を「この会計」に改める。

第十一條中「失業保険勘定」及び「当該勘定」を「この会計」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 この会計において、決算上剰余金を生じたときは、政令の定めるところにより、積立金として積み立てなければならぬ。

この会計において、決算上不足を生じたときは、政令の定めるところにより、積立金からこれを補足する。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條の二 この会計において、一般会計から受け入れた金額が、当該年度における船員保険法第五十八條の規定による國庫負担金の金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額

積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、同事業経営上の保険給付費、借入金金の償還金及び利子、業務取扱費、療養所費、福祉施設費、営繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

第五條 失業保険勘定においては、船員保険事業のうち失業保険事業経営上の保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、同事業経営上の保険金、借入金金の償還金及び利子、一時借入金金の利子、業務取扱費、営繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

第六條 普通保険勘定又は失業保険勘定において、保険給付費又は保険金を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担に

おいて、借入金をなすことができる。

第八條 この会計の歳入歳出予算は、これを普通保険及び失業保険の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十條 各勘定において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

第十一條 失業保険勘定において、支拂上現金に不足があるときは、当該勘定の負担において、一時借入金をなすことができる。

前項の勘定による一時借入金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

第十五條 普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上剰余金を生じたときは、当該勘定の積立金として、これを積み立てなければならない。

普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上不足を生じたときは、当該勘定の積立金から、これを補足する。

第十六條 普通保険勘定及び失業保険勘定の各積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第二十條 第一條において船員保険法による船員保険事業とあり、又は第五條において船員保険事業とあり、若しくは失業保険事業とあるのは、昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日までの間において船員として船舶所有者者に使用されなくなつた者に対し失業手当金及び失業保険金を支給する事業を含むものとする。

第五條及び第六條において保険金とあるのは、前項の失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

昭和二十四年四月一日公布
法律第二十号
昭和二十四年四月一日施行
(大藏・商工
大臣署名)

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

券を発行して、一時これを補足することができる。但し、その金額は二百五十億円を超えてはできない。

前項の借入金及び融通証券は、一年以内にこれを償還するものとする。

國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律第十号
昭和二十四年三月三十一日施行
(大藏・運輸
大臣署名)

國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律

國有鉄道事業特別会計法(昭和二十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項を次のように改める。

前項の資本は、これを自己資本、引当金及び借入資本の三種とし、自己資本は、これを固有資本と積立金とに、引当金は、これを減償償却引当金とその他の引当金とに、借入資本は、これを公債及び借入金とその他の負債とに区分する。

第九條第二項を次のように改める。

前項の歳入歳出予算実施計画書には、資産勘定、資本勘定、引当勘定、負債勘定、損益勘定、工事勘定等の中間勘定その他所要の勘定の区分を設けるものとする。

國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律

貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「及び外國貿易特別円資金特別会計からの繰入金」を、「第二十條の二の規定による組入金及び外國貿易特別円資金特別会計からの繰入金」に、同條第二項但書中「二百五十億円」を「三百億円」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 毎会計年度における第十三條の損益計算上の過剰については、同條第一項の規定にかかわらず、昭和二十二年から第十九條に規定する別に法律で定める会計年度までの期間中は、これを貿易資金に組み入れるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○貿易資金特別会計法(昭和二十二年十二月十三日)

法律第九十九号

第三條(第一項) 貿易資金は、昭和二十年法律第五十三号(貿易資金設置に関する法律)第二條の規定による貿易資金及一般会計からの繰入金九億五千万円及び外國貿易特別円資金特別会計からの繰入金を以て、これに充てる。

同條(第二項) 貿易資金に不足を生じたときは、この会計の負担で大藏省預金部若しくは日本銀行から借入金をし、又は融通証券

第二十四條第一項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、國有鉄道事業特別会計法(以下「法」という)第二十四條の改正規定は、昭和二十四年度から、その他の規定(附則第三項、第四項及び第九項を除く)は、昭和二十三年から適用する。

2 改正前の法第二十四條の規定は、前項の規定にかかわらず、附則第六項の規定による繰越使用に関しては、なお、その効力を有する。

3 この会計において支拂上現金に不足があるときは、昭和二十四年度に限り、法第六條に規定する一時借入金又は融通証券に代え、國庫余裕金を繰替使用することができる。

4 前項の規定により繰替使用した金額は、法第六條第三項の規定にかかわらず、遅くともこの会計の廃止のときまでに、償還しなければならない。

5 昭和二十三年中における物品の價格等の統制額の改定に基づきこの会計において保有すべき貯蔵品の量に不足を生じたときは、同年度中において、貯蔵品の價格を改定し、これに因り回収する資金をもつて、貯蔵品保有量の増加に充てることことができる。

6 國有鉄道事業特別会計の昭和二十三年度の歳出予算における陸運、陸運の用に供する機械器具の製造、修理その他の事業及び倉庫營業に関する監督、助成及び統制に関する経費並びに觀光事業の育成指導その他外客誘致に関する経費(以下「陸運監督費等」と

國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律

いう。で同年度内に支拂義務が生じ支出済とならなかつたものは、昭和二十四年度のこの会計に繰り越して使用することができる。

7 前項に該当するものを除くの外、國有鉄道事業特別会計の昭和二十三年年度の歳出予算における陸運監督費等で財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十二條但書の規定により昭和二十四年度に繰越を要するものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

8 國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十三年法律第九十九号）第一條の規定により、昭和二十三年年度において陸運監督費等の財源に充てるため、一般会計からこの会計に繰り入れた金額から、同年度における当該経費の支出済額及び支出未済額の合計額を控除した額に相当する金額は、この会計から一般会計に返還しなければならない。

9 日本國有鉄道設立の日の前日におけるこの会計の欠損の累計額は、調整勘定として資産項目に計上するものとする。

参 照

○國有鉄道事業特別会計法

〔昭和二十二年三月三十一日 法律第九十九号〕

るものとする。

第二十四條（第一項） 鉄道、軌道その他陸運、陸運の用に供する機械器具の製造（自動車の製造を除く。）、修理その他の事業及び倉庫営業、臨港倉庫に係るものを除く。）に関する監督、助成及び統制に要する諸費用は、この会計の負担とする。

同條（第二項） 國有鉄道（國有鉄道に關連する國營船舶を含む。）及び國營自動車における旅客及び貨物の輸送上の公安維持に關する経費は、この会計の所屬とすることが出来る。

○國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十三年七月六日 法律第九十九号）

第一條 政府は、國有鉄道事業特別会計の企業的な運営に資するため、同特別会計所屬の左に掲げる経費の財源に充てるため必要金額を、毎会計年度、予算の定めるところにより、一般会計から、同特別会計に繰り入れることができる。

一 陸運、陸運の用に供する機械器具の製造、修理その他の事業及び倉庫営業に関する監督、助成及び統制に関する経費

二 観光事業の育成指導その他外客誘致に関する経費

三 國有鉄道（國有鉄道に關連する國營船舶を含む。）及び國營自動車における旅客及び貨物の輸送上の公安維持に關する経費

通信事業特別会計法の一部を改正する法律

第三條（第一項） この会計においては、この会計に所屬する資産の金額を以て資本とする。

同條（第二項） 前項の資本は、これを自己資本及び借入資本の二種とし、自己資本は、これを固有資本と積立金と減價償却引当金とに、借入資本は、これを公債及び借入金とその他の負債とに区分する。

第六條（第一項） この会計において支拂上現金に不足があるときは、一時借入金をなし、又は融通証券を発行することができる。

同條（第二項） 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算を以て、國會の議決を経なければならない。

同條（第三項） 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内にこれを償還しなければならない。但し、歳入減少のためこれを償還することができないときは、その償還することのできない金額を限り、一時借入金又は融通証券の借換をなすことができる。

同條（第四項） 前項但書の規定により借換をなした一時借入金又は融通証券は、一年内にこれを償還しなければならない。

第九條（第一項） 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算実施計画書及び國庫債務負担行為要求書を作製して、これを大藏大臣に送付しなければならない。

同條（第二項） 前項の歳入歳出予算実施計画書には、資産勘定、負債勘定、損益勘定、工事勘定その他の中間勘定の区分を設け

○財政法（昭和二十二年三月三十一日 法律第三十四号）

第四十二條（本書法律第八号参照に掲載）

○通信事業特別会計法の一部を改正する法律

〔昭和二十四年四月十九日公布 法律第二十九号 昭和二十四年四月十九日施行 大藏・通信 大臣署名〕

通信事業特別会計法の一部を改正する法律

通信事業特別会計法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二 昭和二十四年度に限り、この会計を郵政勘定及び電氣通信勘定に区分する。

郵政勘定においては、第二條第二項に規定する郵便、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の事業、簡易生命保險及び郵便年金の取扱に関する業務、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務、収入印紙及び取引高税印紙の賣さばきに関する事務並びにこれらの附帶業務について、電氣通信勘定においては、同項に規定する電信及び電話の事業、電氣試驗所において行う試験及び研究並びにこれらの附帶業務について、経理を行う。

失業保険特別会計法の一部を改正する法律 所得税法等の一部を改正する法律

六五二

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度の予算から適用する。

参照

○通信事業特別会計法（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第四十一号）

第一條（第二項） この法律において通信事業とは、郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の事業、簡易生命保険及び郵便年金の取扱に関する業務、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務、収入印紙及び取引高税印紙の賣さばきに関する事務、電氣試験所において行う試験及び研究並びにこれらの附帯業務をいう。

参照

この法律は、公布の日から施行する。

○失業保険法（昭和二十二年十二月一日）

（法律第四百十六号）

（國庫の負担）

第二十八條 國庫は、保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

國庫は、前項の費用の外、毎年度予算の範囲内において、失業保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

○所得税法等の一部を改正する法律

（昭和二十四年五月十九日公布）
（法律第七十九号）
（昭和二十四年五月十九日施行）
（大藏大臣署名）

1 所得税法等の一部を改正する法律

所得税法昭和二十二年法律第二十七号第五十五條第二項、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第四十二條第二項、有價証券

○失業保険特別会計法の一部を改正する法律

（昭和二十四年三月三十一日公布）
（法律第十一号）
（昭和二十四年三月三十一日施行）
（大藏大臣署名）

失業保険特別会計法の一部を改正する法律

失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條之二 この会計において、一般会計から受け入れた金額が当該年度における失業保険法第二十八條の規定による國庫負担金

移轉税法（昭和二十二年法律第七号）第十三條ノ二第二項、相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）第五十八條第二項、通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第十一條ノ二第二項及び取引高税法（昭和二十三年法律第八号）第二十八條第三項中「百元」を「千円」に改める。

2 所得税法第五十五條第三項、法人税法第四十二條第三項、有價証券移轉税法第十三條ノ二第三項、相続税法第五十八條第三項、通行税法第十一條ノ二第三項及び取引高税法第二十八條第四項中「十円」を「百元」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○所得税法（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十七号）

第五十五條（第一項） 納税義務者は、第二十七條第一項の規定による修正に因り増額した税額、第三十三條第三項の規定により納付する税額、第四十四條第一項、第二項若しくは第四項の規定による更正に因り増加した税額又は同條第三項の規定による決定に係る税額については、命令で定める期間に應じ、当該税額百元につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

同條（第二項） 前項の規定は、同項の規定により加算すべき税額

所得税法等の一部を改正する法律

六五三

の計算の基礎となる税額が百元未満であるときは、これを適用しない。当該税額に百元未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

同條（第三項） 前二項の規定により計算した加算すべき税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

○法人税法（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十八号）

第四十二條（第一項） 納税義務がある法人は、第二十六條第二項に掲げる法人税については、同項の規定により法人税を納付すべき日に、命令で定める期間に應じ、当該税額百元について一日十銭の割合を乗じて算出した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

同條（第二項） 前項の規定は、同項の規定により加算すべき税額の計算の基礎となる税額が百元未満であるときは、これを適用しない。当該税額に百元未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

同條（第三項） 前二項の規定により計算した加算すべき税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

○有價証券移轉税法（昭和二十二年三月三十日）

（法律第七号）

第十三條ノ二（第一項） 第十二條第二項ノ規定ニ依リ有價証券移轉税徴收スル義務アル者徴收スベキ有價証券移轉税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザルトキハ當該税額ニ

所得税法等の一部を改正する法律

付テハ命令ノ定ムル期間ニ應ジ當該税額百圓ニ付一日十銭ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相當スル税額ヲ加算シテ納付スベシ
同條(第二項) 前項ノ規定ハ同項ノ規定ニ依リ加算スベキ税額ノ計算ノ基礎タル税額が百圓未満ナルトキハ之ヲ適用セズ當該税額ニ百圓未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ計算ス
同條(第三項) 前二項ノ規定ニ依リ計算シタル加算税ノ税額が十圓未満ナルトキハ之ヲ納付スルコトヲ要セズ

○相続税法 (昭和二十二年四月三十日法律第八十七号)

第五十八條(第一項) 納税義務者は、第四十一條第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税又は贈與税については、当該各項に規定する日に、命令で定める期間に應じ、当該税額百円について一日十銭の割合を乗じて算出した金額に相當する税額を加算して納付しなければならない。
同條(第二項) 前項の規定は、同項の規定により加算すべき税額の計算の基礎となる税額が百円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に百円未満の端數があるときは、これを切り捨てて計算する。
同條(第三項) 前二項の規定により計算して加算すべき税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

○通行税法 (昭和十五年三月二十九日法律第四十三号)

第十一條ノ二(第一項) 第八條ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴收スル義務アル者徴收スベキ通行税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザルトキハ當該税額ニ付テハ命令ノ定ムル期間ニ應ジ當該税額百圓ニ付キ一日十銭ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相當スル税額ヲ加算シテ納付スベシ
同條(第二項) 前項ノ規定ハ同項ノ規定ニ依リ加算スベキ税額ノ計算ノ基礎タル税額が百圓未満ナルトキハ之ヲ適用セズ當該税額ニ百圓未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ計算ス
同條(第三項) 前二項ノ規定ニ依リ計算シタル加算税が十圓未満ナルトキハ之ヲ納付スルコトヲ要セズ
第六五條(第一項) 取引高税の納税義務者は、第二十一條第一項に規定する追徴税額を納付する場合においては、命令の定める期間に應じ、当該税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額に相當する税額を加算して納付しなければならない。
同條(第三項) 第一項の規定は、同項の規定により加算すべき税額の計算の基礎となる税額が百円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に百円未満の端數があるときは、これを切り捨てて計算する。
同條(第四項) 第一項及び第三項の規定により計算した加算すべき税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

○取引高税法 (昭和二十三年七月七日法律第八十八号)

第二十八條(第一項) 取引高税の納税義務者は、第二十一條第一項に規定する追徴税額を納付する場合においては、命令の定める期間に應じ、当該税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額に相當する税額を加算して納付しなければならない。
同條(第三項) 第一項の規定は、同項の規定により加算すべき税額の計算の基礎となる税額が百円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に百円未満の端數があるときは、これを切り捨てて計算する。
同條(第四項) 第一項及び第三項の規定により計算した加算すべき税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

◎酒税法等の一部を改正する法律

昭和二十四年四月三十日公布
法律第四十三号
昭和二十四年五月一日一部施行
同年五月六日一部施行
(大藏大臣署名)

酒税法等の一部を改正する法律

- 目次
第一條 酒税法の一部改正
第二條 清涼飲料税法の一部改正
第三條 物品税法の一部改正
第四條 取引高税法の一部改正
第五條 租税特別措置法の一部改正
第六條 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部改正
附則
酒税法等の一部を改正する法律

第一條 酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第八條第二項中「看做ス」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ味淋ニアルコール又ハ燒酎ヲ加ヘタルモノ亦同ジ」を加える。
第十一條に次の一項を加える。
酒税法等の一部を改正する法律

酒税ノ税率左ノ如シ

一 清酒	特級	一石ニ付	三万五千四百円
	第一級	一石ニ付	二万五千七百円
	第二級	一石ニ付	一万八千円
二 合成清酒	第一級及第二級	一石ニ付	一万七千七百円
三 濁酒		一石ニ付	二万五千円
四 白酒		一石ニ付	六万五千円
五 味淋	甲類	一石ニ付	一万八千三百円
	乙類	一石ニ付	二万二千二百円
六 燒酎	甲類	一石ニ付	一万三千九百二十円
	乙類	一石ニ付	二万二千二百円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一degree毎ニ六百九十六円ヲ

酒税法等の一部を改正する法律

加フ

乙類

一石ニ付 一万三千二百二十円
アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ六百五十六円ヲ加フ

七 麦酒

一石ニ付 一万二千六百円

八 果実酒

一石ニ付 一万二千円

九 雑酒

第一級

一石ニ付 十八万円

第二種

一石ニ付 十六万三千元

第二級

一石ニ付 三万二千元

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ千九百二十円ヲ加フ

第三級

一石ニ付 二万二千元

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ千三百二十円ヲ加フ

第四級

一石ニ付 一万七千元

同條第二項中「超エアルコール分五十度ヲ超エザル」を「超ユル」に改め、「及第二十七條ノ二」を削る。
同條第三項を削る。

同條第四項中「級別」の下に「類別及種別」を加える。

第二十七條ノ二を次のように改める。

第二十七條ノ二 臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類以外ノ酒類ニシテ政府ノ指定スル酒類販賣業者(指定販賣業者ト称ス以下同ジ)ガ販賣スルモノ及酒類製造者ガ指定販賣業者以外ノ者(製造者ヲ除ク)ニ販賣スルモノ並ニ保稅地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ第二十七條ニ規定スル酒稅ノ外左ノ酒稅ヲ課ス

一 清酒

特級

一石ニ付 四万九千四百円

第一級

一石ニ付 三万九千元

第二級

一石ニ付 二万四千二百円

二 合成清酒

第一級

一石ニ付 二万六千九百円

第二級

一石ニ付 一万七千三百円

三 味淋

甲類

一石ニ付 四万三千九百円

乙類

一石ニ付 九千五百円

四 燒酎

甲類及乙類

一石ニ付 六千六百四十円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ三百三十二円ヲ加フ

五 麦酒

一石ニ付 一万三千五百円

六 雑酒

第一級

一石ニ付 四万五千元

第二種

一石ニ付 三万五千元

第二級及第三級

アルコール分二十度ヲ超エザルモノ

一石ニ付 二万四千元

アルコール分二十度ヲ超ユルモノ

一石ニ付 三万四千元

第四級

アルコール分十度ヲ超エザルモノ

一石ニ付 五千四百円

アルコール分十度ヲ超ユルモノ

一石ニ付 八千元

第二十七條ノ四及び第二十七條ノ五を削る。

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 第二十七條ニ規定スル酒稅ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石數ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ引取リタル石數ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第二十七條ノ二ニ規定スル酒稅ハ指定販賣業者ガ販賣シタル酒類ニ付テハ其ノ石數ニ應ジ指定販賣業者ヨリ、酒類製造者ガ販賣シタル酒類ニ付テハ其ノ石數ニ應ジ製造者ヨリ、保稅地域ヨリ引取リタル酒類ニ付テハ其ノ石數ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

酒税法等の一部を改正する法律

第三十四條ノ二を次のように改める。

第三十四條ノ二 酒類ガ製造場ヨリ指定販賣業者ノ販賣場(指定販賣場ト称ス以下同ジ)ニ移出セラレタル後二月以内ニ指定販賣場ニ移入セラレザルトキハ当該酒類ハ指定販賣業者ガ第二十七條ノ二ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除ク

自家用トシテ政府ノ承認ヲ受ケタル數量ヲ超ユル酒類ガ製造場ニ於テ飲用セラレタルトキハ酒類製造者ガ第二十七條ノ二ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ酒類ガ指定販賣場ニ於テ飲用セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス但シ酒類製造者トアルハ指定販賣業者トス

賣場ニ依ラズシテ製造場ヨリ他ノ製造場又ハ指定販賣場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキハ当該酒類ハ酒類製造者ガ第二十七條ノ二ニ規定スル酒類トシテ販賣シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ酒類ガ販賣ニ依ラズシテ指定販賣場ヨリ他ノ指定販賣場又ハ製造場以外ノ場所ニ移出セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス但シ酒類製造者トアルハ酒類販賣業者トス

第三十五條第一項中「級別」の下に「類別、種別」を加え、同項及び第三項中(第二十七條ノ二ニ規定スル酒類ニ付テハ數量及價格)を削る。

第三十五條ノ二を次のように改める。

第三十五條ノ二 酒類ノ製造者又ハ指定販賣業者第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スベキ酒類ヲ販賣シタルトキハ毎月其ノ販賣シタル酒類ノ種類、級別、類別、種別及命令ヲ以テ定ムルアルコトヲ分毎ニ石数ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ酒類ノ製造若ハ販賣業ノ免許ヲ取消サレ又ハ酒類ノ販賣業ヲ廃止シタルトキハ直ニ申告書ヲ提出スベシ
前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
第三十五條ノ三を削る。

第三十六條第二項中「**第三十五條ノ二**第一項但書」を削る。
第三十八條第一項を次のように改める。

酒類ノ製造場又ハ指定販賣場ヨリ販賣ノ爲移出シタル酒類ヲ同一製造場若ハ指定販賣場ニ戻入シ又ハ酒類ヲ製造場若ハ指定販賣場ニ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類ヲ製造場又ハ指定販賣場ヨリ移出スルモ更ニ当該酒類ニ課セラレタル酒税額ニ相当スル酒税ノ徴收ヲ爲サズ

同條第二項中「**本文**」を削り、同項の次に次の一項を加える。

第一項ノ規定ニ依リ戻入又ハ移入シタル**第二十七條ノ二**ノ規定ニ依リ酒税ヲ課セラレタル酒類ヲ臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類トシテ販賣シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ同條ノ規定ニ依リ課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ販賣シタル月分以降ノ酒税額ヨリ控除ス
第五十三條を次のように改める。

第五十三條 本法ニ於テ認ムル場合ノ外免許ヲ受ケザル者ノ製造シ

タル酒類、酒母、醗又ハ麴ハ之ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ズ

第六十條から**第六十二條**までを次のように改める。

第六十條 免許ヲ受ケズシテ酒類、酒母又ハ醗ヲ製造シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ犯罪ニ著手シ之ヲ遂ゲザル者ハ亦前項ニ同ジ

前二項ノ犯罪行爲ヨリ生ジタル酒類、酒母又ハ醗ニ対スル酒税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超ユ当該相当額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得

第一項又ハ第二項ノ犯罪ニ係ル酒類、酒母、醗、原料、副産物、

機械、器具又ハ容器ハ何人ノ所有タルトモ問ハズ之ヲ没收ス

第一項ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒税ヲ徴收シ、同項又ハ第二項ノ酒母又ハ醗ハ之ヲ濁酒ト看做シ直ニ酒税ヲ徴收ス

第六十一條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 **第三十五條**第一項若ハ第二項又ハ**第三十五條ノ二**第一項ノ規定ニ依リ申告書ヲ提出セズシテ酒税ヲ其ノ納付スベキ期日迄ニ納付セザル者

二 詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ酒税ノ免除ヲ得又ハ其ノ免除ヲ図リタル者

三 前号ノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ酒税ヲ通脱シ又ハ其ノ通脱ヲ図リタル者

前項ノ犯罪ニ係ル酒類ニ対スル酒税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超

ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超ユ当該相当額ノ十倍以下ト爲スコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒税ヲ徴收ス

第六十二條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十

万円以下ノ罰金ニ処ス

一 **第六十條**第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ原料、機械、器具又ハ

容器ヲ準備シタル者

二 免許ヲ受ケズシテ麴ヲ製造シタル者

三 **第五十三條**ノ規定ニ違反シタル者

四 免許ヲ受ケズシテ酒類ノ販賣業ヲ爲シタル者

前項ノ犯罪ニ係ル酒類、酒母、醗、麴、原料、機械、器具又ハ容器ハ何人ノ所有タルトモ問ハズ之ヲ没收ス

第一項第三号ノ酒類、酒母又ハ醗ニ付テハ**第六十條**第五項ノ例ニ倣ヒ犯人ヨリ直ニ其等ノ酒税ヲ徴收ス

第六十三條を削り、**第六十三條ノ二**を**第六十三條**とし、同條第二

項を削り、同條第三項中「**第一項**」を「**前項**」に改め、同條の次に次の

一條を加える。

第六十三條ノ二 **第六十條**第一項若ハ第二項、**第六十一條**第一項、

第六十二條第一項又ハ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因

リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第六十四條第一項中第一号及び第二号を削り、第四号中「**第三**

十五條ノ二第一項」を「**又ハ第三十五條ノ二**第一項」に改め、「**又ハ第**

三十五條ノ三第一項」を削り、第三号を第一号とし、以下二号ずつ

酒税法等の一部を改正する法律

繰り上げる。

同條第二項を削り、第三項中「**第一号**及**第八号**」を「**第六号**」に改

め、第四項中「**第五号**及**第六号**」を「**第三号**及**第四号**」に改め、第五項

中「**第七号**」を「**第五号**」に改める。

第六十五條第五号中「**第五十八條**」の下に「**第一項**」を加える。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條 **第六十條**第一項若ハ第二項、**第六十一條**第一項又ハ第

六十二條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法**第三十八條**第三項但

書、**第三十九條**第二項、**第四十條**、**第四十一條**、**第四十八條**第二

項、**第六十三條**及**第六十六條**ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処

スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ

此ノ限ニ在ラズ

第六十七條中「**第六十一條**、**第六十三條**乃至**第六十五條**」を

「乃至**第六十三條**、**第六十四條**、**第六十五條**」に改める。

第二條 清涼飲料税法(大正十五年法律**第十六号**)の一部を次のよう

に改正する。

第二條中「**五千三百円**」を「**四千五百円**」に、「**九千五百円**」を「**八**

千円」に、「**三千五百円**」を「**三千円**」に改める。

第三條に次の但書を加える。

但シ保税地域ヨリ引取ル清涼飲料ニ付テハ引取りタル石数ニ應

ジ引取人ヨリ之ヲ徴收ス

第五條に次の一号を加える。

三 清涼飲料ノ製造ヲ廃止シタル場合ニ於テ製造場内ニ現存ス

ルトキ

第六條第一項但書を次のように改める。
但シ前條第二号又ハ第三号ニ該当スル場合ニ於テハ直ニ其ノ移出シタル清涼飲料又ハ同條ノ規定ニ依リ移出シタルモノト看做サレタル清涼飲料ニ付申告書ヲ提出スベシ
同條第二項を第三項とし、第二項の次に次の一項を加える。
清涼飲料ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ引取ノ際前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ
第七條を次のように改める。

第七條 清涼飲料税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ保税地域ヨリ引取ル清涼飲料ニ付テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ
前條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ清涼飲料税ヲ徴收ス
前項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料税ニ付其ノ税額ニ相当スル担保ヲ提出シタルトキハ一月以内其ノ税金ノ徴收ヲ猶予スルコトヲ得
第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 製造場ヨリ移出シタル清涼飲料ヲ同一製造場ニ戻入シ又ハ清涼飲料ヲ製造場外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ清涼飲料ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ清涼飲料税ノ徴收ヲ爲サズ
第八條に次の一項を加える。
政府ハ第一項ノ清涼飲料ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定

ムル所ニ依リ其ノ清涼飲料税額ニ相当スル担保ヲ提供ヲ命ズルコトヲ得

第十二條中「又ハ販賣者」を「若ハ販賣者ニ対シテ質問ヲ爲シ、其」に、「製造又ハ」を「製造若ハ」に改める。

附則の前に次の一條を加える。

第二十四條 本法ニ於テ保税地域トハ関税法ニ定ムル保税地域ヲ謂フ

第三條 物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一種第四号に次の但書を加える。

但シ第七十二号ニ掲グルモノヲ除ク

同項第一種第十号中「第四十一号」を「第三十七号」に改め、同種第二十二号を次のように改める。

二十二 蓄音器用ノレコード及針

同項第一種第二十六号中「礦油ストーブ」を「液体燃料ストーブ」に改め、第二十九号を削り、同種第三十号中「及瓦斯器具」を「瓦斯器具及液体燃料器具」に改め、同号を第二十九号とし、同種第三十一号及び同種第三十二号を一号ずつ繰り上げ、同種第三十三号から同種第三十五号までを削り、同種第三十六号を第三十二号とし、以下同種第四十七号までを四号ずつ繰り上げ、同種丁類中第四十八号の前に次の四号を加える。

四十四 照明器具

四十五 靴及トランク類並ニ行李

改め、同條第二項を次のように改める。

第一種第九十一号ニ掲グル物品ノ小賣業者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(第一種第九十一号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造者ニ付其ノ小賣業又ハ製造ノ際止其ノ他ノ事由ニ因リ返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル月分以降ニ納付スベキ税額無キ場合又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依リ控除ヲ受クルコト困難ナル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ課セラレタル物品税ニ相当スル金額ヲ還付スルコトヲ得
第十五條中「製造セントスル者」の下に「(第六條ニ規定スル物品ノ製造ヲ委託セントスル者ヲ含ム)」を加える。

第十六條第一項中「販賣者」の下に「帳簿ヲ備ヘ」を加えた。

第四條 取引高税法(昭和二十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

取引高税法目次中「第三章 納付及び申告」を「第三章 申告及び納付」に改め、第四章を削り、第五章を第四章とし、以下一章ずつ繰り上げる。

第二條第一項中「六 金銭貸付業」の下に「(質屋業を除く。)」を、「二十五 旅館業」の下に「(簡易旅館業を除く。)」を加え、「三十五 理容業 理髪業を除く。」「を「三十五 削除」に改める。

第七條第七号中「主要食糧をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「(外食券食堂を含む。)」を「(外食券食堂を営む者を含む。)」に改め、同條第八号を次のように改める。
八 七菜及び鮮魚介の販賣及び取次

第七條第一号中「飲用又ハ食用ニ供セラレタルトキ」を「使用又ハ消費セラレタルトキ」に改める。
第九條第一項中「第一種ノ物品」を「第一種又ハ第二種ノ物品」に

酒税法等の一部を改正する法律

四十六 飾物、玩具、搖籃並ニ遊戯具、乳母車類、同部分品及附屬品

四十七 運動具

同項第一種第七十一号の次に次の一号を加える。

七十二 小型乗用自動車、乗用自動三輪車及自動自轉車

同項第一種第七十二号を第七十三号とし、同種第七十三号及び第七十四号を一号ずつ繰り下げ、同種第七十五号を削る。

同項第二種第四号の次に次の一号を加える。

五 綠茶

第二條第一項第二種第四号の次に次の一号を加える。

五 綠茶 一貫ニ付 五十円

同條第二項中「ステープルファイバーノミヲ原料トスルメリヤス」を「ステープルファイバー若ハ命令ヲ以テ定ムルモノノミヲ原料トスルメリヤス」に改める。

第六條に次の一項を加える。

第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ販賣ヲ業トスル者ニシテ原料、労務、資金等ヲ供給シテ第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一号ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造ヲ委託スルモノハ之ヲ受託者ノ製造シタル物品ノ製造者ト看做シ該物品ハ之ヲ委託者ノ製造シタルモノト看做ス
第七條第一号中「飲用又ハ食用ニ供セラレタルトキ」を「使用又ハ消費セラレタルトキ」に改める。

同條第九号を第十五号とし、以下六号ずつ繰り下げ、同條第八号の次に次の六号を加える。

- 九 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基いて配給されるみそ、しょう油、牛乳、加工水産物その他の食料品及び燃料で命令で定めるものの製造、取次及び販賣
 - 十 外食券食堂を営む者のなす物品の販賣で命令で定めるもの
 - 十一 主要食糧及びそ菜に係る植物の種苗の販賣及び取次
 - 十二 葬儀の請負
 - 十三 共済事業を目的とする組合が組合員の共済のためになす金銭貸付
 - 十四 臨時物資需給調整法に基く命令により法律による協同組合の組合員がその所屬する組合に対しなす物品の販賣及び法律による協同組合がその組合員に対しなす販賣で臨時物資需給調整法に基く命令により当該組合がその組合員のために割り当てられた物品に係るもの
- 第十條から第十八條までを次のように改める。

(取引金額の領収とみなす場合)

- 第十條 交互計算、相殺、代物弁済又は更改契約により取引の対價の決済をなす場合においては、それぞれ相殺をなすべき期間(当該期間が六月をこえるときは六月)満了の日、相殺をなすに適した時、代物を受領した時又は更改契約の成立した時において、前條第一項に規定する取引金額の領収があつたものとみなす。
- 2 取引の対價の決済のため対價を領収すべき者が手形を振り出す

- 3 通信、交通その他の状況により、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところにより、前二項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。
- 4 第一項及び第二項の規定は、營業所が二以上あるときは、各營業所ごとに、これを適用する。

(申告の修正)

- 第十四條 前條の規定による申告書を提出した者は、前條の規定による申告書の提出後その申告に係る取引金額及び税額について脱漏があることを発見したときは、直ちに修正すべき事項を記載した申告書を提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、第十九條の規定による取引金額又は税額の更正又は決定があつた者が更正又は決定に係る取引金額又は税額について脱漏があることを発見した場合における取引金額又は税額の修正について、これを準用する。

(納付)

- 第十五條 取引高税の納税義務者は、第十三條第一項から第四項までの規定による申告書に記載された税額の取引高税を、同項の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。
- 2 前條第一項の規定による申告書の修正又は同條第二項の規定による取引金額又は税額の修正があつた場合において、その修正により増加する税額に相当する取引高税は、その申告書の修正又は取引金額若しくは税額の修正の日に、これを納付しな

酒税法等の一部を改正する法律

- し、又は受け取つた場合においては、当該手形を振り出した時又は受け取つた時において、前條第一項に規定する取引金額の領収があつたものとみなす。
- 3 混同により取引の対價を領収すべき権利が消滅した場合においては、混同があつた時において、前條第一項に規定する取引金額の領収があつたものとみなす。

(免稅点)

- 第十一條 營業者の第十三條に規定する毎月分の取引金額が三万円に満たないときは、取引高税を課さない。
- 營業者が二以上の營業所を有するときは、前項の金額は、各營業所の取引金額を合算したものである。

(稅率)

- 第十二條 取引高税の稅率は、第九條の規定による取引金額の百分の一とする。

第三章 申告及び納付

(申告)

- 第十三條 取引高税の納税義務者は、毎月分の取引金額及び税額を記載した申告書を翌月十日までに政府に提出しなければならない。
- 2 取引高税の納税義務者が、營業を廢止したときは、營業を廢止した日から十日以内に、前項に規定する申告書を提出しななければならない。

ればならない。

- 3 第十三條の規定による申告書の提出期限後取引金額及び税額の申告書の提出があつた場合又は当該申告書の修正があつた場合において、その申告書に記載された税額の取引高税又はその修正により増加する税額に相当する取引高税は、その申告書提出の日に、これを納付しなければならない。
- 4 納税義務者が前三項の規定により取引高税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)第九條の規定により、これを督促する。

第十六條から第十八條まで 削除

- 第十九條第一項中「第十四條又は第十七條の規定による申告書が提出された場合において、申告又は修正に係る」を「第十五條の規定により取引高税を納付する際提出された申告書に記載された」に改め、同條第二項中「第十四條又は第十七條の規定による」を「第十五條の規定により取引高税を納付する際提出すべき」に改め、「又はすでに納付した税額が政府の調査したところと異るとき」及び「(すでに納付した税額があるときは、その額を控除する。)」を削る。

第二十一條第二項を削る。

- 第二十五條第一項中「第十三條第三項又は第四項の規定(第十五條第二項又は第十七條第二項)において準用する場合を含む。」の適用があつた場合においては、領収があつたとみなされる取引金額の全部又は一部を返還すべきとき。」を削る。

第二十七條第一項中「第十三條第一項若しくは第二項の規定に違反する事実又は申告書を提出しなかつた事実若しくは」を「申告書を提出しなかつた事実又は」に改める。

第二十八條第一項中「第二十一條第一項に規定する追徴税額を」
「第十五條第二項及び第三項の規定により納付すべき取引高税」に改め、同條第二項、第五項及び第六項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第四項中「第一項及び第三項」を「前二項」に改め、同條第七項中「第三項」を「第四項」に改め、「第六項において準用する場合を含む。」を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第七項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前四項の規定は、政府が第二十一條の規定による追徴税額を徴収する場合について、これを準用する。

第二十九條第一項中「前條第六項の規定の適用を受ける場合又は第二十一條第一項」を「第十五條第二項又は第三項の規定により取引高税の納付があつた場合又は第二十一條」に、「第十四條第一項又は第十七條第一項」を「第十三條」に、「第十四條又は第十七條」を「第十四條」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條及び第三十一條 削除

第三十二條第二項を削り、同條第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に、「第一項に規定」を「前項に規定」に改め、同項を第二項とする。

4 第一項の場合においては、直ちにその税金を徴収する。

第四十二條 削除

第四十三條 第十三條又は第十四條の規定による申告書を提出せず、又は虚偽の記載をした申告書を提出した者は、これを十万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十四條中第一号を削り、第二号中「第三号」を「第二号」に、第三号中「第三十二條又は第三十三條」を「第三十二條」に改め、第二号を第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第四十七條中「第四十二條の場合において懲役に処するときは、」を「懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、」に改める。

第四十八條中「第四十二條、」を削る。

第五條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「登録税」の下に、「砂糖消費税」を加える。

第二條に次の一号を加える。

四 租税の納付に充てられた金融機関に対する納税準備預金で命令で定めるものの利子

第五條中「については、命令の定めるところにより、その十分の五に相当する金額を」から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額を法定準備金その他の積立金に繰り入れたときは、当該繰入金については、命令の定めるところにより、「に改める。

酒税法等の一部を改正する法律

第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十五條第一項第三号を削る。

第三十六條から第三十八條までを次のように改める。

第三十六條及び第三十七條 削除

(納税地)

第三十八條 取引高税は、営業者の営業所(営業所のない者については、住所又は居所)の所在地を、その納税地とする。

第四十一條から第四十三條までを次のように改める。

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條又は第十四條の規定による申告書を提出しないで取引高税を納付しなかつた者

二 第三十四條の規定による申告をしないで取引高税を免れようとした者

三 詐偽その他不正の行爲により取引高税を免れ、又は免れようとした者

2 前項の犯罪行爲により納付しなかつた、又は免れ、若しくは免れようとした取引高税の税額の二十倍が五十万円をこえるときは、情状に因り前項の罰金は、五十万円をこえ当該税額の二十倍以下とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

第五條の二第一号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その指示のあつた日から一年以内」に、同條第二号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その命令その他の措置又は認可のあつた日から一年以内」に、同條第三号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その決定指令又は職権の行使のあつた日から一年以内」に、同條第四号中「昭和二十四年三月三十一日まで」を「その承認のあつた日から一年以内」に改め、同條に次の一号を加える。

五 前四号に規定するものの外、法令又は法令に基く命令により法人がその所有する資産(商品、製品、原料品、半製品その他これらに準ずるものを除く。)を買収若しくは收用され、又は他に譲渡せしめられた場合における当該買収、收用又は譲渡に因り生じた益金でその義務の発生した日又はその命令のあつた日から一年以内に生じたもの

第十一條を次のように改める。

第十一條 砂糖消費税法第三條第一号に掲げる砂糖で輸入するもの(関税法第百四條の規定により外國とみなす地域から輸入するものを含む。)については、砂糖消費税を課さない。但し、関税法第七十六條第一項又は第七十六條ノ二第一項に該当する場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる砂糖(同項但書に該当する場合を除く。)を原料として製造した砂糖消費税法第三條に掲げる砂糖、糖みつ又は糖水については、砂糖消費税を課さない。

3 砂糖消費税法第三條第一号第二種又は第三種の砂糖について

酒税法等の一部を改正する法律

は、砂糖消費税法第五條、第十一條第一項又は第十二條ノ二に規定する砂糖消費税の免除又は交付金の交付に関する規定は、これを適用しない。

第六條 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律(昭和二十四年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律

第三項を次のように改める。

3 昭和二十四年に限り、所得税法中七月予定申告書及び七月修正予定申告書に関する規定は、適用しない。

4 昭和二十四年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第一項の規定にかかわらず、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、左の三期において、政府に納付しなければならない。

第一期 昭和二十四年六月一日から同月三十日限り

第二期 昭和二十四年十月一日から同月三十一日限り

第三期 昭和二十五年一月一日から同月三十一日限り

5 昭和二十四年に限り、所得税法第二十二條第一項の規定による十月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第二項の規定にかかわらず、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第二期及び第三期において、政府に納付しなければならない。

らない。

6 昭和二十四年に限り、所得税法第二十三條第二項第一号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、同法第三十一條第二号の規定にかかわらず、第四項の規定による当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算し、又は減算した金額による。

7 昭和二十四年に限り、所得税法中「第三期」とあるのは「第二期」と、「第四期」とあるのは「第三期」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 昭和二十四年に限り、所得税法中「第三十條」又は「第三十條第一項又は第二項」とあるのは「昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十四年法律第十三号)第四項又は第五項」と、所得税法中「第三十一條」又は「第三十一條各号」とあるのは「昭和二十四年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律第六項」とそれぞれ読み替えるものとする。

9 この法律の施行に関し必要な所得税法施行規則(昭和二十二年政令第百十号)の特例は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し、第一條の規定は、公布の日から一月以内で政令で定める日から施行す

る。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税、清涼飲料税、物品税及び砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する者又は同法第六條の改正規定により第一種若しくは第二種(第一種第九十一号に掲げる物品を除く。第四項において以下同じ。)の物品の製造者とみなされる者は、この法律施行後一月以内にその旨を所轄税務署に申告しなければならない。

4 前項の規定により所轄税務署に申告する者は、その製造場及び製造している物品の品名並びにその住所及び氏名又は名称を記載した申告書に、この法律施行前から引き続き物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する事実又は第一種若しくは第二種の物品の製造の委託をする事実をあわせ記載して提出しなければならない。

5 第三項の規定により申告した者は、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

6 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、物品税法第一條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品の製造者又は販賣者が、同條の改正規定により物品税を課することとなつた第一種の物品で総価格十万元以上のものを所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなし、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日

酒税法等の一部を改正する法律

にその物品を製造場外に移出したものとみなし、物品税法第二條第一項の税率により算出した金額をその税額として、その税額が二万円以下のときは、昭和二十四年六月三十日限り、二万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り、徴収する。

税額二万円をこえるとき 昭和二十四年六月及び七月

税額五万円をこえるとき 同年六月から八月まで

税額十万円をこえるとき 同年六月から九月まで

7 前項の製造者又は販賣者は、その所持する同項に規定する物品の品名ごとに数量、価格及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に所轄税務署に申告しなければならない。

8 第六項に規定する物品を物品税法第十二條第一項又は同法第十三條第一項に規定する用に供するため所持する場合において所轄税務署長の承認を受けたときは、第六項の規定にかかわらず、当該物品は、その承認を受けたときにおいて同法第十二條第一項又は同法第十三條の規定による承認を受けて移出したものとみなす。

9 前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内にその旨並びにその所持する第六項に規定する物品の品名ごとに数量、価格及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署に提出しなければならない。

10 この法律の施行前に納付すべきであつた取引高税については、なお従前の例による。

- 11 この法律施行前に、改正前の取引高税法第十四條並びに第十五條第一項及び第二項の規定により申告及び納付すべきであつた昭和二十四年三月及び四月の取引の取引金額に対する取引高税は、昭和二十四年五月十日までに申告及び納付しなければならぬ。
- 12 政府は、この法律施行の際、營業者が消印されない取引高税印紙又は取引高税証紙を所持する場合は、命令の定めるところにより、その取引高税印紙又は取引高税証紙の額面額に相当する金額を還付する。但し、命令の定めるところにより、改正後の取引高税法第十五條の規定により取引高税を納付する際提出する申告書に添付して、納付すべき取引高税の納付に代えることができる。
- 13 この法律施行の際、營業者が所持する改正前の取引高税法第三十條第一項に規定する取引高税印紙購入通帳は、命令の定めるところにより、政府に返還しなければならない。
- 14 改正前の取引高税法第三十七條の規定による交付金の交付については、昭和二十四年七月三十一日までは、なお従前の例による。
- 15 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項但書及び同條第二項中「及び取引高税法第十一條第一項に規定する取引高税印紙」を削る。
第三條中「及び取引高税印紙」を削る。
附則第一項の次に次の四項を加える。
2 第二條第一項の規定にかかわらず、当分の間収入印紙に代えて、取引高税印紙をもつて政令で定める租税その他の國の歳入金を納付することができる。
- 3 前項に規定する取引高税印紙の形式は、大藏大臣が、これを定める。
- 4 取引高税印紙は、郵便局、郵便切手類賣さばき所又は印紙賣さばき所において、これを賣さばきものとする。
- 5 前項の規定による取引高税印紙の賣さばきの管理及び手續に關する事項は、通信大臣が、これを定める。
- 6 附則第二項を第六項とし、以下四項ずつ繰り下げる。
この法律による租税特別措置法第五條の改正規定は、額面をこえる價額で発行した株式の拂込最終期日が昭和二十四年五月一日以後のものから、同法第五條の二の改正規定は、法人の昭和二十四年四月一日以後に終了する事業年度分から、適用する。
- 17 この法律施行前に、砂糖消費税法第五條第一項の規定の適用を受けて製造場又は保稅地域から引き取つた同法第三條第一号第二種又は第三種の砂糖でこの法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第五條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。
- 18 この法律施行前に、砂糖消費税法第十一條第一項第三号の規定の適用を受けて製造場又は保稅地域から引き取つた同法第三條第一号第二種の砂糖を使用して製造した菓子、糖果又は果実みつ及びこれに類する物品でこの法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

19 前項に該当する場合を除く外、この法律施行前に、砂糖消費税法第十一條第一号第一号又は第三号の規定の適用を受けて製造場又は保稅地域から引き取つた同法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行後三月以内に砂糖、糖みつ、糖水、れん乳又は育児食の製造の用に供されたものに對する砂糖消費税法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

20 砂糖消費税を課せられた砂糖消費税法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行前に製造場又は保稅地域から引き取つたものを原料として、この法律施行後三月以内にれん乳若しくは育児食を製造した場合又は砂糖消費税を課せられた砂糖消費税法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行前に製造場又は保稅地域から引き取つたものを原料として製造した菓子、糖果若しくは果実みつ及びこれに類する物品を、この法律施行後三月以内に輸出した場合における砂糖消費税法第十二條ノ二の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

21 この法律による他の法律の改正前になした行爲に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

参 照

○酒税法（昭和十五年三月二十九日法律第三十五号）
第八條（第二項） 味淋ヲ味淋粕ニテ粕澱シタルモノハ之ヲ味淋ト
酒税法等の一部を改正する法律

看做ス

- 第十一條 本法ニ於テ果實酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
一 果實ヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノ
二 果實ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ
三 果實又ハ果實ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘタルモノニ水又ハ命令ヲ以テ定ムル除酸劑ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ
第十八條 第十四條、第十六條及前條ノ規定ニ依リ免許ノ申請アリタル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ政府ハ其ノ免許ヲ與ヘザルコトヲ得
（一—三號略）
四 資力ノ不充分ト認メラルル者ガ酒類ノ製造ノ免許ヲ申請シタルトキ
第二十一條 酒類、酒母、醱若ハ麵ノ製造業又ハ酒類販賣業ヲ相續シタル者ハ其ノ製造又ハ販賣業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス
第二十七條（第一項） 酒税ノ税率左ノ如シ

一 清酒	第一級	一石ニ付	三萬三千圓
	第二級	一石ニ付	二萬四千五百圓
二 合成清酒		一石ニ付	二萬千圓
三 濁酒		一石ニ付	一萬五千圓
四 白酒		一石ニ付	三萬三千圓

酒税法等の一部を改正する法律

- 五 味淋 一石ニ付 二萬五千二百圓
- 六 燒酎 一石ニ付 二萬五千五百圓
- 七 麥酒 一石ニ付 一萬四千七百圓
- 八 果實酒
 - 第一級 一石ニ付 二萬五千圓
 - 第二級 一石ニ付 二萬圓
 - 第三級 一石ニ付 一萬五千圓
- 九 雜酒
 - 第一級 一石ニ付 三萬五千圓
 - 第二級 一石ニ付 二萬六千圓

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ千五百六十圓ヲ加フ

第三級 一石ニ付 二萬五千五百圓
アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ千五百三十圓ヲ加フ

第四級 一石ニ付 二萬圓
同條(第二項) 命令ヲ以テ定ムルアルコール分ヲ超ユアルコール分五十度ヲ超ユザル酒類(麥酒ヲ除ク)ニ付テハ前項及第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル金額ヲ命令ヲ以テ定ムルアルコール分(指定アルコール分ト稱ス以下同シ)ノ度數ヲ以テ除シテ得タル金額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ヲ指定アルコール分ヲ超ユル

- 三 味淋 一石ニ付 三萬九千五百圓
- 四 麥酒 一石ニ付 二萬二千圓
- 五 雜酒
 - 第一級 一石ニ付 九萬圓
 - 第二級及第三級 一石ニ付 九萬圓

アルコール分二十度ヲ超ユザルモノ
一石ニ付 五萬八千圓
アルコール分二十度ヲ超ユルモノ
一石ニ付 七萬五千圓

六 前各號以外ノ酒類 一石ニ付 一萬圓
第二十七條ノ五 政府ノ指定スル酒類販賣業者(指定販賣業者ト稱ス以下同シ)ガ命令ノ定ムル所ニ依リ販賣スル酒類ニ付テハ第二十七條又ハ第二十七條ノ二ニ規定スル酒税ノ外左ノ酒税ヲ課ス

- 一 清酒
 - 第一級 一石ニ付 四萬四千圓
 - 第二級 一石ニ付 三萬九千圓
- 二 合成清酒及燒酎
 - 一石ニ付 三萬七千圓
 - 一石ニ付 三萬九千五百圓
- 三 味淋 一石ニ付 二萬二千圓
- 四 麥酒 一石ニ付 九萬圓
- 五 雜酒
 - 第一級 一石ニ付 九萬圓
 - 第二級及第三級 一石ニ付 九萬圓

酒税法等の一部を改正する法律

一度毎ニ前項ノ規定ニ依ル酒税額ヲ加算ス
同條(第三項) アルコール分五十度ヲ超ユル各酒類ニ課スベキ酒税ノ税率ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ一石ニ付アルコール分一度毎ニ千四百三十圓ノ割合ニ依リ算出シタル金額ニ依ル
同條(第四項) 各酒類ノ級別ハ酒類委員會ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ定ム

第二十七條ノ二 左ニ掲グル果實酒及雜酒ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル價格ニ左ノ割合ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ前條ノ規定ニ依ル酒税額ヲ加算ス

- 一 果實酒 百分ノ五十
- 二 雜酒 百分ノ五十

- 第一級 百分ノ二百
- 第二級 百分ノ五十

第二十七條ノ四 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスル者ガ其ノ業務ノ用ニ供スル酒類ニ付テハ第二十七條又ハ第二十七條ノ二ニ規定スル酒税ノ外左ノ酒税ヲ課ス但シ第二十七條ノ五ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スベキ酒類ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- 一 清酒
 - 第一級 一石ニ付 四萬四千圓
 - 第二級 一石ニ付 三萬九千圓
- 二 合成清酒及燒酎
 - 一石ニ付 三萬七千圓

アルコール分二十度ヲ超ユザルモノ
一石ニ付 五萬八千圓
アルコール分二十度ヲ超ユルモノ
一石ニ付 七萬五千圓

六 前各號以外ノ酒類 一石ニ付 一萬圓
第三十三條 酒税ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石數ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保税地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ引取リタル石數ニ應ジ引取人ヨリ、第二十七條ノ四ニ規定スル者ノ業務ノ用ニ供スル酒類ニ付テハ其ノ業務ノ用ニ供スル爲販賣シタル石數ニ應ジ販賣者ヨリ、第二十七條ノ五ニ規定スル酒類ニ付テハ販賣シタル石數ニ應ジ指定販賣業者ヨリ之ヲ徵收ス

第三十四條ノ二 酒類ノ製造者又ハ販賣業者ガ酒類ヲ自己ノ營業場ニ於テ飲用スル者又ハ他酒類ヲ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ目的トスル場所ニ於テ飲料ニ供シタルトキハ第三十三條但書ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ製造者又ハ販賣業者ヲ以テ第二十七條ノ四ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スベキ酒類ヲ販賣シタル者ト看做ス

第三十五條(第一項) 酒類ノ製造者ハ毎月製造場ヨリ移出シタル酒類ノ種類、級別及命令ヲ以テ定ムルアルコール分毎ニ石數タル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ直ニ其ノ移出シ又ハ移出シタルモノト看做サレタル酒類ニ付申告書ヲ提出スベシ

酒税法等の一部を改正する法律

一 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタルトキ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク

二 酒類ガ公賣若ハ競賣セラレタルトキ又ハ破産手續ニ於テ換價セラレタルトキ

同條(第三項) 申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ移出又ハ引取ノ石數(第二十七條ノ二ニ規定スル酒類ニ付テハ數量及價格)ヲ決定ス

第三十五條ノ二 第二十七條ノ四ノ規定ニ依リ酒稅ヲ課スベキ酒類ヲ同條ニ規定スル者ニ販賣シタル者ハ毎月其ノ販賣シタル酒類ノ種類毎ニ石數ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ酒類販賣業ノ免許ヲ取消サレ又ハ同條ノ規定ニ依リ酒稅ヲ課スベキ酒類ノ販賣ヲ廢止シタルトキハ直ニ申告書ヲ提出スベシ

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十五條ノ三 指定販賣業者第二十七條ノ五ノ規定ニ依リ酒稅ヲ課スベキ酒類ヲ販賣シタルトキハ毎月其ノ販賣シタル酒類ノ種類毎ニ石數ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ酒類販賣業ノ免許ヲ取消サレ又ハ酒類ノ販賣業ヲ廢止シタルトキハ直ニ申告書ヲ提出スベシ

第三十五條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十六條(第二項) 第三十五條第一項但書、第三十五條ノ二第一項但書又ハ前條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ酒稅ヲ徵收ス

タル者

二 前號ノ外詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ酒稅ヲ漏脱シ又ハ通脱セントシタル者

前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒稅ヲ徵收ス

第六十二條 削除

第六十三條 第六十一條又ハ第六十八條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ酒稅五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第六十一條第一項、第六十八條第二項及前項ノ場合ニ於テ罰金額ガ二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第六十一條第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第六十三條ノ二 第五十二條ノ規定ニ依ル命令又ハ同條ノ命令ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シテハ國稅犯則取締法ハ之ヲ適用セス

第六十四條(第一項) 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ酒母、醪又ハ麴ヲ製造シタル者

二 第十七條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ酒類ノ販賣業ヲ

酒税法等の一部を改正する法律

第三十八條(第一項) 製造場ヨリ移出シタル酒類ヲ同一製造場ニ戻入シ又ハ酒類ヲ製造場外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ酒稅ノ徵收ヲ爲サズ但シ前條第一項ニ規定スル政府ノ承認ヲ受ケテ移出先又ハ引取先ニ移入シタル酒類ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

同條(第二項) 前項本文ノ規定ニ依リ戻入又ハ移入シタル酒類ニ付級別ヲ低下シテ移出シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ移出シタル月分以降ノ酒稅額ヨリ前級ニ付定メラレタル稅率ニ依リ算出シタル酒稅額ト後級ニ付定メラレタル稅率ニ依リ算出シタル酒稅額トノ差額ニ相當スル金額ヲ控除ス

第五十三條 削除

第六十條 免許ヲ受ケズシテ酒類ヲ製造シタル者ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ製造ニ係ル酒類ニ對スル酒稅十倍ニ相當スル金額ガ十萬圓ヲ超ユルトキハ十萬圓ヲ超ユ其ノ酒稅十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ其ノ製造ニ係ル酒類、並ニ其ノ機械、器具及容器ハ之ヲ沒收ス

第一項ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒稅ヲ徵收ス

第六十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ酒稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス

一 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ酒稅ノ免除ヲ得又ハ得ントシ

爲シタル者

三 第三十八條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第三十五條第一項若ハ第二項、第三十五條ノ二第一項又ハ第三十五條ノ三第一項ニ規定スル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

五 第三十七條第一項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケテ移出シ又ハ引取リタル酒類ヲ指定ノ場所ニ移入セザル者

六 第四十二條第三項ノ承認ヲ受ケズシテ同條第一項ノ規定ニ依リ酒稅ヲ免除セラレタル酒類ヲ内地、朝鮮、臺灣若ハ南洋群島ニ於テ消費シ又ハ此等ノ地域ニ於テ消費スル目的ヲ以テ讓渡シタル者

七 第四十八條又ハ第四十九條ノ規定ニ違反シ酒類ヲ處分シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者

八 第五十一條第一項ノ規定ニ違反シ酒母又ハ醪ヲ處分シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者

同條(第二項) 前項第一號ニ該當スル場合ニ於テハ製造ニ係ル酒母、醪又ハ麴並ニ其ノ機械、器具及容器ハ之ヲ沒收ス

同條(第三項) 第一項第一號及第八號ノ酒母及醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒稅ヲ徵收ス

同條(第四項) 第一項第五號及第六號ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒稅ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テハ第三十七條第三項(第四十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ之ヲ適用セス

同條(第五項) 第一項第七號ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒稅ヲ徵收

第六十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五萬圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

(一―四號略)

第五十八條 又ハ第五十九條ノ規定ニ依ル收税官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

第六十六條 第六十條第一項、第六十一條第一項又ハ第六十八條第二項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ第六十條第二項及第六十三條第一項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第六十條、第六十一條、第六十三條乃至第六十五條又ハ第六十八條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

○清涼飲料税法 (大正十五年三月二十七日法律第十六號)

第二條 清涼飲料ニハ左ノ區分ニ依リ清涼飲料税ヲ課ス

- 第一種 玉ラムネ、糖詰ノモノ 一石ニ付 五千三百圓
- 第二種 其ノ他ノ糖詰ノモノ 一石ニ付 九千五百圓

第三種 糖詰以外ノモノ

炭酸瓦斯使用量一石ニ付 三千五百圓

第三條 清涼飲料税ハ第一種及第二種ノ清涼飲料ニ付テハ製造場外ニ移出セラレタル石數ニ應ジ、第三種清涼飲料ニ付テハ製造場外ニ移出セラレタル清涼飲料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量ニ應ジ清涼飲料製造者ヨリ之ヲ徴收ス

第五條 清涼飲料ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ製造場外ニ移出セラレタルモノト看做ス

- 一 製造場内ニ於テ飲用セラレタルトキ
- 二 製造場内ニ現存スルモ公賣セラレタルトキ

第六條(第一項) 清涼飲料製造者ハ毎月其ノ製造場外ニ移出シタル清涼飲料ニ付第二種ノ區分毎ニ其ノ石數又ハ炭酸瓦斯使用量ヲ記載シタル申告書ヲ毎月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

第七條 清涼飲料税ハ毎月分ヲ翌月十日迄ニ納付スベシ但シ第五條第二號ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スベシ

第十二條 收税官吏ハ清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者ノ所持ニ係ル清涼飲料、其ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及清涼飲料ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器具、機械、原料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

○物品税法 (昭和十五年三月二十九日法律第四十九號)

第一條 左ニ掲クル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス

第一種

甲類 四 乗用自動車

- 十 毛皮又ハ毛皮製品但シ第四十一號ニ掲グルモノヲ除ク
- 二十二 蓄音器用レコード
- 二十六 娯房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 二十九 照明器具
- 三十 電氣器具及瓦斯器具
- 三十三 鞆及トランク類並ニ行李
- 三十四 飾物、玩具、遊戯具、搖籃及乳母車類
- 三十五 運動具
- 七十五 線茶

第二條 物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

- 甲類 物品ノ價格百分ノ百
- 乙類 物品ノ價格百分ノ八十
- 丙類 物品ノ價格百分ノ五十
- 丁類 物品ノ價格百分ノ三十
- 戊類 物品ノ價格百分ノ二十

酒税法等の一部を改正する法律

第二種

一 樽寸

千本ニ付

六圓

二 節、葡萄酒及麥芽糖

百斤ニ付

二千七百圓

三 サツカリン及ヅルチン

一石ニ付

一萬二千圓

四 蜂蜜

百斤ニ付

二千七百圓

第二條(第二項) 第一種第六十七號ニ掲グル物品中綿又ハステール、ブルファイバーノミヲ原料トスルメリヤス及同製品ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ價格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル

第六條 製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ爲化粧品其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ容器ニ充填シ又ハ改装スルトキハ之ヲ其ノ物品ノ製造ト看做ス

第七條 第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

一 製造場内ニ於テ飲用又ハ食用ニ供セラレタルトキ但シ線茶又ハ蜂蜜ガ飲用又ハ食用ニ供セラレタルトキヲ除ク

第九條(第一項) 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ税額ヨリ其ノ物品ヲ課セラレタル物品税ニ相當スル金額ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第一種ノ物品(第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ

同條(第二項) 製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場

内ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品税ノ徴收ヲ爲サズ

第十二條(第一項) 命令ノ定ムル所ニ依リ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス

一 第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ノ製造ノ用ニ供スル第一種又ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)但シ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク

二 輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄酒又ハ麦芽糖

第十三條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品税ヲ免除ス

一 輸出スルモノ

二 學術研究ノ用ニ供スルモノ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

第十五條 第一種第九十一號ニ掲グル物品ノ小賣業ヲ營マントスル者又ハ第一種若ハ第二種ノ物品(第一種第九十一號ニ掲グル物品ヲ除ク)ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第十六條(第一項) 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

項ヲ帳簿ニ記載スベシ

○取引高税法(昭和二十三年七月七日法律第百八号)

取引高税法目次

第三章 納付及び申告

第四條 銀行業等に関する申告及び納付の特例

第二條 この法律において営業とは、左に掲げる営業をいう。

(一)五号略)

六 金銭貸付業

(七)二十四号略)

二十五 旅館業

(二十六)三十四号略)

三十五 理容業(理髪業を除く。)

(後略)

第七條 左に掲げる取引については、取引高税を課さない。

(一)一六号略)

七 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の規定による主要食糧(同法第二條に規定する主要食糧をいう。)(の取次、製造、加工及び販賣。但し、自己の生活上消費する者(外食券食堂を含む。))以外の者に対する販賣を除く。

八 茶及び鮮魚介並びにみそ、しょうゆ、牛乳その他の臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基いて配給される食料品及び燃料で命令で定めるものの製造、取次及び

販賣

(税率)

第十條 取引高税の税率は、前條の規定による取引金額の百分の一とする。

(印紙等による納付)

第十一條 取引高税の納税義務者は、第十五條第一項に規定する取引をなす場合又は第四章の規定による場合を除く外、取引高税印紙をもつて、取引高税を納付しなければならない。但し、現金を政府に支拂つて政府の作成する取引高税証紙の交付を受け、これをもつて取引高税印紙に代えることができる。

2 前項の取引高税印紙については、別にこれを定める。

3 第一項但書に規定する取引高税証紙の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

(端数計算)

第十二條 前條の場合において一取引(一取引について分割して対価を領収するときは、その分割して領収することにこれを一取引とする。以下同じ。)について第九條の規定による取引金額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てて取引高税の税額を計算する。

(印紙等による納付の方法)

第十三條 第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、取引金額領収の際、取引高税の税額に相当する金額の取引高税印紙又は取引高税証紙(以下取引高税印紙等という。)を消

酒税法等の一部を改正する法律

印しなければならない。但し、一取引について第九條の規定による取引金額が一万円以上の取引については、受取書に取引高税印紙等をはつて消印しなければならない。

2 前項の規定により消印した取引高税印紙等又は受取書は、取引金額領収の際、これを取引の相手方に交付しなければならない。

3 交互計算その他これに準ずる契約により相互の間の取引の対価の決済をなす場合においては、相殺をなすべき期間(当該期間が六月をこえるときは六月)満了の日において、相互に取引金額の領収があつたものとみなして、前二項の規定を適用する。

この場合においては、相殺をなす金額の総額を一取引金額とみなす。

4 前項に定める場合を除く外、相殺により相互の間の取引の対価の決済をなすことができる場合においては、相殺をなすに適した時において、相互に取引金額の領収があつたものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。前項後段の規定は、この場合について、これを準用する。

5 前二項の場合においては、前二項の規定により領収があつたとみなされる金額を記載した書面をもつて、第一項但書の受取書に代えることができる。

6 第一項但書の場合においては、受取書(前項に規定する書面を含む。以下同じ。)の紙面と取引高税印紙等の彩紋とにかけ

て、受取書作成者の印章又は署名をもつて、判明にこれを消さなければならぬ。

(申告書の提出)

第十四條 取引高税の納税義務者は、第四章の規定による場合を除く外、毎年二月、五月、八月及び十一月に終る毎三分の取引について、第十五條第一項に規定するものとそれ以外のものとは区分して、取引金額及び税額を記載した申告書をそれぞれ毎年三月十日、六月十日、九月十日及び十二月十日までに政府に提出しなければならない。但し、取引高税の納税義務者が営業を廃止した場合においては、営業を廃止した日から十日以内、これを提出しなければならない。

2 通信、交通その他の状況により、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところにより、前項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

3 第一項に規定する申告書は、営業所が二以上あるときは、各営業所ごとに、これを作成しなければならない。

(特定取引の納付の特例)

第十五條 一取引について第九條の規定による取引金額が五十円未満の取引及び第十三條第二項の規定による交付が困難な取引で政府の承認を受けたものについては、取引高税の納税義務者は、毎年二月、五月、八月及び十一月に終る毎三分(前條第一項但書の規定に該当する場合には直前の毎三分分後営業の廢

止までの間の分)の当該取引の取引金額に対する取引高税を、前條の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。

2 第十三條第三項及び第四項の規定は、前項に規定する取引について、これを準用する。

3 納税義務者が第一項の規定により取引高税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一號)第九條の規定により、これを督促する。

(銀行業等に関する特例)

第十六條 銀行業、無盡業、信託業、保險業、電氣供給業、ガス供給業、無線電話放送事業、運送業中鉄道業(軌道業を含む。)、海運業(平水区域内の水運送で汽船によるものを含む。)、及び道路運送法(昭和二十二年法律第九十一號)第十條第一号(三)に規定する自動車運送事業及び出版業中日刊新聞紙の発行事業をなす営業者その他命令で定める営業者の当該営業についてなすべき申告及び納付並びに公團のなすべき申告及び納付については、本章の定めるところによる。

(銀行業等の申告)

第十七條 前條に規定する営業者は、毎月の取引金額及び税額を記載した申告書を翌月十日までに政府に提出しなければならない。

2 第十三條第三項及び第四項並びに第十四條第一項但書、第二

項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

この場合において、第十三條第三項中「前二項」及び同條第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第十七條第一項」と読み替へるものとする。

(銀行業等の納付)

第十八條 第十六條に規定する納税義務者は、前條第一項の規定による申告書に記載された税額の取引高税を、同項の規定による申告書の提出と同時に納付しなければならない。

2 第十五條第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

(更正及び決定)

第十九條 第十四條又は第十七條の規定による申告書が提出された場合において、申告又は修正に係る取引金額又は税額が政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、その取引金額又は税額を更正する。

同條(第二項) 第十四條又は第十七條の規定による申告書の提出がなかつた場合において、政府の調査により納税義務があると認められるとき又はすでに納付した税額が政府の調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、取引金額及び税額(すでに納付した税額があるときは、その額を控除する。)を決定する。

第二十一條(第二項) 第十一條及び第十二條の規定は、前項に規定する追徴税額については、これを適用しない。

酒税法等の一部を改正する法律

(還付の請求)

第二十五條(第一項) 納税義務者が、取引高税を納付した取引について、契約の解除、取消その他の事由に因り取引金額の全部又は一部を返還したとき(第十三條第三項又は第四項の規定(第十五條第二項又は第十七條第二項)において準用する場合を含む。)(の適用があつた場合)においては、領収があつたとみなされる取引金額の全部又は一部を返還すべきとき、は、その事実を証する証拠書類を添付して、当該取引について納付した取引高税の税額のうちその返還し、又は返還すべき金額に対応する金額の還付を請求することができる。

(第三者の通報)

第二十七條(第一項) 取引高税の納税義務があると認められる者が第十三條第一項若しくは第二項の規定に違反する事実又は申告書を提出しなかつた事実若しくは申告書に記載された取引金額若しくは税額に脱漏があると認められる事実を政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因り取引金額又は税額を更正し、又は決定したときは、政府は、その報告者に対し、取引金額又は税額の更正又は決定により徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、二十万円をこえることができない。

(加算税)

第二十八條(第一項) 取引高税の納税義務者は、第二十一條第一

酒税法等の一部を改正する法律

項に規定する追徴税額を納付する場合には、命令の定める期間に應じ、当該税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなければならぬ。

2| 第十一條の規定は、前項に規定する加算して納付すべき税額については、これを適用しない。

3| 第一項の規定は、同項の規定により加算すべき税額の計算の基礎となる税額が百円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に、百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

4| 第一項及び第三項の規定により計算した加算すべき税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。

5| 政府において已むを得ない事由があると認めるときは、第一項の加算税を免除することができる。

6| 前五項の規定は、取引高税の納税義務者が、第十四條第一項又は第十七條第一項に規定する申告書の提出期限(第十四條第二項の規定並びに第十七條第二項において準用する第十四條第一項但書及び第二項の規定による提出期限を含む。以下同じ。)後第十四條又は第十七條の規定による申告書又は申告書を修正する申告書を提出して取引高税を納付する場合について、これを準用する。

7| 第十五條第三項の規定は、第一項(第六項において準用する場合を含む。)の場合について、これを準用する。

取引高税印紙の賣さばき人は、政府機関の名称又は取引高税印紙の賣さばき人の住所及び氏名若しくは名称を証する表示をなさなければならぬ。

3| 第一項の取引高税の納税義務者が、取引高税の納付のために使用すべき取引高税、印紙等は、前二項の規定により当該取引をなす営業所に備え付けた購入通帳をもつて購入し、又は受領したものでなければならぬ。

4| 第一項の取引高税の納税義務者が、営業の廃止その他の事由に因り、取引高税納付のために使用すべき金額をこえて取引高税印紙等を有するときは、政府の承認を受け、そのこえる部分に相当する取引高税印紙等を譲渡することができる。

5| 第一項に規定する購入通帳の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

(印紙等販賣手続)

第三十一條 政府又は取引高税印紙の賣さばき人は、購入通帳に前條第二項に規定する表示をなさないで、取引高税印紙等を販賣し、又は交付してはならない。

第三十二條(第二項) 第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、前項に規定する事項の外、併せて左に掲げる事項について各日分を取りまとめて記載しなければならぬ。

一 第十三條第一項の規定により納税のために使用した取引高税印紙等の金額

二 第十五條第一項に規定する取引については、当該取引の金額

(追徴税)

第二十九條(第一項) 前條第六項の規定の適用を受ける場合又は第二十一條第一項の規定により追徴税額に相当する取引高税を徴収することとなつた場合においては、第十四條第一項又は第十七條第一項に規定する申告書の提出期限内に申告書の提出がなかつたこと、第十四條又は第十七條の規定による申告書を修正する申告書の提出があつた場合において前の申告に係る取引金額若しくは税額について脱漏があること又は納税義務者の申告若しくは修正した取引金額若しくは税額が政府の調査した取引金額若しくは税額と異なることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、当該税額に、百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する取引高税を追徴する。

(印紙等の購入手続)

第三十條 第十一條の規定の適用を受ける取引高税の納税義務者は、営業所ごとに、取引高税印紙購入通帳(以下購入通帳といふ。)を備え付けなければならない。

2| 第一項の取引高税の納税義務者は、取引高税印紙を購入し、又は取引高税印紙の交付を受けようとするときは、政府又は取引高税印紙の賣さばき人に對し購入通帳を呈示し、これに購入又は受領した取引高税印紙又は取引高税印紙の金額及び購入又は受領の年月日を記入して政府又は取引高税印紙の賣さばき人の確認を受けなければならない。この場合において、政府又は

額

同條(第三項) 小賣の場合、第二條第一項第十四号、第十五号、第二十三号から第二十六号まで、第三十一号若しくは第三十五号から第三十九号までに掲げる営業をなす場合又は政府の承認を受けた場合においては、第一項の規定にかかわらず、毎日分の取引金額及び取引の年月日を記載しなければならぬ。但し、政府は、監督上必要と認める場合においては、第一項に規定する事項の記載を命ずることができる。

(印紙の販賣者の記帳義務)

第三十三條 取引高税印紙の販賣をなす者は、帳簿を備え付け、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 購入した取引高税印紙の種類及び数量、購入の年月日並びにその賣渡人の住所及び氏名又は名称

二 販賣した取引高税印紙の金額及び販賣の年月日並びにその買受人の住所及び氏名又は名称

(收税官吏の質問検査権)

第三十五條(第一項) 收税官吏は、取引高税に関する調査又は取引高税の徴收について必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又はその者の営業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 納税義務者又は納税義務があると認められる者と取引があつたと認められる者又は取引があると認められる者

三 取引高税印紙の賣さばき人
(印紙等の有償譲渡等の禁止)

第三十六條 第十三條第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等は、何人も有償で、これを譲渡し、又は譲り受けることができない。

2 第十三條第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等は、何人も報酬を得てこれを収集し、又は何人も報酬を興えてこれを収集させることができない。

(交付金の交付)

第三十七條 左の各号に掲げる者が、第十三條第一項の規定により消印された取引高税印紙等を政府に提出したときは、政府は、これらの者に対し、当該取引高税印紙等のうち、額面額一円以下のものについては、額面額の百分の五に相当する金額、額面額二十円以下のものについては額面額の百分の三に相当する金額、額面額二十円を超えるものについては額面額の百分の二に相当する金額の交付金を交付する。

一 小学校、中学校、高等学校、大学、もう学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八條第一項に規定する従前の規定により存続する学校の教職員及び学生又は生徒により組織されその共同の利益を図ることを目的とする団体

二 社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)による社会事業、

三 第三十四條の規定による申告をしないで取引高税を免れようとした者

四 詐偽その他不正行爲により取引高税を免れ、又は免れようとした者

2 第十二條の規定は、前項の場合においては、これを適用しない。

第四十二條 前條の罪を犯した者には、情狀に因り、五年以下の懲役若しくは取引高税の二十倍をこえ四十倍以下に相当する罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科することができる。

2 前條及び前項の場合において、罰金額が二十円に充たないときは、これを二十円とする。

3 前條及び第一項の場合においては、直ちにその税金を徴収する。

4 前條第二項の規定は第一項の場合について、第二十一條第二項の規定は、第三項の場合について、これを準用する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、これを十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十四條又は第十七條の規定による申告書を提出せず、又は虚偽の記載をして政府に提出した者

二 第三十條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第三十條第三項の規定に違反して取引高税印紙等を使用した者

四 第三十一條の規定に違反して取引高税印紙を取賣した者

酒税法等の一部を改正する法律

生活保護法(昭和二十一年法律第十七号)による保護施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童福祉施設及び司法保護事業法(昭和十四年法律第四十二号)による司法保護事業の業務に従事する者及びこれらの施設又は事業の利益を受ける者により組織されその共同の利益を図ることを目的とする団体

三 前二号に掲げる者の外命令で定める者

2 前項に規定する交付金の交付の手續は、大蔵大臣がこれを定める。

3 第一項の規定により交付を受けた交付金は、同項に規定する者の利益のために、これを使用しなければならぬ。

4 國若しくは地方公共団体又は公園が第十三條第二項の規定により交付を受けた取引高税印紙等については、第一項の規定は、これを適用しない。

(納税地)

第三十八條 第十五條第一項の取引をなす者又は第十六條に規定する者が納付する取引高税は、これらの者の營業所の所在地をその納税地とする。

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、その免れ、又は免れようとした取引高税の二十倍に相当する罰金に処する。

一 第十三條第一項の規定に違反した者

二 第十四條又は第十七條の規定による申告書を提出しないで取引高税を免れようとした者

五 第三十六條の規定に違反して取引高税印紙を譲渡し、譲り受け、収集し、又は収集させた者

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、これを五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十三條第二項の規定に違反した者

二 第四十一條第一項第三号の場合を除き、第三十四條の規定に違反して營業を営み、又は營業所を設けた者

三 第三十二條又は第三十三條の規定による帳簿を備えつけず、所定の事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を隠匿した者

(四一六号略)

第四十七條 第四十一條の罪を犯した者には刑法(明治四十年法律第四十号)第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、第四十二條の場合において懲役刑に処するときは、この限りでない。

第四十八條 法人(第四條に規定する社團又は財團を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に因りて第四十一條、第四十二條、第四十三條又は第四十四條の違反行爲をなしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

○租税特別措置法 (昭和二十一年九月一日) 法律第十五号

第一條 當分の間この法律により、所得税、法人税、有價証券移轉税、相続税、財産税、登録税及び物品税を軽減若しくは免除し、又はその課税標準の計算若しくはその徴収に関する特別を設ける。

第二條 左に掲げる公債、社債又は預金の利子については、命令の定めるところにより、所得税を免除する。

一 明治三十九年法律第三十四号(國債に関する法律)又は社債等登録法により、銀行その他命令で定める金融機関の登録した公債又は社債の利子

二 貯蓄銀行法第九條第一項又は昭和十八年法律第四十三号(普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律)第二條第一項の規定により、貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を営む銀行の供託した公債及び社債の利子

三 金融機関に対する金融機関の預金で命令で定めるものの利子

第五條 法人が額面以上の價額で株式を発行した場合の額面を超える金額については、命令の定めるところにより、その十分の五に相当する金額を法人税法による所得の計算上益金に算入しない。

第五條之二 法人が法人税法第十八條乃至第二十二條の規定による申告書に左に掲げる益金に関する申告の記載をなした場合に

おいては、当該益金は、各事業年度の超過所得の計算の基礎となる各事業年度の普通所得の計算上、これを益金に算入しない。

一 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第五條に規定する処置に関する政令(昭和二十二年政令第二百三十九号)第二條の規定による解散及び清算に関する計画書に対する公正取引委員会の指示により、法人が昭和二十四年三月三十一日までに株式を処分した場合の当該処分に関する益金

二 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七條、第八條及び第九條に規定する株式又は社債の処置に関する政令(昭和二十三年政令第四十三号)第六條第一項若しくは第二項の規定による公正取引委員会の命令その他の措置により又は同條第四項但書の規定により公正取引委員会の認可を得て、法人が昭和二十四年三月三十一日までに株式又は社債を処分した場合の当該処分に関する益金

三 過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)第一條第二項の規定による持株会社整理委員会の決定指令又は同法第二十條第一項の規定による公正取引委員会の職権の行使により、法人が昭和二十四年三月三十一日までに資産を処分した場合の当該処分に関する益金

四 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴ひ

発する命令に関する件に基く会社の証券保有制限等に関する件(昭和二十一年勅令第五百六十七号)第四條の規定による株式の処分に関する計画書に対する持株会社整理委員会の承認を受け、法人が昭和二十四年三月三十一日までに株式を処分した場合の当該処分に関する益金

第十一條 削除

○昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

(昭和二十四年三月三十一日) 法律第十四号

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

(第三項) 昭和二十四年に限り、所得税法第三十條第一項に規定する第一期の納期は、同年六月一日から同月三十日限りとする。

○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

(昭和二十三年七月十二日) 法律第四十二号

第二條 前條又は他の法令の規定により印紙をもつて租税その他の國の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならぬ。但し、取引高税法(昭和二十三年法律第八号)第十一條第一項の規定により取引高税を納付するときは、この限りでない。

酒税法等の一部を改正する法律

2 前項に規定する収入印紙及び取引高税法第十一條第一項に規定する取引高税印紙の形式は、大藏大臣が、これを定める。

第三條 収入印紙及び取引高税印紙は、郵便局、郵便切手賣さばき所又は印紙賣さばき所において、これを賣りさばくものとする。

2 前項の規定による収入印紙及び取引高税印紙の賣さばきの管理及び手続に関する事項は、逓信大臣が、これを定める。

○砂糖消費税法 (明治三十四年三月三十日) 法律第十三号

第三條 消費税ノ税率左ノ如シ

- 一 砂糖
 - 第一種 分蜜セザル砂糖 百斤ニ付 千八百圓
 - 第二種 其ノ他ノ砂糖但シ氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノヲ除ク 百斤ニ付 二千圓
 - 第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ 百斤ニ付 二千九百圓

消費税ヲ課セラレタル第二種ノ砂糖ヲ以テ製造シタルモノニ在リテハ百斤ニ付 九百圓

第五條 政府ノ承認ヲ受ケ外國輸出ノ目的ヲ以テ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニハ消費税ヲ課セス。前項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付必要アリト認めルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税額ニ相当スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

関税法の一部を改正する等の法律

第一項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ引取後六箇月以内ニ外國ニ輸出セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ直ニ其ノ消費稅ヲ徵收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 政府ノ承認ヲ受ケ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ免除ス

一 砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造ノ用ニ供スルモノ

二 削除

三 煉乳又ハ外國ニ輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル砂糖

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノノ製造ノ用ニ供スルモノ

第十二條ノ二 消費稅ヲ課セラレタル砂糖ヲ原料トシテ煉乳ヲ製造シタル者又ハ消費稅ヲ課セラレタル砂糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ外國ニ輸出シタル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル砂糖ニ付課セラレタル消費稅ノ額ニ相當スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得

◎関税法の一部を改正する等の法律

昭和二十四年五月十四日公布
法律第六十五号
昭和二十四年六月一日施行 (大藏大臣署名)

関税法の一部を改正する等の法律

目次

- 第一條 関税法の一部改正
- 第二條 関稅定率法の一部改正
- 第三條 噸稅法の一部改正
- 第四條 横須賀港を開港に指定する等の法律の廢止

第一條 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十條中「積荷目録及旅客氏名表」を「積荷目録、船用品目録及旅客氏名表」に改める。

第十四條に次の但書を加える。

但シ入港届及出港届ハ之ヲ提出スベシ

第十七條及び第二十六條第一項中「日没ヨリ日出迄ノ間及税関ノ休日」を「日曜日、休日並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税関ノ執務時間外」に改める。

第三十一條ノ二の次に次の一條を加える。

第三十一條ノ三 他ノ法令ニ依リ輸出、輸入又ハ積戻ニ関シ許可、承認等ヲ要スル旨ノ規定アル貨物ニ付テハ前二條ノ検査ニ際シ其ノ許可、承認等ヲ受ケタルコトヲ税関ニ証明スベシ

他ノ法令ニ依リ輸出、輸入又ハ積戻ニ関シ検査又ハ條件ヲ具備スルコトヲ要スル旨ノ規定アル貨物ニ付テハ前二條ノ検査ニ際シ其ノ検査ヲ受ケ又ハ條件ヲ具備シタルコトヲ税関ニ証明シ其

ノ認定ヲ受クベシ

第一項ノ證明ヲ爲サズ又ハ前項ノ認定ヲ受ケザルモノニ對シテハ第三十一條ノ免許ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十二條中「輸入申告書」を「輸出申告書又ハ輸入申告書」に改める。

第四十五條中「第三十一條、第三十二條」を「第三十一條乃至第三十二條」に改め、同條に次の二項を加える。

郵便物中小包郵便物、小形包装物、價格表記箱物、商品見本及関稅ヲ課スベキ物品ヲ包有セルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ税関ノ検査ヲ受クベシ

第三十一條ノ三第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ検査ニ之ヲ準用ス

第五十條第一項中「六箇月以内」を「三箇月以内」に改め、同條第三項を削る。

第五十一條の次に次の一條を加える。

第五十一條ノ二 税関長ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ收容貨物ノ公賣ニ代ヘ当該貨物ニ付統制機關アル場合ハ其ノ機關ニ、統制機關ナキ場合ハ税関長ノ適當ト認ムルモノニ隨意契約ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

第六十九條、第七十條、第七十二條及び第七十三條中「委員会」を「審査会」に改める。

第九十條に次の一項を加える。

第五十一條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ニ準用ス

関税法の一部を改正する等の法律

第九十八條第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十九條に次の二項を加える。

第一項ノ開港左ノ各号ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ不開港トナル此ノ場合ニ於テ大藏大臣ハ直チニ不開港トナリタル開港ヲ告示スベシ

一 一年ヲ通ジ貨物ノ輸出入及外國貿易船ノ入出港皆無ナルトキ

二 一年ヲ通ジ輸出入貨物ノ價額二千五百万円ヲ超エズ且外國貿易船ノ入出港隻數二十五隻ニ達セザルコト二年ニ及ビタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ最近ノ機会ニ於テ法律ニ依リ別表ノ整理ヲ爲スモノトス

第九十條第一項中「税関ノ休日」を「日曜日及休日」に改める。

第一百一條ノ四の次に次の三條を加える。

第一百一條ノ五 外國ヨリ本邦ニ入國シ又ハ本邦ヨリ外國ニ出國セントスル者ハ其ノ入國又ハ出國ニ際シ權限アル公的機關ノ發行セル旅券又ハ之ニ代ハルベキ書類ヲ税関ニ提示シ其ノ査証ヲ受クルニ非ザレバ入國又ハ出國スルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ税関官吏ハ必要ナル質問ヲ爲スコトヲ得

第一百一條ノ六 税関ハ船舶ノ入出港ヲ含ム外國貿易ニ関スル統計並ニ外國貿易船ニ依ル沿岸貿易ニ係ル貨物及旅客ノ移動ニ関スル統計ヲ作成スベシ

前項ノ統計ニ関シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

関税法の一部を改正する等の法律

六九〇

第七十七條 外國貨物ノ積載セル船舶ハ日没ヨリ日出迄ノ間及税關ノ休日ニ豫メ税關ニ届出ツルニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條(第一項) 日没ヨリ日出迄ノ間及税關ノ休日ニ於テ貨物ヲ保税地域ニ搬入シ又ハ保税地域ヨリ搬出セントスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ税關ニ届出ツヘシ但シ旅客ノ携帶品ハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 輸入申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ但シ當該官吏ニ於テ仕入書ヲ添付スルコト能ハサル理由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 第二十四條、第二十六條、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十七條乃至第三十九條、第三十九條ノ三乃至第三十九條ノ五及第四十一條ノ規定ハ郵便物ニ之ヲ適用セス

第五十條(第一項) 貨物收容ノ日ヨリ六箇月以内ニ第四十八條ノ申告ヲ爲ス者ナキトキハ税關ハ其ノ記號、番號、種類、箇數ヲ公告スヘシ

同條(第三項) 公益上必要アル場合ニ於テハ隨意契約ヲ以テ前項ノ公賣ニ代フルコトヲ得

第六十九條 訴願ヲ審査セシムル爲メ委員會ヲ設ク

第七十條 委員會ハ委員過半數出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第七十二條 委員會ニ於テ審査ヲ了シタルトキハ其ノ結果ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

及第九十九條乃至第一百一條ノ規定ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四國、九州及命令ノ定ムル其ノ附屬島嶼以外ノ地域ハ當分ノ間之ヲ外國ト看做ス

(別表略)

噸税法 (明治三十二年三月二十四日法律第八十八號)

第一條 外國貿易ノ爲メ外國ニ往來スル船舶開港ニ入港シタルトキハ其ノ入港毎ニ登簿噸數一噸又ハ積量十石ニ付七錢ノ噸稅ヲ課ス但シ登簿噸數一噸又ハ積量十石ニ付二十一錢ヲ一時ニ納付スルトキハ其ノ港ニ於テハ滿一箇年間噸稅ヲ要セス

帝國ト測定法ヲ異ニスル國ノ船舶ノ登簿噸數ハ帝國ニ於テ定ムル測定法ニ依リ換算ス

◎日本專賣公社法の一部を改正する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律第二十号
昭和二十四年三月三十一日施行
(大藏大臣署名)

日本專賣公社法の一部を改正する法律

日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「三月三十一日」を「五月三十一日」に改める。
附則第一項中「四月一日」を「六月一日」に改める。
附則

日本專賣公社法の一部を改正する法律

第七十三條 委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條 税關吏犯罪事實ヲ證明スヘキ物件ヲ差押ヘタルトキハ差押目録ヲ作ルヘシ

差押物件ハ便宜ニ依リ所持者、市町村役場、警察署其ノ他税關官吏適當ト認ムルモノニ保管セシムルコトヲ得

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ税關長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第九十八條(第一項) 第七十四條、第七十五條、第七十六條又ハ第七十六條ノ二ノ違反嫌疑ノ事實ヲ政府ニ報告シタル者アル場合ニ於テ政府其ノ報告ニ基キ税額ノ決定又ハ物ノ没收若シクハ没收ニ代ルヘキ追徴ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ報告者ニ對シ決定ニ因リ徵收シタル税額又ハ没收シタル物ノ原價(犯罪行為ノ用ニ供シタル船舶ナルトキハ其ノ價額)若ハ没收ニ代ルヘキ追徴金額ノ百分ノ十以下ニ相當スル金額ヲ報償金トシテ交付スルコトヲ得但シ報償金ノ金額ハ十萬円ヲ超ユルコトヲ得ス

第九十九條 開港ハ別表ノ通之ヲ定ム

開港ノ港域ハ港域法ノ定ムル所ニ依ル

第一百條(第一項) 本法ノ期間ヲ定ムルニ日時ヲ以テシタルモノハ其ノ期間中ニ税關ノ休日ヲ算入セス

第一百四條 第十條、第十三條、第十四條、第十六條乃至第三十二條、第三十四條本文、第三十七條、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條ノ四乃至第四十一條、第四十五條、第五十六條

この法律は、公布の日から施行する。

参照

◎日本專賣公社法 (昭和二十三年十二月二十日法律第二百五十五号)

第四條 公社の資本金は、この法律施行の日に政府から出資される資産の額とする。政府から引き継がるべき資産の範囲は、昭和二十四年三月三十一日において專賣局特別会計に属し、且つ、第二十七條に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと關係を有していた財産及び事業とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

◎日本專賣公社法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月十四日公布
法律第六十一号
昭和二十四年五月十四日施行
(大藏大臣署名)

日本專賣公社法の一部を改正する法律

日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「六人」を「八人」に改め、同條第四項中「葉たばこを耕作する者」の下に「その他專賣事業に直接關係を有する者」を加え、同條第五項中「二人」については二年、二人については三年を「三人」については二年、三人については三年」に改める。

六九一

日本專賣公社法の一部を改正する法律

種類	名称	標準規格		単位	價格
		型	式		
両切紙 巻たばこ	(中略)	長さ 七〇ミリ メー トル	(中)	略)	
同	きんし	同	黄色種葉たばこ 二〇%以上を用 いた下級品	略)	一〇本 一五円
手巻用刻 みたばこ	のぞみ	荒刻	黄色種葉たばこ 二〇%以上を用 いた下級品	略)	一〇瓦 一一円

◎日本銀行法の一部を改正する法律

昭和二十四年六月三日公布
法律第百九十一号
昭和二十四年六月三日施行
(内閣総理・大蔵大臣署名)

日本銀行法の一部を改正する法律

日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

- 第九條第一項第四号の次に次の一号を加える。
- 四ノ二 政策委員会ニ関スル事項

- 第一章ノ二 政策委員会
- 第十三條ノ二 日本銀行ニ政策委員会ヲ置ク政策委員会ハ第十三條ノ三第一号ニ規定スル日本銀行ノ業務ノ運営、中央銀行トシテノ日本銀行ノ機能及他ノ金融機関トノ契約關係ニ関スル基本的ナル通貨信用ノ調節其ノ他ノ金融政策ヲ國民經濟ノ要請ニ適合スル如ク作成シ指示シ又ハ監督スルコトヲ任務トス
- 第十三條ノ三 政策委員会ハ左ノ事項ヲ掌ル
 - 一 第二章ニ規定スル職員ニ依リ行ハルル日本銀行ノ業務ノ運営ニ関スル基本方針ノ決定
 - 二 第二十條第一号ノ割引歩合及同條第二号ノ貸付利子歩合ノ決定及変更
 - 三 第二十條第一号ノ規定ニ依リ日本銀行ノ割引ク手形ノ種類及條件並ニ同條第二号ノ規定ニ依リ日本銀行ノ爲ス貸付ノ担保ノ種類、條件及價額ノ決定及変更
 - 四 國內金融機関、外國銀行、商社、法人又ハ個人トノ間ニ於テ第二十條第五号ノ規定ニ依リ日本銀行ノ賣買スル電信爲替、銀行引受手形、爲替手形及有價証券ニ付テ公開市場操作ニ於ケル種類、條件及價額並ニ開始及停止ノ時期ノ決定及変更
 - 五 臨時金利調整法第二條ノ規定ニ依ル金利ノ最高限度ノ決定、変更又ハ廃止
 - 六 日本銀行ト契約關係ヲ有スル金融機関ノ日本銀行預ケ金ニ付テノ割合ノ変更
 - 七 銀行(日本銀行ヲ除ク)、信託会社、保險会社、無盡会社、農

- 林中央金庫、商工組合中央金庫其ノ他貯金ノ受入ヲ爲ス組合ノ証券業者(証券取引法第二條第九項ニ規定スル証券業者ヲ謂フ)
- ニ対スル貸付及投資並ニ貸付ノ担保ノ種類、條件及價額ノ限度ニ関スル統制ノ決定及変更
- 八 日本銀行ノ經費ノ予算、資産ノ評價、決算其ノ他經理ニ関スル事項ノ決定
- 九 前各号ニ掲グルモノノ外法律又ハ契約關係ニ依リ政策委員会ニ委任セラレタル信用ノ調整ニ関スル政策事項及金融機関ノ検査
- 十 左ニ掲グル事項ニ関シ主務大臣ヲ經由シテ行フ國會ニ対スル毎年ノ報告
 - イ 金融機関ノ状態及運営
 - ロ 必要ナル法律ノ改正
 - ハ 当該年中ニ於ケル監督政策ノ変更
 - ニ 実施シタル政策及其ノ理由
- 第十三條ノ四 政策委員会ハ委員七人ヲ以テ組織ス
 - 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ
 - 一 日本銀行總裁
 - 二 大藏省ヲ代表スル者一人
 - 三 經濟安定本部ヲ代表スル者一人
 - 四 金融業ニ関シ優レタル經驗ト識見ヲ有スル者二人 内一人ハ地方銀行ニ関シ經驗ト識見ヲ有スル者トシ他ノ一人ハ大都市銀行ニ関シ經驗ト識見ヲ有スル者トス

日本銀行法の一部を改正する法律

前項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ内閣ハ当該任命委員ヲ罷免スベシ

第十三條ノ七 政策委員会ニ議長ヲ置ク

議長ハ政策委員会ガ設置セラレ又ハ議長ガ欠ケタル後三十日以内ニ委員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム当該期間中ニ議長決定セザルトキハ内閣ハ委員中ヨリ議長ヲ指名スベシ

第十三條ノ八 第十三條ノ四第二項第二号及第三号ニ掲グル委員ハ政策委員会ニ於テ議決権ヲ有セズ

政策委員会ノ議事ハ議決権ヲ有スル委員ノ過半数ヲ以テ決ス

第十三條ノ九 任命委員ハ在任中左ノ各号ノ一ニ該当スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一 国会若ハ地方公共団体ノ議會ノ議員其ノ他公選ニ依ル公職ノ候補者ト爲リ又ハ積極的ニ政治活動ヲ爲スコト

二 内閣ノ許可アル場合ヲ除クノ外報酬アル他ノ職務ニ従事スルコト

三 商業ヲ営ミ其ノ他金銭上ノ利益ヲ目的トスル業務ヲ行フコト

第十五條第一項中「其ノ業務ヲ總理ス」を「政策委員会ノ定ムル方針ニ從ヒ其ノ業務一般ヲ執行ス」に改め、同條第三項中「掌理ス」を「執行ス」に改める。

第二十條第五号中「又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券」を「其ノ他ノ債券」に改める。

○日本銀行法（昭和十七年二月二十四日法律第六十七號）

第十五條（第一項） 總裁ハ日本銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

同條（第三項） 副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ノ業務ヲ掌理ス

第二十條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

五 商業手形、銀行引受、手形其ノ他ノ手形、國債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ賣買

第二十一條（第一項） 日本銀行ハ前條第一號ノ割引ニ付基準トナルベキ割引歩合及同條第二號ノ貸付ニ付基準トナルベキ貸付利率子歩合ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

同條（第二項） 日本銀行前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ公告スベシ

第三十二條（第二項） 前項ノ保證ハ左ノ各號ノ一ニ該当スルモノナルコトヲ要ス

○臨時金利調整法（昭和二十二年十二月十三日法律第八十一號）

第二條（第一項） 大藏大臣は、当分の間、経済一般の情況に照し必要があると認めるときは、日本銀行總裁をして、金融機關の金利の最高限度を定めさせることができる。但し、金融機關の金利の最高限度が、他の法律に基き定められ得る場合は、この限りでない。

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律

第二十一條第一項中「主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」を「公告スベシ」に改め、同條第二項を削る。

第三十二條第二項第四号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券」を「其ノ他ノ債券」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政策委員会の第一期の任命委員の任命については、国会閉会中の場合限り第十三條ノ四第三項の規定にかかわらず任命後最初に開かれる国会において両議院の承認を得れば足りる。
- 3 内閣は、前項の規定による両議院の承認が得られないときは、その委員を罷免しなければならない。
- 4 政策委員会の第一期の任命委員の任期は、第十三條ノ五第一項本文の規定にかかわらず、そのうち一人については一年、一人については二年、一人については三年とする。
- 5 前項に規定する各委員の任期は、内閣が指定する。
- 6 政策委員会の第一期の任命委員の任命は、この法律の公布の日から六十日以内に行なわれなければならない。
- 7 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一號）の一部を次のように改正する。

参照

第二條、第三條及び第六條中「日本銀行總裁」を「日本銀行政策委員会」に改める。

同條（第二項） 大藏大臣は、経済一般の情況に照し必要があると認めるときは、日本銀行總裁をして、前項の規定により日本銀行總裁が決定した金利の最高限度を変更又は廃止させることができる。変更させたものについても、また、同様とする。

同條（第三項） 前二項の規定により、日本銀行總裁が、金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金利調整委員会（以下委員会という。）に諮問しなければならない。

同條（第四項） 大藏大臣は、第一項又は第二項の規定により、日本銀行總裁をして金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止させたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第三條 日本銀行總裁は、前條第一項又は第二項の規定により金融機關の金利の最高限度を定める場合においては、金融機關別に、又、地域別に、これを定めることができる。

第六條（第一項） 委員会は、大藏大臣の所轄に属し、日本銀行總裁の諮問に應じ、諮問された事項につき、調査審議し、その結果を日本銀行總裁に答申する。

同條（第二項） 委員会は、金融機關の金利に関し、大藏大臣又は日本銀行總裁に、随時意見を具申することができる。

◎有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十四年五月十四日公布
法律第五十九號
昭和二十四年五月十四日施行
（内閣總理・大藏大臣・法務總裁署名）

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律

六九八

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律
有價証券の処分の調整等に関する法律(昭和二十二年法律第八号)
の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第五号」を「第四号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十四條を次のように改める。

第十四條 総理廳令で定める株式会社は、総理廳令で定める日(以下指定日という。)における株主名簿に記載された株主で五千株以上の株式(無議決権株を除く。以下同じ。)を有するものにつき、その住所及び氏名又は名称並びにその者の有する株式の種類及び数を、指定日から三十日以内に協議会に報告しなければならない。

前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項につき異動を生じたときは、当該株式会社は、総理廳令の定めるところにより、異動に係る事項を協議会に報告しなければならない。但し、当該株主の所有する株式の数が五千株を下ることとなつたことを協議会に報告した後においては、この限りでない。

第一項の株式会社は、同項の規定により報告のあつた株主(前項但書の規定により、その株主に係る報告事項の異動につき協議会に対する報告をすることを要しなくなつた株主を除く。)以外の株主で五千株以上の株式を有することとなつたものがあるときは、前項の報告をなす際、当該株主について第一項の事項を報告しなければならない。

第二項の規定は、前項の規定により報告のあつた株主に係る報告事項に異動を生じた場合に、これを準用する。

第一項又は第三項の規定により報告のあつた株主がその所有する株式の議決権を委任したときは、当該株式会社は、総理廳令の定めるところにより、株主總會の会日後二週間以内にその議決権の委任に関する事項を協議会に報告しなければならない。

第一項の株式会社は、総理廳令の定めるところにより、株主總會の会日における株式の分布状況の報告書を当該会日後二週間以内に協議会に提出しなければならない。

前六項の規定は、総理廳令の定めるところにより、株式会社以外の法人で総理廳令で定めるものについて、これを準用する。

第一項又は前項の株式会社又は法人(以下指定法人という。)が解散したとき又は指定法人でなくなつたときは、政令で定める者は、遅滞なくその旨を協議会に報告しなければならない。

第十四條の二 協議会は、前條の規定による報告事項に関し必要な調査をするため、その職員をして指定法人の役員若しくは職員の出頭を求めて質問させ、又は指定法人に帳簿書類その他必要な物件の提出を求めることができる。

第二十條中「二万円」を「十万円」に改め、同條第四号中「第十四條第一項又は第二項」を「第十四條第一項から第七項まで」に改める。

第二十一條中「一万円」を「十万円」に改める。

第二十二條中「一万円」を「三万円」に改める。

第二十四條に次の一号を加える。

三 第十四條の二の規定による出頭をせず、質問に答弁せず、虚偽の答弁をし、又は必要な物件を提出せず、若しくは虚偽の事項を記載した帳簿書類その他虚偽の物件を提出した者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の有價証券の処分の調整等に関する法律第十四條の指定法人で改正後の指定法人であるものが同條の規定によりした報告で、改正後の同法第十四條第一項(同條第七項において準用する場合を含む。)の規定により報告を要する株主又は出資者に係るものは、改正後の同法の規定によりしたものとみなす。

参照

○有價証券の処分の調整等に関する法律

(昭和二十二年一月十八日法律第八号)

第四條(第二項) 協議員は、左の各号に掲げる者の代表者(第五号の規定に基づく命令により指定された個人については、その者)を以てこれに充てる。

- 一 國
- 二 持株会社整理委員会
- 三 閉鎖機関整理委員会
- 四 日本銀行

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律

五 前各号に掲げるものの外、命令で指定するものがあるときは、その者

第十四條 政府の指定する会社その他の法人(以下指定法人という。)は、命令の定める日において株主名簿又は出資者名簿に記載された株主又は出資者の住所及び氏名又は名称並びに各株主の所有する出資の口数を、協議会に報告しなければならない。

前項の規定により報告した後、その報告に係る事項に異動を生じたときは、指定法人は、命令の定めるところにより、異動に係る事項を協議会に報告しなければならない。

指定法人が解散したとき、又は指定法人でなくなつたときは、命令で定める者は遅滞なくその旨を協議会に報告しなければならない。

第二十條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一—三(略)

四 第十四條第一項又は第二項の規定に違反し報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

第二十一條 協議員その他協議会の職員が、第十八條第二項の規定に違反し同項に掲げる行爲をしたときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二條 協議員その他協議会の職員又は職員であつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏し又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

六九九

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律
第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過
料に処する。

- 一 第十三條の規定により協議会の会議に出席を要求された場
合において、正当の理由なくして出席しない者
- 二 同條の規定による報告、情報又は資料の提出を求められた
場合において、その提出を怠り、又は虚偽の報告、情報若し
くは資料を提出した者

第八 産業・経済

第八 産業・経済

一 新制定法

◎過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律

昭和二十四年五月十九日公布
法律第七十八号
昭和二十四年五月十九日一部施行
同令政令一部施行
内閣総理大臣・大蔵大臣・
法務総裁・厚生・農林・
商工・運輸・通信・労
働・建設大臣署名

過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律

(職権の移管)

第一條 過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)の規定による持株会社整理委員会の職権は、この法律施行の日から六月以内に公布されるべき政令で定める日において、公正取引委員会に移管する。この場合において、同日以後は、同法の持株会社整理委員会の職権に関する規定中、持株会社整理委員会とあるのは、公正取引委員会とする。

過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権に関する法律

(記録の引継)

第二條 持株会社整理委員会は、過度経済力集中排除法の規定により作成し、又は集めた記録で同委員会が保有するものを、前條に規定する政令で定める日において、公正取引委員会に引き継がなければならない。

(職員の見置)

第三條 第一條の規定により移管される職権及び前條の規定により移管される記録を処理するため、公正取引委員会に必要な職員を置く。この職員は、必要且つ可能な限度において、まず持株会社整理委員会の職員のうちから任命するものとする。

2 前項の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定の適用を妨げるものでない。

(実施規定)

第四條 この法律に関する施行手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 附則第三項の規定は、前項の規定にかかわらず、第一條に規定する政令で定める日から施行する。但し、持株会社整理委員会令(昭和二十一年勅令第二百三十三号)第二十三條の改正規定は、昭和二十四事業年度から適用する。
- 3 持株会社整理委員会令の一部を次のように改める。
第一條第一項中「分散スルト並ニ民主的ニシテ健全ナル國民

経済再建ノ基礎ヲ作ル爲過度経済力集中排除法ノ定ムル所ニ依リ過度ノ経済力ノ集中ヲ排除スルコトヲ目的トス」を「分散シ以テ民主的ニシテ健全ナル國民経済再建ノ基礎ヲ作ル爲過度ノ経済力ノ集中ヲ排除スルコトヲ目的トス」に改める。

第九條第一項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 削除

十二 削除

第二十一條第一項中「、指定者及過度経済力集中排除法第七條第二項第五号ノ規定ニ基キ整理委員会ニ財産ヲ讓渡シタル者」を「及指定者」に、同條第二項中「及過度経済力集中排除法第七條第二項第五号ノ規定ニ基キ整理委員会ノ讓受ケタル財産ヨリ生ジタル收益並ニ」を「ヨリ生ジタル收益及」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第三十五條中「第二十三條第二項ノ規定ニ違反シ、当該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲナシタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ」を削り、「若ハ虚偽ノ報告」を「又ハ虚偽ノ報告」に改める。

第三十七條中「若ハ不正ノ登記ヲナシタルトキ又ハ第二十三條第五項ノ書類ヲ備置カザルトキ」を「又ハ不正ノ登記ヲナシタルトキ」に改める。

4 附則第三項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参照

○過度経済力集中排除法（昭和二十二年十二月十八日法律第二百七号）

第二十六條 この法律の規定による持株会社整理委員会の職権及び記録並びにこの法律の目的の達成を確保するために必要な職員は、昭和二十四年六月三十日まで別に法律で定めるところにより、これを公正取引委員会に移すものとする。

○持株会社整理委員会令（昭和二十一年四月二十日勅令第二百三十三号）

第一條（第一項） 持株会社整理委員会（以下整理委員会ト稱ス）ハ企業ノ所有及經營ノ民主化ヲ圖ル爲本令ノ定ムル所ニ依リ指定セラルル會社（以下持株會社ト稱ス）及個人（以下指定者ト稱ス）ノ所有スル證券（有價證券其ノ他財産權ヲ證スル證書ヲ謂フ以下同ジ）其ノ他ノ財産ヲ讓受ケ之ヲ管理及處分スル等ニ依リ持株會社ノ整理ヲ促進シ及指定者ノ企業支配力ヲ分散スルコト並ニ民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲過度經濟力集中排除法ノ定ムル所ニ依リ過度ノ經濟力ノ集中ヲ排除スルコトヲ目的トス

第九條（第一項） 整理委員会ハ左ノ業務ヲ行フ

- 十一 過度經濟力集中排除法第七條ノ規定ニ依リ過度ノ經濟力ノ集中ヲ排除スル爲必要ナル措置ヲ採ルコト
- 十二 前各號ノ業務ニ附帶スル業務ヲ行フコト

第二十一條（第一項） 整理委員会ハ持株會社、指定者及過度經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員会ニ財産ヲ讓渡シタル者ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

同條（第二項） 前項ノ手数料ハ讓受財産及過度經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ其キ整理委員会ノ讓受ケタル財産ヨリ生ジタル收益並ニ當該財産ノ處分代金ヨリ控除シテ之ヲ徵收ス

第二十三條 整理委員会ノ會計ハ之ヲ會計検査院ノ検査ニ付ス整理委員会ハ其ノ事業年度ノ前期及後期ニ區分シ各期毎ニ整理委員会經費收支計算書並ニ讓受財産及過度經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ其ノ讓受ケタル財産ニ關スル財産目錄及收支計算書ヲ作成シテ各期經過後三ヶ月以内ニ之ヲ内閣總理大臣及會計検査院ニ提出スベシ

會計検査院ハ検査ノ結果ニ關スル意見ヲ内閣總理大臣及委員長ニ通知スルコトヲ要ス

第二項ノ書類提出後六ヶ月以内ニ會計検査院ガ前項ノ規定ニ依リ當該各期ニ於ケル會計經理ニ付異議ヲ述ベザリシトキハ會計經理ヲ所掌トスル委員長及常務委員ノ整理委員会ニ對スル責任ハ免除セラレタルモノト看做ス但シ委員長又ハ常務委員ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

委員長ハ利害關係人ノ閱覽ニ供スル爲第三項ノ規定ニ依ル會計検査院ノ意見ヲ記載シタル書類ノ寫ヲ整理委員会ノ主たる事務所ニ備置クコトヲ要ス

中小企業等協同組合法

◎中小企業等協同組合法

内閣總理大臣ハ第二項ノ書類ヲ整理委員会ノ一事業年度毎ニ取締メ之ニ第三項ノ規定ニ依ル會計検査院ノ意見ヲ附シ當該事業年度經過後開會ノ國會ノ常會ニ提出スベシ

第三十五條 整理委員会ガ第二十三條第二項ノ規定ニ違反シ當該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ行爲者タル委員長又ハ常務委員ヲ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ若ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ又ハ第二十三條第五項ノ書類ヲ備置カザルトキハ整理委員会ノ委員長又ハ常務委員ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

昭和二十四年六月一日公布
法律第百八十一号
昭和二十四年七月一日一部施行
昭和二十五年三月一日一部施行
（大藏・厚生・農林・通商産業・運輸・建設大臣署名）

中小企業等協同組合法

目次

- 第一章 総則
- 第一節 総則（第一條―第九條）
- 第二節 組員（第十條―第二十三條）

中小企業等協同組合法

- 第三節 設立(第二十四條―第三十二條)
- 第四節 管理(第三十三條―第六十一條)
- 第五節 解散及び清算(第六十二條―第六十九條)
- 第二章 事業協同組合(第七十條―第七十五條)
- 第三章 信用協同組合(第七十六條)
- 第四章 協同組合連合会(第七十七條)
- 第五章 企業組合(第七十八條―第八十二條)
- 第六章 登記(第八十三條―第九十三條)
- 第七章 雑則(第九十四條―第九十一條)
- 第八章 罰則(第九十二條―第九十六條)

第一章 総則

第一節 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(種類)

第二條 中小企業等協同組合(以下本章及び第六章から第八章まで

において「組合」という。)は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

(人格及び住所)

第三條 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。(基準及び原則)

第四條 組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員(以下本章及び第六章から第八章までにおいて「組合員」と総称する。)の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に應じてするものとし、出資額に應じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(名称)

第五條 組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。

- 一 事業協同組合にあつては、協同組合
- 二 信用協同組合にあつては、信用協同組合又は信用組合
- 三 協同組合連合会にあつては、その種類に従い、協同組合又は信用協同組合のうちの一を冠する連合会
- 四 企業組合にあつては、企業組合

2 この法律によつて設立された組合又は他の特別の法律によつて設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、前項に掲げる文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九條から第二十二條まで(商号)の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第六條 左の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、同法第二十四條第一号の要件を備える組合とみなす。

一 事業協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者(企業組合を含み、企業組合以外の組合を除く。)の常時使用する従業員の数が百人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二十人)をこえないもの

二 前号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会

中小企業等協同組合法

の数が前項第一号に掲げる数をこえる事業者を組合員に含むものがあるときは、その組合が私的独占禁止法第二十四條第一号の要件を備える組合に該当するかどうかの判断は、公正取引委員会の権限に属する。

(組合員の資格)

第七條 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前項第一号又は第二号に掲げる小規模の事業者で定款で定めるものとする。

2 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前項第一号若しくは第二号に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者(組合を含む。)又は組合の地区内において勤労に従事する者で定款で定めるものとする。

3 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定める者とする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合(企業組合を除く。)

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基づいて設立された協同組合

4 企業組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とする。

(登記)

第八條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(免税)

第九條 組合の所得のうち、組合事業の利用分量に應じて組合が配当した剰余金の額に相当する金額については、その組合には、租税を課さない。

第二節 組合員

(出資)

第十條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の十)をこえてはならない。但し、組合員の数が三人以下の場合、この限りでない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

の加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

(加入)

第十五條 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の拂込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第十六條 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第十七條 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

中小企業等協同組合法

(議決権及び選挙権)

第十一條 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。

(経費の賦課)

第十二條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第十三條 組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第十四條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はそ

(自由脱退)

第十八條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第十九條 組合員は、左の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

四 第七七條から第九九條までの規定による公正取引委員会の審決

2 除名は、左に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を與えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の拂戻)

- 第二十條 組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。
- 2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によつて定める。
- 3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の拂込を請求することができる。

- (時効)
- 第二十一條 前條第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。
- (拂戻の停止)
- 第二十二條 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の拂戻を停止することができる。
- (出資口数の減少)
- 第二十三條 組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。
- 2 前項の場合については、第二十條及び第二十一條の規定を準用する。

第三節 設立

(発起人)

第二十四條 事業協同組合、信用協同組合又は企業組合を設立する

- には、その組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。
- 2 信用協同組合は、三百人以上の組合員がなければ設立することができない。
- (設立準備会)
- 第二十五條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、これを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。
- 2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。
- (定款作成委員)
- 第二十六條 設立準備会においては、前條の目論見書に基き組合員たる資格を有する者が出席し、その中から定款作成委員を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。
- 2 定款作成委員は、事業協同組合、信用協同組合又は企業組合にあつては四人以上、協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。
- 3 設立準備会の議事は、第一項の規定により出席した者の過半数の同意をもつて決する。
- (創立總會)
- 第二十七條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、こ

れを会議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

- 2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。
- 3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。
- 4 創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。
- 5 創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。
- 6 創立總會については、第十一條、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主總會の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主總會の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十三條」と読み替えるものとする。
- (理事への事務引継)
- 第二十八條 発起人は、創立總會終了後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資の第一回の拂込)

第二十九條 理事は、前條の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の拂込をさせなければならない。

- 2 前項の第一回の拂込の金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。
- 3 現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用協同組合又は第七十七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会にあつては、理事は、前條の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の拂込をさせなければならない。
- (成立の時期)
- 第三十條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
- (届出)
- 第三十一條 組合は、成立の日から二週間以内に行政廳に定款及び役員名簿を添えてその旨を届け出なければならない。定款又は役員名簿の記載事項に変更を生じたときも同様である。
- (商法の準用)
- 第三十二條 組合の設立については、商法第四百二十八條(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

第四節 管理

(定款)

第三十三條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその拂込の時期及び方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立の方法
- 十一 役員の数及びその選挙に関する規定
- 十二 事業年度
- 十三 公告の方法
- 十四 組合の負担に帰すべき設立費用及び発起人が受くべき報酬の額

2 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格

並びにこれに対して與える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

3 組合の定款については、商法第六十七條(定款の認証)の規定を準用する。

(規約)

第三十四條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員)

第三十五條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、総会において、組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の業務を執行する役員のうちから選挙する。

4 役員は、一人につき一票とする。

5 投票は、一人につき一票とする。

(役員任期)

第三十六條 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員兼職禁止)

第三十七條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

2 組合員は、組合の事業と実質的に競争関係にある事業(組合員の資格として定款に定められるものを除く。以下本條中同じ)を行うとき、又は組合の事業と実質的に競争関係にある事業を行う他の組合その他の法人を代表する地位にあるときは、その組合の役員となることできない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十八條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第三十九條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 加入の年月日

三 出資口数、拂込済金額及びその拂込の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第四十條 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員改選)

第四十一條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

- 3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- 4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に第三項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を興えなければならない。
- 5 第四項の場合については、第四十七條第二項及び第四十八條の規定を準用する。

(民法及び商法の準用)

第四十二條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の責任)、第二百六十七條(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)及び商法第二百六十條から第二百六十二條まで(取締役の業務の執行及び会社代表)の規定を、監事については、商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十條第二項」と読み替へるものとする。

(顧問)

第四十三條 組合は、理事の過半数の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができ

きる。但し、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第四十四條 組合は、理事の過半数の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人)の規定を準用する。

第四十五條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を興えなければならない。

(総会の招集)

第四十六條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第四十七條 理事は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招

集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

第四十八條 理事の職務を行う者がなく、又は前條第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は総会を招集しなければならない。

(総会招集の手續)

第四十九條 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第五十條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第五十一條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
- 四 経費の賦課及び徴収の方法
- 五 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第五十二條 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別

中小企業等協同組合法

の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十九條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときはこの限りでない。

(特別の議決)

第五十三條 左の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第五十四條 総会については、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十三條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第五十五條 組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款の定める

ところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款の定めるところにより、総会において、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に應じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる信用協同組合にあつては二百人）を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第三十五條第四項及び第五項の規定を準用する。

5 総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、組合員の総数が千人をこえる信用協同組合の総代会においては、総代を選挙（補欠の総代の選挙を除く。）し、又は第五十三條第二号若しくは第四号の事項について議決し、その他の組合の総代会においては、役員若しくは総代を選挙し、第六十四條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十三條の事項について議決することができない。

（出資一口の金額の減少）

第五十六條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者及び定期積金の積金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

はならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は拂込出資額に應じてしなければならない。

3 拂込出資額に應じてする剰余金の配当の率は、年六分をこえてはならない。

第六十條 組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることができる。

（組合の持分取得の禁止）

第六十一條 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五節 解散及び清算

（解散の事由）

第六十二條 組合は、左の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
 - 二 組合の合併
 - 三 組合の破産
 - 四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生
 - 五 事業の全部の譲渡
 - 六 解散を命ずる裁判
- 2 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を行政廳に届け出なければならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十七條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（準備金及び繰越金）

第五十八條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第七十條第一項第四号又は第七十七條第一項第五号の事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の配当）

第五十九條 組合は、損失をてん補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をして

（合併等の手続）

第六十三條 組合が合併し、又はその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併又は事業の全部の譲渡については、第五十六條及び第五十七條の規定を準用する。

第六十四條 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三條の規定を準用する。

（合併の時期及び効果）

第六十五條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第八十九條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(商法等の準用)

第六十六條 組合の合併については、商法第百四條から第百十一條まで(合名会社の合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(信用協同組合等の事業の全部の譲渡)

第六十七條 信用協同組合又は第七十七條第一号の事業を行う協同組合連合会がその事業の全部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

2 前項の公告をしたときは、同項の組合の貸付金の債務者に対し、民法第百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

(清算人)

第六十八條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第六十九條 組合の解散及び清算については、商法第百十六條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十八條、第百二十九條、第百三十一條、第百四十七條第二項、第百四十八條から第百四十四條まで、第百二十六條及び第百二十七條(合名会社及び株式会社清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二

項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條から第百三十八條まで及び第百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第三十八條から第四十條まで、第四十六條から第四十八條まで並びに商法第百四十七條(決議の取消)、第百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第百六十六條(取締役の責任)、第百六十七條(取締役に対する訴)及び第百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條ニ於テ準用スル同法第四十條第二項」と読み替へるものとする。

第二章 事業協同組合

(事業)

第七十條 事業協同組合(以下本章において「組合」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 生産、加工、販賣、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設
- 二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入
- 三 組合員の福利厚生に関する施設
- 四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

六 前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

3 組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

4 第一項第五号の団体協約は、あらかじめ總會の承認を得て、同項同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第五号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約でその内容が第一項第五号の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、その規程によつて、契約したものとみなす。

(倉荷証券の発行)

第七十一條 保管事業を行う組合は、運輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた場合は、組合員たる寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 第一項の倉荷証券については、商法第百二十七條第二項(預証券の規定の準用)及び第百二十八條(倉荷証券による質入)の規定を準用する。

4 第一項の場合については、倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第四條(許可の附款)、第八條から第十條まで(監督)及び第十二條(職権の委任)の規定を準用する。

第七十二條 前條第一項の許可を受けた組合の作成する倉荷証券には、その組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

第七十三條 組合が、倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第七十四條 組合が倉荷証券を発行した場合については、商法第百十六條から第百十九條まで及び第百二十四條から第百二十六條まで(寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫業者の責任)の規定を準用する。

(商品券の発行)

第七十五條 組合は、法令の定めるところにより、組合又は組合員の取扱品について商品券を発行することができる。

2 組合が商品券を発行したときは、組合又は組合員は、これに対してその取扱品の引換の義務を負い、その引換をすることができる。

ないとき、又はその引換を停止したときは、商品券の所有者に対して、券面に表示した金額を限度として、弁済の責を負う。

第三章 信用協同組合

(事業)

第七十六條 信用協同組合は、左の事業を行うものとする。

- 一 組合員に対する資金の貸付
- 二 組合員のためにする手形の割引
- 三 組合員の預金又は定期積金の受入
- 四 前各号の事業に附帯する事業
- 2 信用協同組合は、前項の事業の外、左の事業をあわせ行うことができる。
 - 一 金融機関の業務の代理
 - 二 前号の規定により貸付の事業の代理をする場合において、その貸付によつて生じる債務の保証
 - 三 組合員に対する有價証券の貸付
 - 四 組合員以外の者の預金又は定期積金の受入
 - 五 前号に掲げる者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付

第四章 協同組合連合会

(事業)

第七十七條 協同組合連合会(以下本章において「連合会」という。)

第五章 企業組合

(事業)

第七十八條 企業組合(以下本章において「組合」という。(は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行うものとする。

第七十九條 組合員の三分の二以上は、組合の行う事業に従事しなければならぬ。

- 2 組合の行う事業に従事する者の二分の一以上は、組合員でなければならぬ。
- 3 組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために組合の事業の部に属する取引をしてはならない。
- 4 組合員が前項の規定に違反して自己のために取引をしたときは、組合は、総会の議決により、これをもつて組合のためにしたものとみなすことができる。
- 5 前項に定める権利は、他の組合員の一人がその取引を知つた時から二箇月間行使しないときは、消滅する。取引の時から一年を経過したときも同様である。

(出資)

第八十條 組合の総出資口数の過半数は、組合の行う事業に従事する組合員によつて保有されなければならない。

第八十一條 組合員が組合の行う事業に従事したことによつて受け

中小企業等協同組合法

は、左の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入
- 二 会員に対する資金の貸付(手形の割引を含む。)及び会員のためにするその借入
- 三 生産、加工、販賣、購買、保管、運送、検査その他連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所屬員」という。)の事業に関する共同施設
- 四 所屬員の福利厚生に関する施設
- 五 所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
- 六 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 七 前各号の事業に附帯する事業
- 2 前項第一号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業の外、他の事業を行うことができない。
- 3 その地区が別表の地区をこえる連合会は、第一項第三号の事業を行うことができない。
- 4 連合会(第一項第一号の事業を行うものを除く。)については、第七十條第二項から第六項まで及び第七十一條から第七十五條までの規定を準用する。
- 5 第一項第一号の事業を行う連合会については、第七十六條第二項の規定を準用する。

る所得のうち、組合が組合員以外の者で組合の行う事業に従事する者に対して支拂う給料、賃金、費用弁償、賞與及び退職給與並びにこれらの性質を有する給與と同一の基準によつて受けるものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、給與所得又は退職所得とする。

(適用除外)

第八十二條 企業組合については、第十二條、第十三條、第三十三條第一項第三号及び第八号、第五十一條第四号並びに第五十五條の規定は、適用しない。

第六章 登記

(設立の登記)

第八十三條 組合は、第二十九條の規定による出資の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

- 2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、企業組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。
 - 一 事業

- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂込済出資総額
- 六 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 七 役員の名及び住所
- 八 組合を代表しない理事があるときは、組合を代表すべき者の氏名
- 九 数人の理事が共同し、又は理事が参事と共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
- 十 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第八十四條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従

たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所の移轉の登記)

第八十五條 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十三條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすればよい。

(変更の登記)

第八十六條 第八十三條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第八十三條第二項第五号の事項中出資の総口数及び拂込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に行うればよい。

(参事の登記)

第八十七條 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを

定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

(解散の登記)

第八十八條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第八十九條 組合が合併するときは、合併に必要な行爲を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて成立する組合については第八十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第九十條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第八十六條第一項の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第九十一條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所

在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十二條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十三條 組合の設立の登記は、役員の名の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面並びに出資の総口数及び第二十九條の規定による出資の拂込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十三條第二項において準用する第五十六條第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第九十四條 第八十三條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(事務所の新設、移轉及び変更の登記の申請)

第九十五條 組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第八十三條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつて

する。

- 2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。
- 3 出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十六條第二項（第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

（参事の登記の申請）

- 第九十六條 参事の選任、第八十七條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

- 2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

（解散の登記の申請）

- 第九十七條 第八十八條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。
- 2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。
- 3 組合の解散を命ずる裁判が確定した場合には、非訟事件

（登記事項の公告）

- 第九十八條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なく公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

- 第九十九條 組合の登記については、非訟事件手続法第四百十一條から第五百十一條ノ六まで及び第五百十四條から第五百十七條まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第七章 雑則

（不服の申出）

- 第一百零四條 組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を行政廳に申し出ることができる。

- 2 前項の申出があつたときは、行政廳は、組合に対して、その業務又は会計に關し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

- 3 組合が、前項の規定による報告書を提出しないときは、行政廳は、組合の業務又は会計の状況を調査しなければならない。

（検査の請求）

- 第一百五條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、行政廳にその検査を請求することができる。
- 2 前項の請求があつたときは、行政廳は、組合の業務又は会計の

中小企業等協同組合法

手続法第三十五條及び第九十三條第三項（裁判による会社の解散の登記）の規定を準用する。

- 第九十八條 第八十九條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する組合の理事の申請によつてする。

- 2 前項の場合については、第九十三條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

- 第九十九條 第九十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

- 2 第九十條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

- 第一百條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

- 2 前項の登記の申請書には、清算人が第六十九條において準用する商法第四百二十七條第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（設立無効等の登記の手続）

- 第一百一條 組合の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は總會の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第三十五條ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

状況を調査しなければならない。

（行政廳の指示）

- 第一百零六條 行政廳は、第一百零四條第二項の規定による調査又は同條第三項若しくは前條第二項の規定による検査を行った場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、組合に対し、期間を定めて適当な措置を採るべき旨を指示することができる。

- 2 前項の規定による指示があつたときは、組合は、遅滞なく總會を開き、その指示に係る措置を実施するため必要な事項を議決してなければならない。

（排除措置）

- 第一百零七條 公正取引委員会は、組合の組合員たる事業者でその常時使用する従業員の数が五十人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないとき、この法律の目的を達成するために、第一百零八條に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

- 第一百零八條 前條の場合については、私的独占禁止法第四十條から第四十二條まで（公正取引委員会の権限）、第四十五條から第六十一條まで、第六十四條、第六十六條第二項、第六十九條、第七十條（事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続）、第七十五條、第七十六條（雑則）、第七十七條から第八十三條まで及び第八十八條（訴訟）の規定を準用する。

(東京高等裁判所の管轄権)

第九條 前條の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体を取り扱うものとする。

(商法等の準用)

第十條 組合については、商法第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條(裁判による会社の解散)並びに非訟事件手続法第二百六條第一項、第三百三十四條から第三百三十四條ノ三まで、第三百三十五條ノ二から第三百三十五條ノ五まで(裁判による会社の解散)の規定を準用する。

(所管行政廳)

第十一條 この法律中「行政廳」とあるのは、第六十五條第二項の場合を除いては、大藏大臣又は運輸大臣の所管する事業を行う組合及びこれらの事業以外の事業を行う組合で都道府縣の区域をこえる区域を地区とする組合(企業組合を除く。)については組合の行う事業の所管大臣、その他の組合については都道府縣知事とする。
2 主務大臣は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局長又は都道府縣知事に委任することができる。

第八章 罰則

事業を営んだとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第十四條の規定に違反したとき。

四 第十九條第二項、第四十一條第四項又は第四十五條第四項の規定に違反したとき。

五 第二十七條第六項又は第五十四條において準用する商法第二百四十四條若しくは第六十九條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して總會の議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一條又は第六十二條第二項の規定に違反したとき。

七 第三十七條の規定に違反したとき。

八 第三十九條又は第四十條(以上の各規定を第六十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第四十二條において準用する商法第二百七十四條又は第六十九條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第四十六條、第四十七條第二項又は第四十八條の規定に違反したとき。

十一 第五十六條第二項(第六十三條第二項において準用する場合)

中小企業等協同組合法

第十二條 組合の役員がいかなる名義もつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には適用しない。

第十三條 組合が第六條第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第十四條 第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくはこの法律第四條第三項若しくは第五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金を科する。

第十五條 左の場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の

合を含む。又は第六十九條において準用する商法第四百二十一

條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二 第五十六條若しくは第五十七條第二項の規定に違反して出

資一口の金額を減少し、又は第六十三條第二項において準用する第五十六條若しくは第五十七條第二項の規定に違反して組合の合併若しくは事業の全部の譲渡をしたとき。

十三 第五十八條、第五十九條又は第八十二條第二項の規定に違反したとき。

十四 第六十一條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十五 第六十九條において準用する商法第三百十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六 第六十九條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第六十九條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十八 第七十條第二項(第七十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十九 第七十七條第二項又は第三項の規定に違反したとき。

第十六條 第八條において私的独占禁止法第四十條及び第四十六條の規定を準用する場合の違反については、同法第九十四條及び第九十四條の二の規定を準用する。

附則

中小企業等協同組合法

この法律施行の期日は、公布の日から起算して一箇月を経過した日とする。但し、この法律中協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後八箇月を経過した日から施行する。

連合会の種類	地 区
酒類の製造又は販賣の事業を行う協同組合連合会	財務局の管轄区域
葉たばこの耕作若しくは製造たばこの販賣又は塩の製造若しくは販賣の事業を行う協同組合連合会	たばこ専賣法(昭和二十四年法律第百一十一号)第七十九條第二項の規定により大藏大臣が財務局長の職務を行う者として指定する日本専賣公社の役員又は職員が管轄区域
陸上運送業、小運送業、鉄道及び軌道の用に供する機械器具に関する事業その他陸運に関する事業を行う協同組合連合会	陸運局の管轄区域
水上運送業及び港湾運送業その他海運に関する事業を行う協同組合連合会	海運局の管轄区域
その他の協同組合連合会	通商産業局の管轄区域

参 照

第十九條 他人が登記シタル商號ハ同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲ニ之ヲ登記スルコトヲ得ズ

第二十條 商號ノ登記ヲ爲シタル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一ノ類似ノ商號ヲ使用スル者ニ對シテ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲ニ他人ノ登記シタル商號ヲ使用スル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス

第二十一條 何人ト雖モ不正ノ目的ヲ以テ他人ノ營業ナリト誤認セシムベキ商號ヲ使用スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ商號ヲ使用スル者アルトキハ之ニ因リテ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二十二條 不正ノ競争ノ目的ヲ以テ第二十條第一項ノ商號ヲ使用シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス前條第一項ノ規定ニ違反シタル者亦同ジ

第三十八條(第一項) 支配人ハ營業主ニ代リテ其ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

同條(第三項) 支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ

第三十九條 商人ハ數人ノ支配人が共同シテ代理權ヲ行使スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

○商法 (明治三十二年三月九日 法律第四十八號)

前項ノ場合ニ於テ支配人ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ營業主ニ對シテ其ノ效力ヲ生ズ

第四十一條 支配人ハ營業主ノ許諾アルニ非ザレバ營業ヲ爲シ、自己若ハ第三者ノ爲ニ營業主ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ會社ノ無限責任社員、取締役若ハ他ノ商人ノ使用人ト爲ルコトヲ得ズ

支配人が前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ爲ニ取引ヲ爲シタルトキハ營業主ハ之ヲ以テ自己ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ營業主が其ノ取引ヲ知りタル時ヨリ二週間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同ジ

第四十二條 本店又ハ支店ノ營業ノ主任者タルコトヲ示スベキ名稱ヲ附シタル使用人ハ之ヲ其ノ本店又ハ支店ノ支配人ト同一ノ權限ヲ有スルモノト看做ス但シ裁判上ノ行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ相手方が惡意ナリシ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十六條 會社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第二十二條 會社ガ第九十四條第四號又ハ第六號ノ事由ニ因リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢察官ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

第二十四條 清算人ノ職務左ノ如シ

一 現務ノ結了

中小企業等協同組合法

二 債權ノ取立及債務ノ辨濟

三 殘餘財産ノ分配

會社ノ代表スベキ清算人ハ前項ノ職務ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第二十五條 會社ハ辨濟期ニ至ラザル債權ト雖モ之ヲ辨濟スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ無利息債權ニ付テハ辨濟期ニ至ル迄ノ法定利息ヲ加算シテ其ノ債權額ニ達スベキ金額ヲ辨濟スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ利息債權ニシテ其ノ利率ガ法定利率ニ違セザルモノニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テハ條件附債權、存續期間ノ不確定ナル債權其ノ他債權ノ不確定ナル債權ニ付テハ裁判所ノ選任シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒテ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

第二十八條 清算人數人アルトキハ清算ニ關スル行爲ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第二十九條 第七十六條及第七十七條ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

業務執行社員ガ清算人ト爲リタル場合ニ於テハ從前ノ定ニ從ヒテ會社ヲ代表ス

裁判所ガ數人ノ清算人ヲ選任スル場合ニ於テハ會社ヲ代表スベキ者ヲ定メ又ハ數人が共同シテ會社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

トヲ得

第三百三十一條 清算人ハ會社ノ債務ヲ辨濟シタル後ニ非ザレバ會社財產ヲ社員ニ分配スルコトヲ得ズ但シ爭アル債務ニ付其ノ辨濟ニ必要ト認ムル財產ヲ留保シテ殘餘ノ財產ヲ分配スルコトヲ妨ゲズ

第二百三十九條(第四項) 總會ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二百四十條 前條第四項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決權ノ數ハ同條第一項ノ議決權ノ數ニ之ヲ算入セズ

第二百四十四條 總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長竝ニ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百四十七條 總會招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不正ナルトキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得決議ガ第三百四十三條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ亦同ジ

第八十八條、第二百五條第三項第四項及第九九條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス
第二百四十八條 決議取消ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス
口頭辨論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ
第二百四十九條 株主ガ決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ會社ノ

請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十條 決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ決議取消ノ判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二百五十一條 決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ決議ノ内容、會社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ取消ヲ不適當ト認ムルトキハ裁判所ハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第二百五十二條 第八十八條、第二百五條第三項第四項、第九九條、第二百四十九條及第二百五十條ノ規定ハ總會ノ決議ノ内容ガ法令又ハ定款ニ違反スルコトヲ理由トシテ決議ノ無効ノ確認ヲ請求スル訴ニ之ヲ準用ス

第二百五十三條 株主ガ第二百三十九條第四項ノ規定ニ依リ議決權ヲ行使スルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ決議ガ著シク不當ニシテ其ノ株主ガ議決權ヲ行使シタルトキハ之ヲ阻止スルコトヲ得ベカリシモノナルニ於テハ其ノ株主ハ訴ヲ以テ決議ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

第八十八條、第二百五條第三項第四項、第九九條及第二百四十八條乃至第二百五十條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百五十四條(第二項) 會社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ
第二百六十六條 取締役ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ取締役に會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

取締役ガ法令又ハ定款ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其ノ取締役ハ第三者ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百六十七條 株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキハ會社ハ決議ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ訴ニ付テハ株主總會ノ決議ニ依リニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得ズ

第二百七十四條 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十八條 監査役ガ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ取締役モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ監査役及取締役ハ之ヲ連帶債務者トス

第二百八十四條 定時總會ニ於テ前條第一項ノ承認ヲ爲シタル後二年内ニ別段ノ決議ナキトキハ會社ハ取締役又ハ監査役ニ對シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ取締役又ハ監査役ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百八十條 資本減少ノ無効ハ本店ノ所在地ニ於テ資本減少ノ登記ヲ爲シタル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債權者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得
第八十八條、第二百五條第二項乃至第四項、第九六條、第九七條、

第九九條、第三百三十七條及第二百四十九條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第四百十八條 清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二週間内ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ届出ヅルコトヲ要ス

一 解散ノ事由及其ノ年月日
二 清算人ノ氏名及住所

第四百十九條 清算人ハ就職ノ後遲滞ナク會社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

清算人ハ前項ノ承認ヲ得タル後遲滞ナク財産目録及貸借對照表ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

第四百二十條 清算人ハ財産目録、貸借對照表及事務報告書ヲ作り定時總會ノ日ヨリ二週間前ニ之ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第四百二十一條 清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其ノ債權ヲ申出ヅベキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ニハ債權者ガ期間内ニ申出ヲ爲サザルトキハ清算ヨリ除外セラルベキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第四百二十二條 清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其ノ債權ノ申出ヲ催告スルコトヲ要ス
知レタル債權者ハ之ヲ清算ヨリ除外スルコトヲ得ズ

第四百二十三條

清算人ハ第四百二十一條第一項ノ債權申出ノ期間内ハ債權者ニ對シテ辨濟ヲ爲スコトヲ得ズ但シ會社ハ之ガ爲ニ遲延ニ因ル損害賠償ノ責任ヲ免ルルコトナシ
清算人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得テ少額ノ債權及擔保アル債權其ノ他之ヲ辨濟スルモ他ノ債權者ヲ害スルノ虞ナキ債權ニ付辨濟ヲ爲スコトヲ得

第四百二十四條

清算ヨリ除外セラレタル債權者ハ未ダ分配セザル殘餘財産ニ對シテノミ辨濟ヲ請求スルコトヲ得
一部ノ株主ニ對シ既ニ分配ヲ爲シタル場合ニ於テハ他ノ株主ニ對シ之ト同一ノ割合ヲ以テ分配ヲ爲スニ要スル財産ハ之ヲ前項ノ殘餘財産ヨリ控除ス

第四百二十七條

清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ承認アリタルトキハ會社ハ清算人ニ對シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百二十八條

會社ノ設立ノ無効ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得
前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

第三百三十六條第三項、第三百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

ス

第六百二十六條 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫營業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫營業者カ預證券ノ所持人、若シ其所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ對シテ其滅失ノ通知ヲ發シタル日ヨリ之ヲ起算ス
前二項ノ規定ハ倉庫營業者ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六百二十七條(第二項) 倉荷證券ニハ預證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第六百二十八條 倉荷證券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ質權者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債權ノ辨濟期前ト雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ數量ヲ倉荷證券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律 (昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

第二十四條 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行爲には、これを適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制

中小企業等協同組合法

第六百十六條 寄託者又ハ預證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢若クハ其原本ノ摘出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
質入證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢ヲ求ムルコトヲ得

第六百十七條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人ガ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第六百十八條 倉庫營業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレハ保管料及ヒ立替金其他受寄物ニ關スル費用ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ應シテ其支拂ヲ請求スルコトヲ得

第六百十九條 當事者カ保管ノ期間ヲ定メサリシトキハ倉庫營業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレハ其返還ヲ爲スコトヲ得ス但己ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第六百二十四條 第五百二十四條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ寄託者又ハ預證券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ質入證券ノ所持人ノ權利ハ競賣代金ノ上ニ存在ス

第六百二十五條 第五百八十八條ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス

限することにより不当に對價を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
第四十條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。
第四十一條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に対し、必要な調査を囑託することができる。

第四十二條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。
第四十五條 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、職権を以て適当な措置をとることができる。

第四十六條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。
一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれら

の者から意見若しくは報告を徴すること

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、これに証拠を携帯させなければならない。

第四十七條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、特に前條に規定する処分があつたときは、その結果を明かにして置かなければならない。

第四十八條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いておりと認められる場合又は不当な事業能力の較差があると認められる場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の規定による勧告があつたときは、事業者は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を應諾するかしないかを通知しなければならない。

若しくは鑑定人を審訊することができる。

事業者は、弁護士その他適当な者を代理人とすることができる。

第五十三條 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の秘密を保つため必要があるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。審判には、速記者を立ち合わせて、陳述を筆記させなければならない。

第五十四條 公正取引委員会は、審判をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いておりと認める場合又は不当な事業能力の較差があると認められる場合には、審決を以て、事業者に対し第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條 審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第三十四條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十六條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十七條 審決は、文書によつてこれを行い、審決書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。審決書には、少数意見を附記することができる。

事業者が勧告を應諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで勧告と同趣旨の審決をすることができる。

第四十九條 前條第一項の場合において、事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引委員会は、当該事件について審判手続を開始することができる。

審判手続は、当該事業者に審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十條 審判開始決定書には、事件の要旨並びに審判の期日及び場所を記載し、且つ、事業者が出頭するべき旨を附記しなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書を発送した日から三十日後に、これを定めなければならない。

第五十一條 事業者は、審判開始決定書の送達を受けたときは、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。

第五十二條 事業者又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件について第七條、第八條第一項又は第二十條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、公正取引委員会に対し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に臨検して業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人

第五十八條 審決は、事業者に審決書の謄本が到達した時に、その効力を生ずる。

第五十九條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。但し、あらかじめ事業者及び当該第三者を審訊しなければならない。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、当事者として審判手続に参加することができる。

第六十一條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

第六十四條 公正取引委員会は、第五十四條の審決をした後においても、特に必要があるときは、第四十六條の規定により、処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

第六十六條(第二項) 公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、当該審決を維持することが不当であつて公共の利益に反すると認めるときは、審判手続を経て、審決を以てこれを取り消し、又は変更することができる。

第六十九條 利害関係人は、公正取引委員会に対し、事件記録の閲覧若しくは謄写又は審決書の正本、謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第七十條 この法律に定めるものを除く外、公正取引委員会の調査及び審判に関する手続その他事件の処理並びに第六十二條第一項及び第六十八條第一項の供託に關し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

第七十五條 第四十六條第一項第一号若しくは第二号又は同條第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第七十六條 公正取引委員会は、その内部規律及び事件の処理手続に關する事項について規則を定めることができる。

第七十七條 公正取引委員会の審決に不服のある者は、裁判所に審決の取消又は変更の訴を提起することができる。但し、審決がその効力を生じた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

前項の訴については、公正取引委員会を以て被告とする。

第七十八條 訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録（事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。）の送付を求めなければならない。

第七十九條 第七十七條第一項の訴の提起は、公正取引委員会の審査の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により、又は職権で、決定を以て公正取引委員会の審決の全部若しくは一部の執行の停止

を命じ、又はその処分を取り消し、若しくは変更することができる。

第八十條 第七十七條第一項に規定する訴訟については、公正取引委員会の認定した事實は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。

前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

第八十一條 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に關係のあるあたらしい証拠の申出をすることが出来る。

一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかつた場合

二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかったことについて過失がなかつた場合

前項各号に掲げる場合においては、当事者において、その事由を明かにしなければならぬ。

裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適當な措置をとるべきことを命じなければならない。

第八十二條 裁判所は、公正取引委員会の審決が、左の各号の一に該当する場合には、これを取り消すことができる。

○倉庫業法（昭和十年四月六日法律第四十一號）

第四條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ第一條ノ許可ヲ爲スニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務ニ關スル報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ業務及設備ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ臨檢ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帶スベシ

第九條 主務大臣ハ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ業務又ハ設備ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ事業計畫、營業規則又ハ保管料率表ノ變更ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主務大臣ハ第一條ノ許可ヲ受ケタル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ第四條ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル制限若ハ條件ニ違反シタルトキハ預證券及質入證券若ハ倉荷證券ノ發行ノ停止ヲ命ジ又ハ第一條ノ許可ノ取消ヲ爲スコトヲ得主務大臣第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行為ガ著シク寄託者又ハ預證券、質入證券若ハ倉荷證券ノ所持人ノ利益ヲ害シ又ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同ジ

第十二條 本法中主務大臣ノ職權ハ命令ヲ以テ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

一 審決の基礎となつた事實を立証する実質的な証拠がない場合

二 審決が憲法その他の法令に違反する場合
裁判所は、審決の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又は不当であると認めるときは、これを變更することが出来る。

第八十三條 裁判所は、公正取引委員会の審決を變更することを相当と認めるときは、變更するべき点を指示して事件を公正取引委員会に差し戻すことができる。

第八十七條（第一項） 東京高等裁判所に、第八十五條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

第八十八條 前條第一項に規定する事件に關する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合又はその判決が法令に違反することを理由とする場合に限り、上告することができる。

第九十四條 第四十六條第一項第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第九十四條の二（本書法律第二百十四号）